

平成 26 年 12 月 26 日(金) 現在

# 八幡浜市 第 7 次高齢者保健福祉計画 第 6 期介護保険事業計画

## (素案)

八幡浜市高齢者保健福祉計画等検討委員会の審議を経て、パブリックコメントとして実施するものです。

数値や表現等については、今後の検討により見直すことがあります。



平成 26 年 12 月

八幡浜市

## 目 次

第1章 計画策定の趣旨等 .....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の性格と位置づけ.....	2
第2章 計画の基本方向 .....	5
1. 八幡浜市の概況 .....	5
2. 人口構造 .....	6
3. 計画の基本理念と目標.....	12
4. 日常生活圏域の設定 .....	15
第3章 健やかな生活を支える取り組みの推進 .....	17
1. 健康づくり施策の推進.....	17
2. 生活支援施策の推進 .....	22
3. 介護予防給付事業 .....	23
4. 地域支援事業の推進 .....	24
第4章 地域包括ケア体制の拡充.....	29
1. 地域包括ケア体制の方向性と整備.....	29
2. 情報提供・相談体制の充実.....	31
3. 高齢者の社会参加及び自己実現の促進.....	36
4. 生活環境の充実 .....	38
第5章 介護保険の推進 .....	41
1. 介護保険サービスの現状 .....	41
2. 各年度における被保険者等の見込み .....	70
3. 介護給付・予防給付の見込み .....	74
4. 介護保険サービスの円滑な提供 .....	98
第6章 計画の推進に向けて.....	99
1. 制度の周知・啓発 .....	99
2. 計画の達成状況の点検.....	99
3. 高齢者保健福祉に関する行政等の体制.....	99
4. 計画推進における人材育成.....	100
第7章 第6期介護保険事業の数量的見込み.....	101
1. 総給付費等.....	101
2. 給付費の推移の比較 .....	104
3. 介護保険料の算出 .....	105

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1. 計画策定の背景と目的

### (1) 計画の背景

わが国の総人口は、平成26年1月1日現在、1億2,843万8千人で、このうち65歳以上の高齢者人口は、3,172万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は24.7%に達しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も高齢者人口は平成32年まで急速に増加するとともに、高齢化率についても総人口が減少に転じていることから、平成32年まで上昇することが見込まれています。

また、本市においても、総人口は平成26年8月末日現在、36,868人で、このうち65歳以上の高齢者人口は、13,062人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は、35.4%に達しています。

本計画においては、進展する高齢化に伴う諸問題に対応するとともに、八幡浜市としての高齢者保健福祉施策の目標を定め、その実現に向けた各施策の取り組み方策を明らかにしていきます。

### (2) 計画の目的

今後も少子高齢化が進展する中で、一人ひとりが長生きをして良かったと誇りを持って実感できる、豊かで活力のある社会を確立することが大切です。

これまでに、高齢者に係わる保健福祉施策の体系的・計画的な推進を図るため、平成12年度を初年度とする「旧八幡浜市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「旧保内町新老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、平成17年の合併後、平成21年3月には「八幡浜市第5次高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画」、平成24年3月には「八幡浜市第6次高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」を策定しました。

介護保険事業計画は、3年ごとに見直す必要があります。平成26年度末までに新しい計画を策定する必要があります。また、これに加えて関係法令等の改正に対応した施策の方向性を明示します。

なお、高齢者保健福祉計画では、健康づくり、生きがいづくり、地域福祉・地域包括ケアの拡充など、総合的な高齢者施策を盛り込みながら計画を策定しています。

## 2. 計画の性格と位置づけ

### (1) 計画の性格

本計画は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」から構成されています。「高齢者保健福祉計画」は、八幡浜市における高齢者保健福祉施策全般にわたる計画として位置づけます。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険の給付に係るサービスの必要量及び供給量の見込み、ならびにサービスの供給体制の確保策をはじめとする、制度の円滑な運営をめざした方策を示すものです。

### (2) 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」等に基づき、高齢者保健福祉事業を円滑に進め、高齢者が健康で安心して生活できる地域づくりを進めていく役割を担います。

また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づき、介護給付・予防給付、地域密着型サービスや保健・医療・福祉に係るサービス等を総合的かつ効果的に提供する役割を担っています。

### (3) 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉に携わる関係者及び被保険者代表、費用負担者代表、関係行政機関の職員等で構成される「八幡浜市高齢者保健福祉計画等検討委員会」を開催し、協議・検討を行いながら策定しています。

#### (4) 関連計画等

本計画の策定にあたり、関連する県の計画及び市の計画とそれぞれ調整を図ります。

県の関連計画	・愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画	県における高齢者の保健・福祉や介護に関する計画
	・愛媛県地域保健医療計画	保健医療施策の基本指針
県の障害者計画	・愛媛県障害者計画	障害者基本法に基づく県計画
	・愛媛県障害福祉計画	障害者自立支援法に基づく県計画
市の上位計画	・総合計画	市の最上位計画で、各施策の方向を示すもの
市の関連計画	・障害者計画・障害福祉計画 ・次世代育成支援行動計画 ・健康づくり計画 ・特定健康診査等実施計画 など	総合計画で示された方向性にしたがって、保健福祉分野の施策を具体的に推進する計画

#### (5) 高齢者・認定者等の実態調査

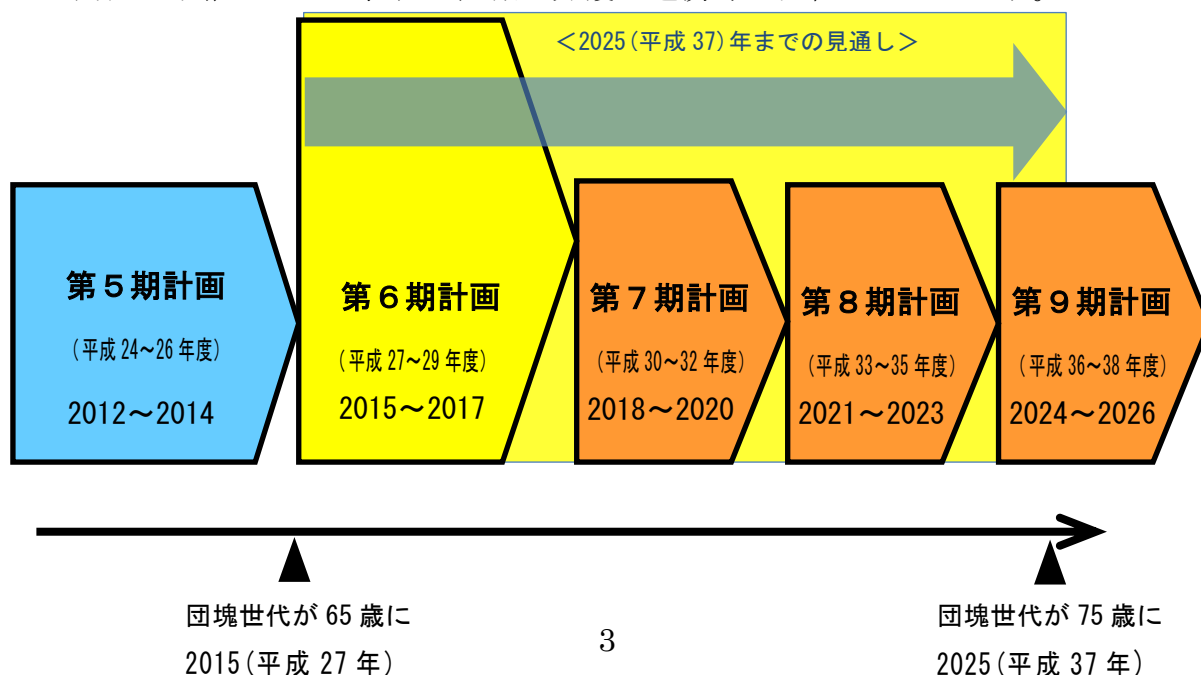
住民が健康で安心して暮らすことのできる長寿社会の実現に向けて、今後の高齢者保健福祉施策を推進するための基礎資料とすることを目的に、「八幡浜市民の保健福祉に関する意識調査」を実施しました。

また、介護保険サービスの見込みや提供体制等を検討するため、「八幡浜市第6期介護保険事業計画等策定に係るヒアリング」を実施しました。

#### (6) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

本計画は、平成37年度に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しながら、在宅医療と介護の連携等を強化していきます。





## 第2章 計画の基本方向

### 1. 八幡浜市の概況

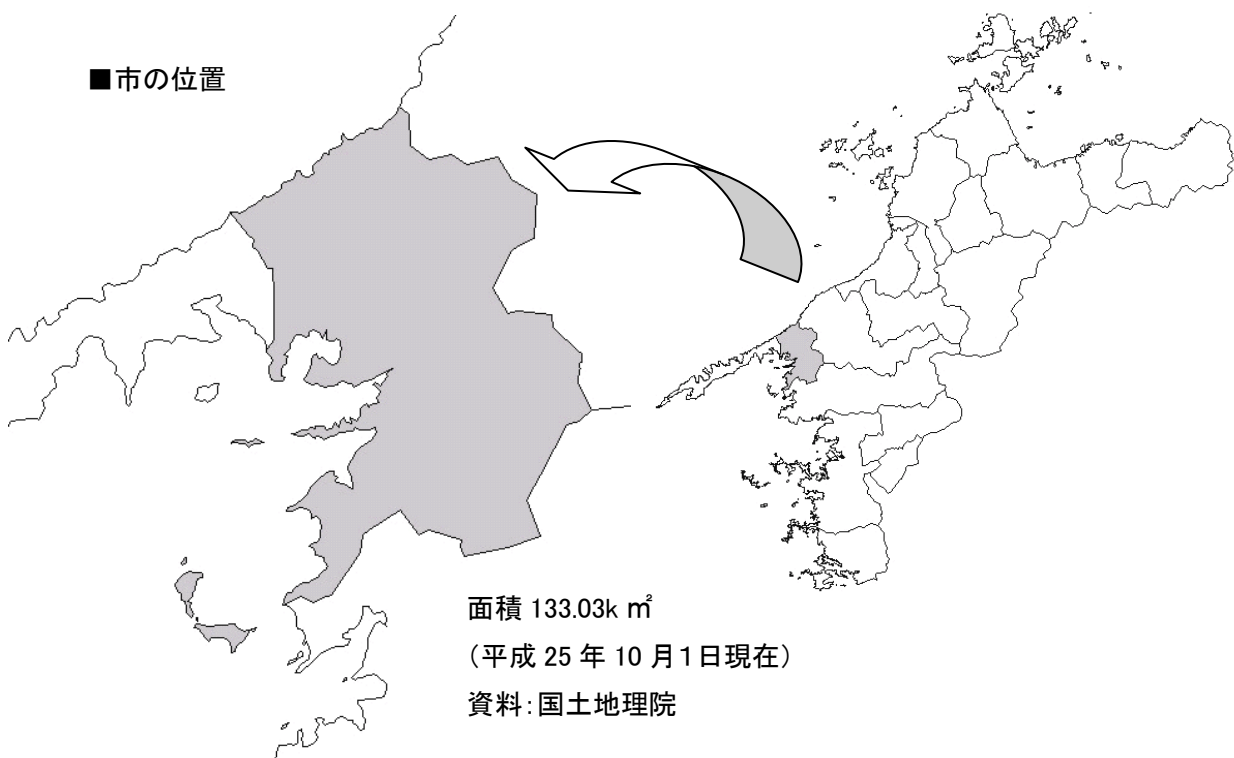
八幡浜市は愛媛県西端にある佐田岬半島の付け根に位置し、北に伊予灘、西に宇和海を望み、丘陵地が多く、海はリアス式海岸が続き、温暖で風光明媚な都市です。

古くは、九州や関西地方との海上交易が盛んで「伊予の大阪」と謳われ、現在は、四国の西の玄関口、西四国の交流・交易活動の拠点として発展しています。

温暖な気候と地形を生かした柑橘栽培が盛んで、温州ミカンには質量ともに全国有数の産地です。また、漁業も盛んです。

古来、この地域では「風」をとらえた意欲的な取り組みが行われてきました。宇和海に漕ぎ出し、遠くアメリカ大陸に渡った打瀬舟、二宮忠八の玉虫型飛行機、医聖とよばれた蘭学者二宮敬作のほか、県下で初めての国立銀行が創設され、紡績工場が興り、四国初の電灯が灯ったのもこの地域でした。

八幡浜市では、このような先人の進取の気風や営みを大切にし、『時代の「風」をとらえ、未来への前進力となる。さらにこの地域に住む人・事業を営む人の「ちえ」、「わざ」、「ちから」が組み合わせられて、この地方から「風」が沸き起こる。』という願いを込めて、『いま 共に育む 進取のまちづくり 風とらえ風おこす』をキャッチフレーズとしてまちづくりに取り組んでいます。



## 2. 人口構造

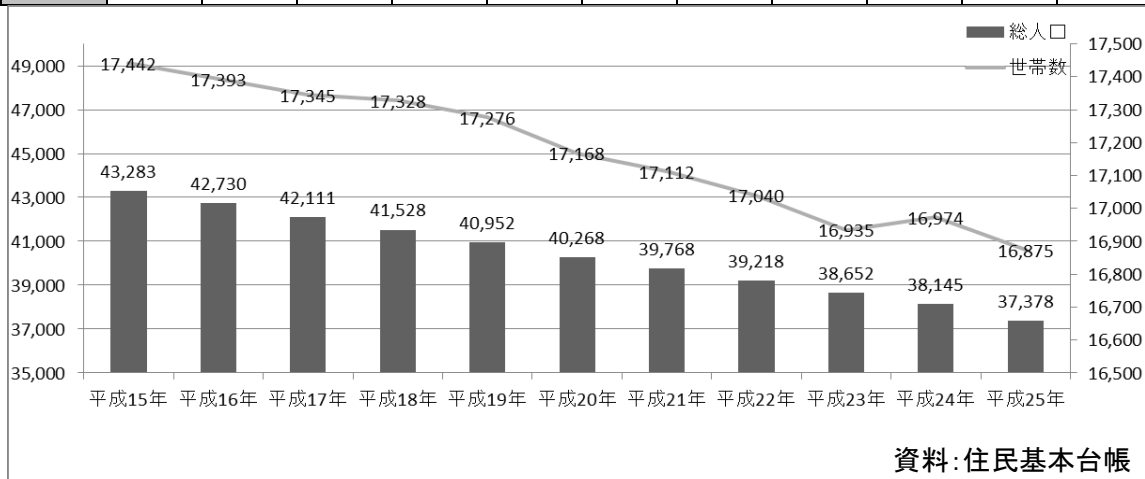
### (1) 人口・世帯の推移

本市における人口及び世帯の推移状況を見ると、人口は平成15年の43,283人から平成25年には37,378人まで減少しています。また、世帯は平成15年の17,442世帯から平成25年には16,875世帯まで減少しています。人口及び世帯ともに減少傾向にあります。

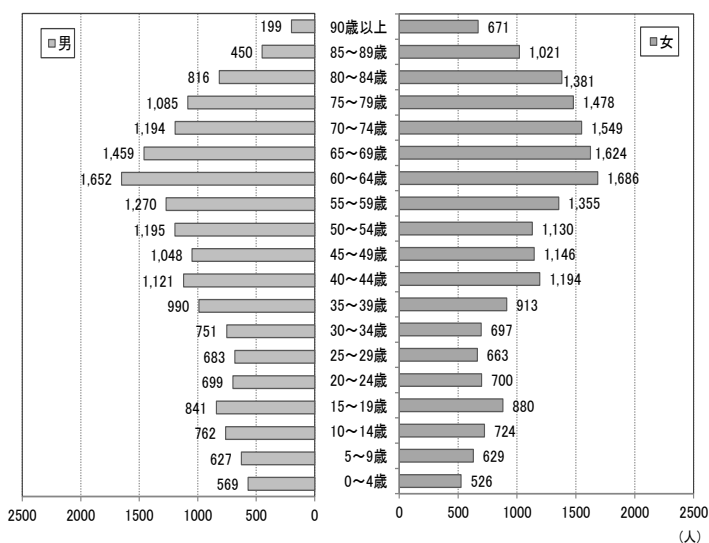
■人口及び世帯の推移状況(各年12月)

単位:人・世帯

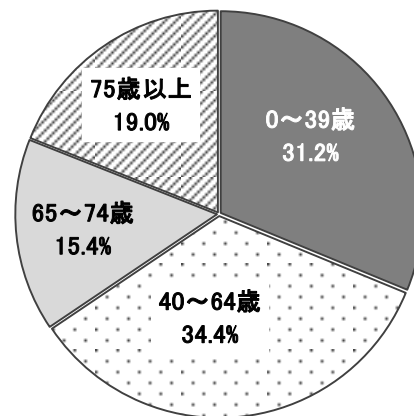
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	43,283	42,730	42,111	41,528	40,952	40,268	39,768	39,218	38,652	38,145	37,378
世帯数	17,442	17,393	17,345	17,328	17,276	17,168	17,112	17,040	16,935	16,974	16,875



■人口構成の状況 1 (平成25年12月)



■人口構成の状況 2 (平成25年12月)





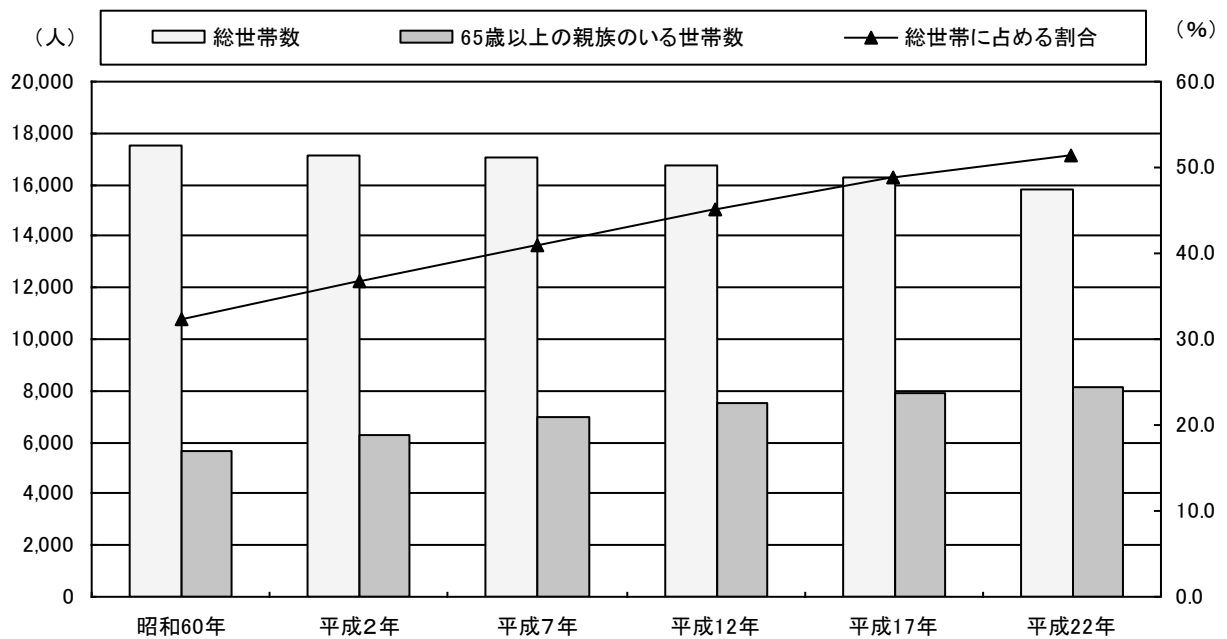
## (2) 高齢者のいる世帯の状況

65歳以上の親族のいる世帯数をみると、平成22年には8,116世帯と増加傾向にあり、総世帯に占める割合も増加しています。

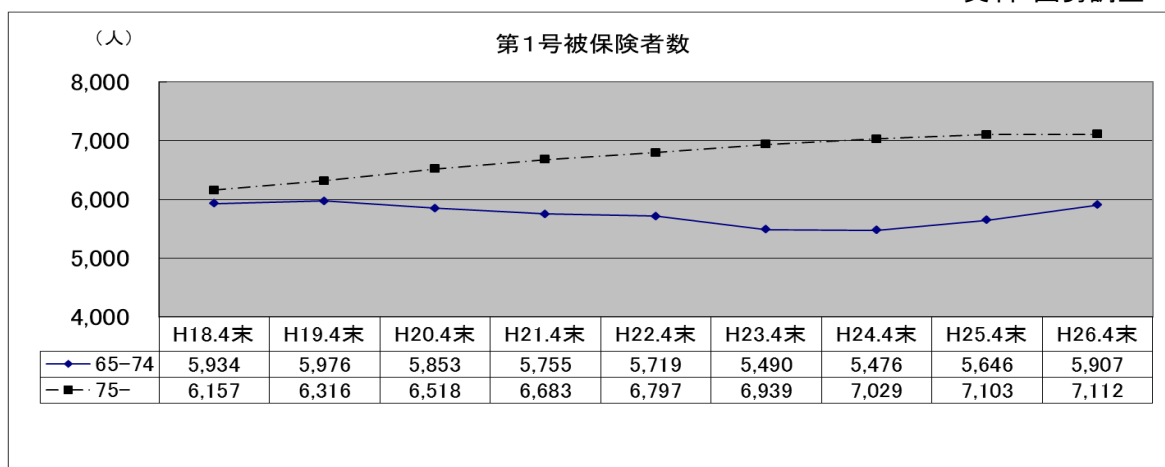
■ 高齢者のいる世帯の状況

単位：世帯・%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	17,539	17,141	17,067	16,755	16,273	15,807
65歳以上の親族のいる世帯数	5,660	6,312	6,976	7,546	7,935	8,116
総世帯に占める割合	32.3	36.8	40.9	45.0	48.8	51.3



資料：国勢調査



資料：八幡浜市

### (3) 要介護認定者の状況

要介護認定者の推移状況をみると、平成18年の1,958人から平成26年には2,475人まで増加しています。

また、推移状況を軽度・中重度別でみると、要介護2～5（中重度）では平成19年以降はほぼ横ばいで推移、要支援1・2及び要介護1（軽度）では増加傾向にあります。

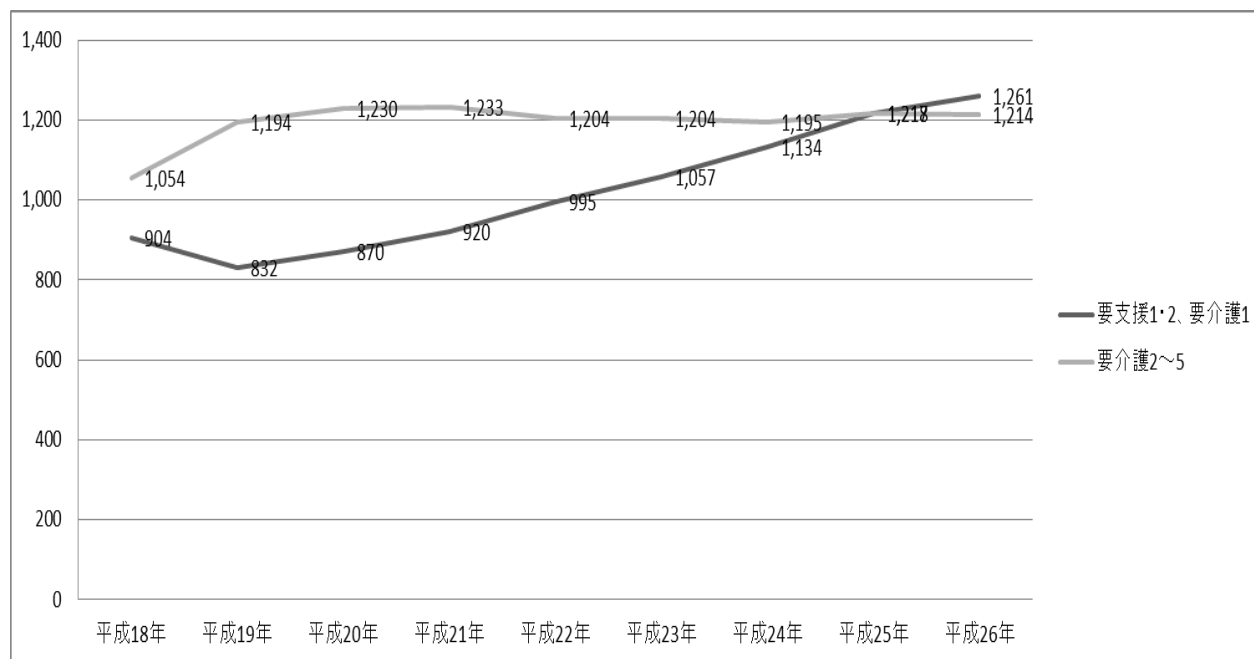
■要介護認定者の推移状況(各年4月)

単位:人

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	17	190	174	170	259	312	340	382	411
要支援2	35	232	269	291	241	229	227	218	211
要支援 (経過的要介護)	250	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護1	602	410	427	459	495	516	567	617	639
要介護2	339	388	388	393	377	336	323	310	317
要介護3	250	309	317	303	282	314	281	281	252
要介護4	265	280	292	285	292	316	348	337	383
要介護5	200	217	233	252	253	238	243	290	262
合計	1,958	2,026	2,100	2,153	2,199	2,261	2,329	2,435	2,475

資料:八幡浜市

■要介護認定者の推移状況(軽度:要支援1・2、要介護1 中重度:要介護2～5別)



資料:八幡浜市

## (4) 八幡浜市民の保健福祉に関する意識調査

### ①調査の目的

八幡浜市における市民の保健福祉や介護保険施策に対するサービスの実態把握を行い、平成26年度に策定する第7次高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画等策定の基礎資料とするために実施しました。

### ②調査の種類

調査は「高齢者一般対象調査」及び「要支援・要介護認定者対象調査」の2種類を実施しました。

- 高齢者一般対象調査
- 要支援・要介護認定者対象調査

### ③調査設計

調査票	調査対象者	調査部数	調査方法	調査期間
高齢者一般対象調査	65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方から抽出	1,600部	郵送による配布・回収	平成26年2月
要支援・要介護認定者対象調査	認定を受けている方(要介護2までの要支援1・2及び要介護1・2かつ介護3施設利用者は除外)から抽出	400部		

※調査部数の割合は、「要支援・要介護認定者対象調査」1に対して「高齢者一般対象調査」4の割合で調査しています。

### ④回収結果

配布・回収結果の状況を見ると、2,000部の配布部数のうち、回収部数は1,188部、回収率は59.4%となっています。

また、調査票別では「高齢者一般対象調査」が1,600部の配布部数のうち、回収部数は961部、回収率は60.1%となっており、「要支援・要介護認定者対象調査」が400部の配布部数のうち、回収部数は227部、回収率は56.8%となっています。

種類	配布部数	回収部数	回収率
高齢者一般対象調査	1,600部	961部	60.1%
要支援・要介護認定者対象調査	400部	227部	56.8%
合計	2,000部	1,188部	59.4%

## (5) 事業所ヒアリング調査

### ①調査の目的

第6期介護保険事業計画等策定の基礎資料とするために、市内の事業所のヒアリング調査を実施しました。

### ②結果の概要

#### ●予防の効果について

サービスを提供し始めてから利用者に改善・予防の効果が出ていると思うかについては、「やや効果が出ている」が15件で最も多く、次いで、「どちらともいえない」が11件となっています。

#### ●サービスの充足について

サービスの充足状況については、「充分である」が16件で最も多く、次いで、「ぎりぎりである」が13件となっています。

#### ●サービスの質の向上について

サービスの質の向上のための取り組みについては、「各種研修会、学習会・セミナーの実施や参加」が33件で最も多く、次いで、「事故防止のために事例の収集・共有を図っている」が30件、「管理者が直接サービス提供の状況を確認し指導している」と「意見箱を設置している」が19件となっています。

#### ●事業を運営するうえでの問題点について

事業を運営するうえで、問題点に感じていることについては、「職員の雇用の確保」が27件で最も多く、次いで、「介護報酬が低い」が21件となっています。

#### ●行政の支援等について

事業を行ううえで、行政の支援等が必要と思われることについては、「介護保険制度に関する最新情報の提供」が17件で最も多く、次いで、「処遇困難者への対応またはその支援」が16件となっています。

#### ●苦情等について

寄せられた苦情等の対応については、「事務所内でほぼ対応した」が21件で最も多く、次いで、「内部で解決できないものについては、関係機関へ連絡を取るなど、連携して対応した」が14件となっています。直近1年間で多く受けた苦情については、「特に苦情はない」が15件で最も多く、次いで、「サービス提供スタッフに不満がある」が14件となっています。

#### ●認知症の方の対応が難しい症状について

認知症の方のサービス利用で対応が難しい症状については、「徘徊」・「物盗られ妄想」が7件で最も多く、次いで、「介助拒否」が6件となっています。

### ●地域包括支援センターとの連携の取り組みについて

地域包括支援センターとの連携において取り組んでいることについては、「介護予防事業での連携」が 22 件で最も多く、次いで、「支援困難事例についての個別指導・相談」が 16 件となっています。

### ●地域の各種団体や組織との関わりの有無について

地域の各種団体や組織（民生委員、自治会、社協等）との関わりの有無については、「事業所（施設も含む）の近隣の団体や組織とのかかわりがある」が 23 件で最も多く、次いで、「利用者の居住地域の団体や組織とのかかわりがある」が 17 件となっています。

### ●医療機関との連携の取り組みについて

医療機関との連携において取り組んでいることについては、「医療機関から利用者の健康管理や処置について助言を受けている」が 28 件で最も多く、次いで、「緊急時の対応」が 23 件となっています。

### ●関係機関との連携について

関係機関との連携については、「十分に連携がとれている」においては『利用者・家族』が 15 件で最も多く、次いで「医療機関」が 12 件となっています。反対に、「まったく連携はとれていない」においては『ボランティア・NPO』が 6 件で最も多くなっています。

		十分に連携がとれている	まあまあ連携はとれている	どちらとも言えない	あまり連携はとれていない	まったく連携はとれていない	連携をとる必要がない	不明・無回答
① 地域包括支援センター	件数	10	19	6	1	0	1	1
	%	26.3	50.0	15.8	2.6	0.0	2.6	2.6
② 医療機関	件数	12	15	8	3	0	0	0
	%	31.6	39.5	21.1	7.9	0.0	0.0	0.0
③ 行政機関	件数	7	16	12	2	0	0	1
	%	18.4	42.1	31.6	5.3	0.0	0.0	2.6
④ 居宅介護支援事業者	件数	9	21	5	3	0	0	0
	%	23.7	55.3	13.2	7.9	0.0	0.0	0.0
⑤ 他の介護保険事業所	件数	1	20	12	5	0	0	0
	%	2.6	52.6	31.6	13.2	0.0	0.0	0.0
⑥ ボランティア・NPO	件数	2	12	13	4	6	1	0
	%	5.3	31.6	34.2	10.5	15.8	2.6	0.0
⑦ 利用者・家族	件数	15	22	1	0	0	0	0
	%	39.5	57.9	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0

### 3. 計画の基本理念と目標

#### (1) 計画の基本理念

今後とも進行すると予測される少子高齢化社会では、地域社会全体の支えのもと、高齢者が健康増進や介護予防、生きがいつくり等の取り組みによって、健康でいきいきと生活できるまちづくりが大切です。介護が必要となっても、その人にあったサービスを利用して自分らしく生活できるまちづくりも大切です。

また、高齢者の豊かな生活や幸せづくりのためには「自助努力で介護状態になるのを防ぐ」という個人の視点から、「地域社会全体で、健康づくり・生きがいつくりを支援し、健康づくり・生きがいつくりの輪を広げていく」という視点に転換していくことが重要です。

第6期介護保険事業計画は、第5期までを通じて明らかになった課題や、新たな要望などに対する取り組みをさらに推進していく必要があります。

そこで、第6期目となる本計画においては、以下のとおり基本理念を定めま

#### ■基本理念

健康で生きがいに満ちた「幸」齢社会をめざして

## (2) 計画の目標

基本理念に沿って、本計画の目標を以下のように設定します。

### I. 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めます。

#### ①介護給付等対象サービスの充実・強化

継続的な支援体制の整備を図るため、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえサービスを検討します。

#### ②在宅医療の充実及び在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の整備

住みなれた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で連携を図ることのできる体制を整備します。

#### ③介護予防の推進

高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活ができるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要と考えます。

#### ④日常生活支援を支援する体制の整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備するため、市が中心となって事業主体の支援・協働体制の充実・強化を進めます。

#### ⑤高齢者の住まいの安定的な確保

住まいは保健・医療・介護などのサービスが提供される前提であり、高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保します。

## Ⅱ. 認知症施策の推進

今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアパスを確立しながら、早期診断・対応等本人・家族への支援を実施する体制を構築します。



## 4. 日常生活圏域の設定

第3期介護保険事業計画より、地域特性に応じた「日常生活圏域」を設定し、圏域ごとに必要なサービス見込み量を定めることとされています。

第6期介護保険事業計画においても、日常生活圏域を設定し、地域密着型サービス等の整備を行っていきます。

### ※日常生活圏域の設定について

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市内を日常生活の圏域にわけ、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととしている。生活圏域の設定については、以下の事項を総合的に勘案し、保険者ごとに定める。

- 地理的条件                      ■人口                              ■交通事情その他社会的条件
- 介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況など

第6期介護保険事業計画においても、第3期介護保険事業計画の際に設定し、第5期介護保険事業計画まで継承してきた「南圏域」と「北圏域」の2圏域を引き継いでいきます。

### ■日常生活圏域の状況(平成26年8月末現在)

単位:世帯・人

	世帯数	人口		
		男	女	計
南圏域 (日土町・保内町を除く)	11,610	11,504	13,396	24,900
北圏域 (日土町・保内町)	5,211	5,708	6,260	11,968

資料:住民基本台帳

## ■日常生活圏域における介護サービス事業所の状況(平成26年7月時点)

単位:か所

圏域	事業所 総数	サービス区分	事業所数
南圏域 日土町 保内町を除く	66	居宅介護支援	14
		介護予防支援	1
		訪問介護(ホームヘルプ)	11
		訪問入浴介護(巡回入浴)	2
		訪問看護ステーション	2
		通所介護(デイサービス)	6
		通所リハビリテーション(デイケア)	5
		短期入所生活介護(ショートステイ)	4
		短期入所療養介護(ショートステイ)	3
		特定施設入居者生活介護	2
		認知症対応型通所介護	2
		小規模多機能型居宅介護	1
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	4
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2
		介護老人保健施設	2
		介護療養型医療施設	1
		福祉用具貸与	4
北圏域 日土町 保内町	16	居宅介護支援	1
		訪問介護(ホームヘルプ)	1
		通所介護(デイサービス)	4
		短期入所生活介護(ショートステイ)	1
		認知症対応型通所介護	2
		小規模多機能型居宅介護	1
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	3
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1
		福祉用具貸与	2

※WAM NET等の資料をもとに作成

資料:八幡浜市

## 第3章 健やかな生活を支える取り組みの推進

### 1. 健康づくり施策の推進

八幡浜市の死亡原因の状況を見ると、平成24年では、第1位「悪性新生物」・第2位「心疾患」・第3位「肺炎」となっており、脳血管疾患より肺炎による死亡が増えています。一方で介護保険の認定者の原因疾患を見ると、平成26年では、第1位「骨・運動器疾患」・第2位「認知症」・第3位「脳血管疾患」となっています。

高齢社会を健康で活力のあるものにするためには、壮年期の健康づくりを重視し、生活習慣病の予防と寝たきりや認知症などの原因となる生活機能の低下、生活環境上の問題等の改善を図るための保健サービスを実施し、現在介護を必要としない方が要介護状態となることを予防するための取り組みを推進します。

そして、生涯にわたる健康づくりを市民一人ひとりで、あるいは、地域全体で取り組み、「活動的な85歳」を目標に心身ともに健やかに暮らせるまちづくりをめざします。

「八幡浜市民の保健福祉に関する意識調査」において、介護・介助が必要かどうかたずねたところ、高齢者一般対象調査では、「介護・介助は必要ない」が8割以上を占めているのに対して、要支援・要介護認定者対象調査では、「介護・介助は必要ない」は18.1%に過ぎず、「現在、何らかの介護を受けている」が6割に達しています。介護・介助が必要になった主な原因については、高齢者一般対象調査、要支援・要介護認定者対象調査とも、「高齢による衰弱」が最も多く、ついで一般高齢者では「脳卒中」、「心臓病」、「認知症」、要支援・要介護認定者では「骨折・転倒」、「脳卒中」、「心臓病」、「認知症」の順になっています。

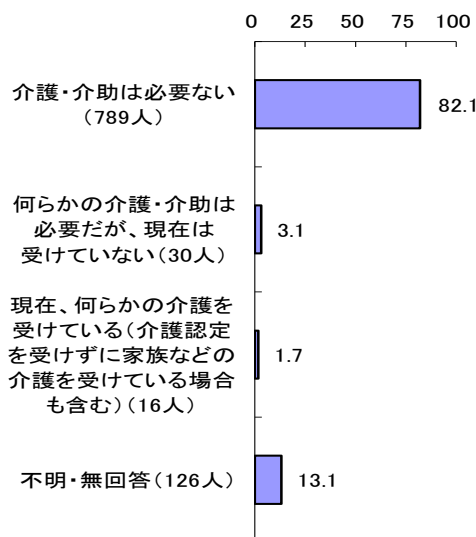
また、現在治療中、または後遺症のある病気の有無については、高齢者一般対象調査でも73%が「ある」となっており、要支援・要介護認定者に限らず、今後、健診や健康づくり事業を通じて、介護予防対策を推進していく必要があります。

また、普段、自分で健康だと思うかについて、平成23年時点（第5期調査）と平成26年時点（第6期調査）を比較すると、ほぼ同様の結果となっております。

■介護・介助が必要か

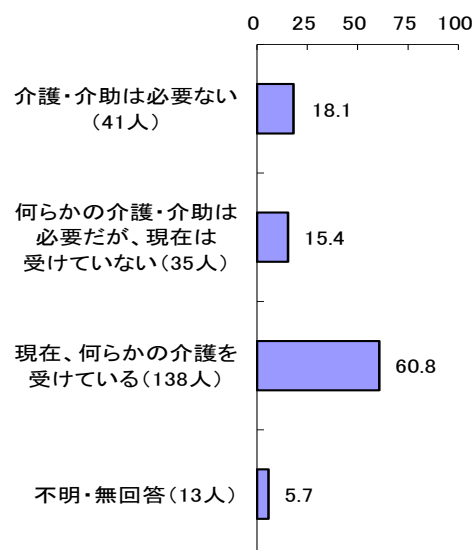
＜高齢者一般対象調査＞

サンプル数：961 単位：%



＜要支援・要介護認定者対象調査＞

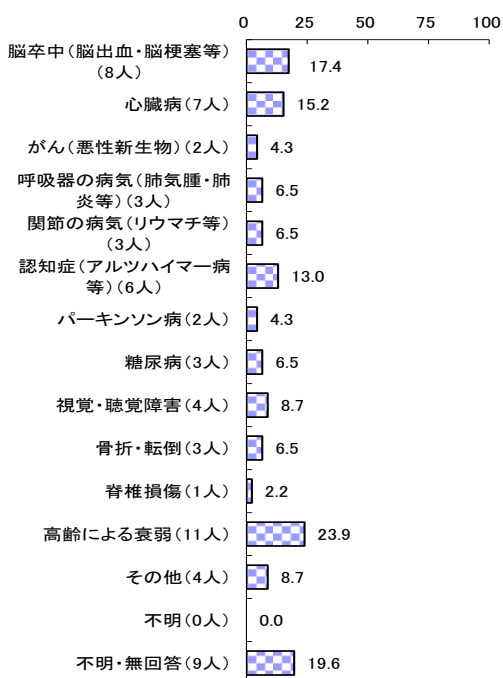
サンプル数：227 単位：%



■介護・介助が必要になった主な原因

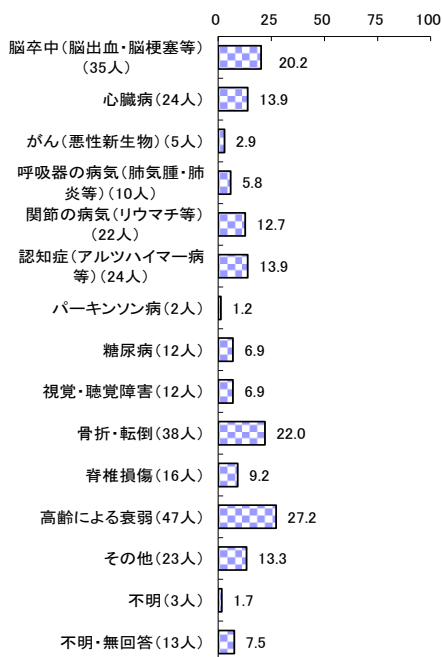
＜高齢者一般対象調査＞

サンプル数：46 単位：%



＜要支援・要介護認定者対象調査＞

サンプル数：173 単位：%

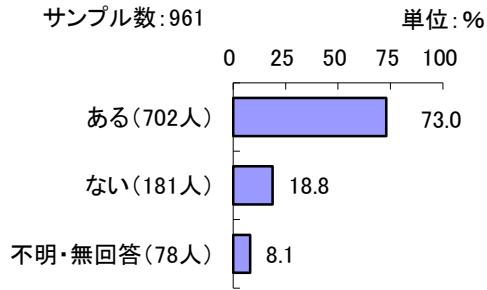


※その他:「脳梗塞」「手、足、腰が痛い」「硬膜下接種」「右半身麻痺」

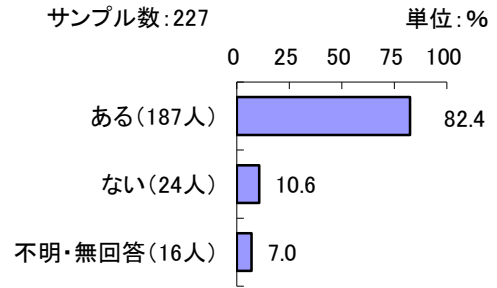
※その他:「事故により脊骨圧迫骨折」「高齢」「右左人工股関節」「座骨神経痛」「足が痛くて歩けない」「足腰が弱い。少しボケている。トイレも常時おむつ」「骨粗鬆症」「変形性膝関節症」「ネフローゼ」「肝硬変 高血圧」「透析」「膀胱直腸機能障がい」「関節節症、ハエ」「ヘルニア手術による下肢の神経麻痺、白内障」「坐骨神経痛」「目の障がい」「同居者が死亡したため(息子)」「尿路感染症による入院」「透析患者」「腸の手術」「歩行困難」「アルコール依存症」

■現在治療中、または後遺症のある病気の有無

<高齢者一般対象調査>



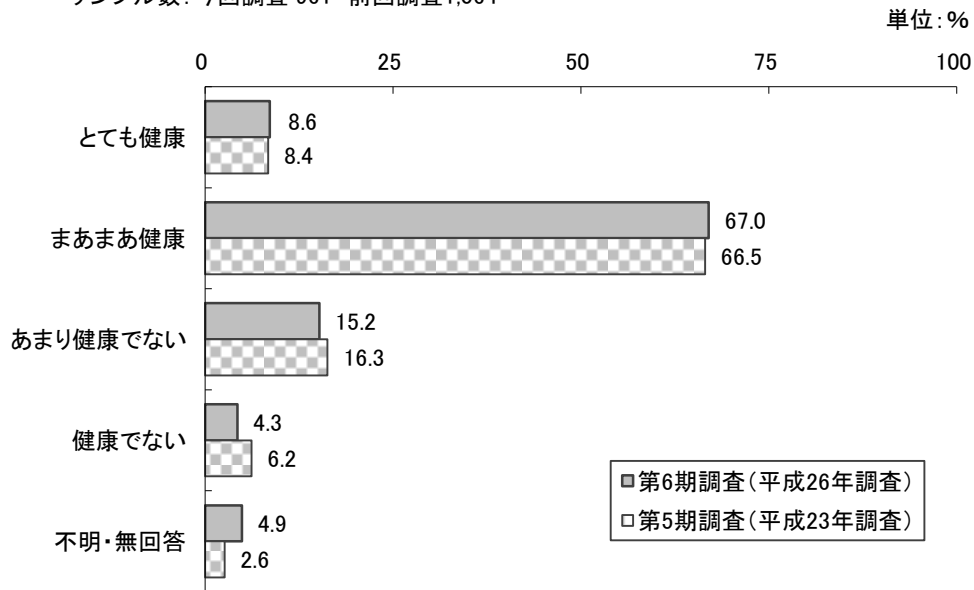
<要支援・要介護認定者対象調査>



<経年変化（第5期調査との比較）高齢者一般対象調査>

■普段、自分で健康だと思うか

サンプル数: 今回調査 961 前回調査 1,064



## (1) 健康づくりの推進

八幡浜市の平成25年度の国保医療費の総額は、約44億7千万円で一人当たりの医療費は約36万2千円、また、後期高齢者医療費の総額は、約68億9千万円で一人当たりの医療費は約94万9千円であり、年々増加傾向にあります。高血圧性疾患、糖尿病等生活習慣に起因する疾患が高医療費疾病の上位を占めており、その中でも、高医療費トップの腎不全の中には、糖尿病の悪化によるものもみられるため、早期発見・悪化防止など生活習慣病対策が急がれます。そのため、糖尿病予備軍に対して、効果的・効率的な啓発と生活習慣の改善に向けた健康づくりを推進していきます。

### ①健康手帳の配布

各種健康診断・がん検診の結果や診療記録その他健康に関する情報を記録するための健康手帳を配布し、活用方法を指導しながら、健康意識を啓発していきます。65歳以上の市民に対しては、介護予防につながる活用方法にも取り組みます。

### ②健康教育

保健センターや各地区公民館・集会所など市民の身近な場所で、高血圧・糖尿病等の予防、特にメタボリックシンドロームに関する正しい知識の普及を図り、自らの健康は自らがつくる意識を広めます。

また、高齢者の自立支援という観点から生活が自立し「活動的な85歳」を目標に、脳卒中・認知症・転倒骨折など介護予防のための知識の啓発・生活習慣の改善に向けた取り組みをより一層充実していきます。

### ③健康相談

健康診査の結果説明会などで保健師・栄養士等が健康に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行い、個々の健康管理を支援します。

### ④健康診査

メタボリックシンドロームや生活習慣病などの予防・早期発見を目的に、平成20年4月より特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられました。

市民自らが健康状態を把握する機会として、より市民の方が受けやすい健診体制の充実とPRに努めます。

### ⑤がん検診

がん等の早期発見を目的として、胃がん検診、結核・肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、子宮頸がん検診、乳がんマンモグラフィ検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、腹部超音波検診を実施します。より市民の方が受けやすい検診体制の充実とPRに努めます。精度向上のため、精密検査受診率100%をめざし、受診勧奨に取り組みます。

### ⑥歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう歯の喪失予防のため、歯周疾患検診を実施します。また、歯周疾患は糖尿病の6番目の合併症と言われており、血糖測定も併せて実施し、糖尿病の早期発見治療につなげます。

### ⑦訪問指導

健診の要指導者や健康上支援が必要な方等を対象に、保健指導のための訪問を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ります。

## (2) 高齢者精神保健対策の推進

高齢者の心の問題は、認知症やうつ病、アルコール問題、自殺等、複雑で多岐にわたるものが多く、病状の変化に応じて専門医の見極めが必要になります。

また、高齢者の精神保健福祉について、精神科医師等の相談や訪問指導を行い、高齢者の精神保健の向上を図るとともに、疾病の重症化や介護負担の増加を予防します。

今後は、ケアマネジャー(介護支援専門員)やホームヘルパー(訪問介護員)、施設職員等、高齢者介護に関わる職員を対象に、精神保健福祉に関する研修会への参加を促し、資質の向上を図ります。

## 2. 生活支援施策の推進

在宅において、何らかの支援が必要なひとり暮らし高齢者や、高齢者世帯などに、必要とされる介護予防・生活支援のための（介護保険外）サービスを提供し、高齢者の自立と生活の質の確保を図ります。

### ①緊急通報システム事業

65歳以上の独居者及び高齢者のみの世帯の方で日常生活に注意が必要な方に対して、緊急通報用機器を貸与していきます。

### ②介護予防教室通所事業

65歳以上の独居者などで家に閉じこもりがちで虚弱な方に対して、健康で生きがいを持って生活できるような健康体操、レクリエーションなどを実施して、介護予防に努めます。また、今後は新しい総合事業にあわせて地域支援事業に移行します。

### ③老人日常生活用具給付事業

65歳以上の独居者などで日常生活上の援助が必要な方に対して、安全確保のため、火災報知器、自動消火器、電磁調理器を給付していきます。

### ④高齢者外出支援事業

75歳以上のひとり暮らし、または、65歳以上のみで構成する世帯の75歳以上の方を対象として、タクシーやバス等を利用する際の助成を行います。

### ⑤生活管理指導員派遣事業

65歳以上の独居者等で自立した生活に援助が必要な高齢者に、日常生活に関する指導、家事に対する指導等を行います。

### ⑥生活管理指導短期宿泊事業

社会適応が困難な高齢者に、養護老人ホーム等に短期間入所していただき、日常生活の指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防します。

### ⑦独居高齢者等見守りネットワーク事業

70歳以上の独居者及び高齢者のみの世帯が、安心して日常生活がおくれるように、地域住民が一体となって見守る体制を形成します。



### 3. 介護予防給付事業

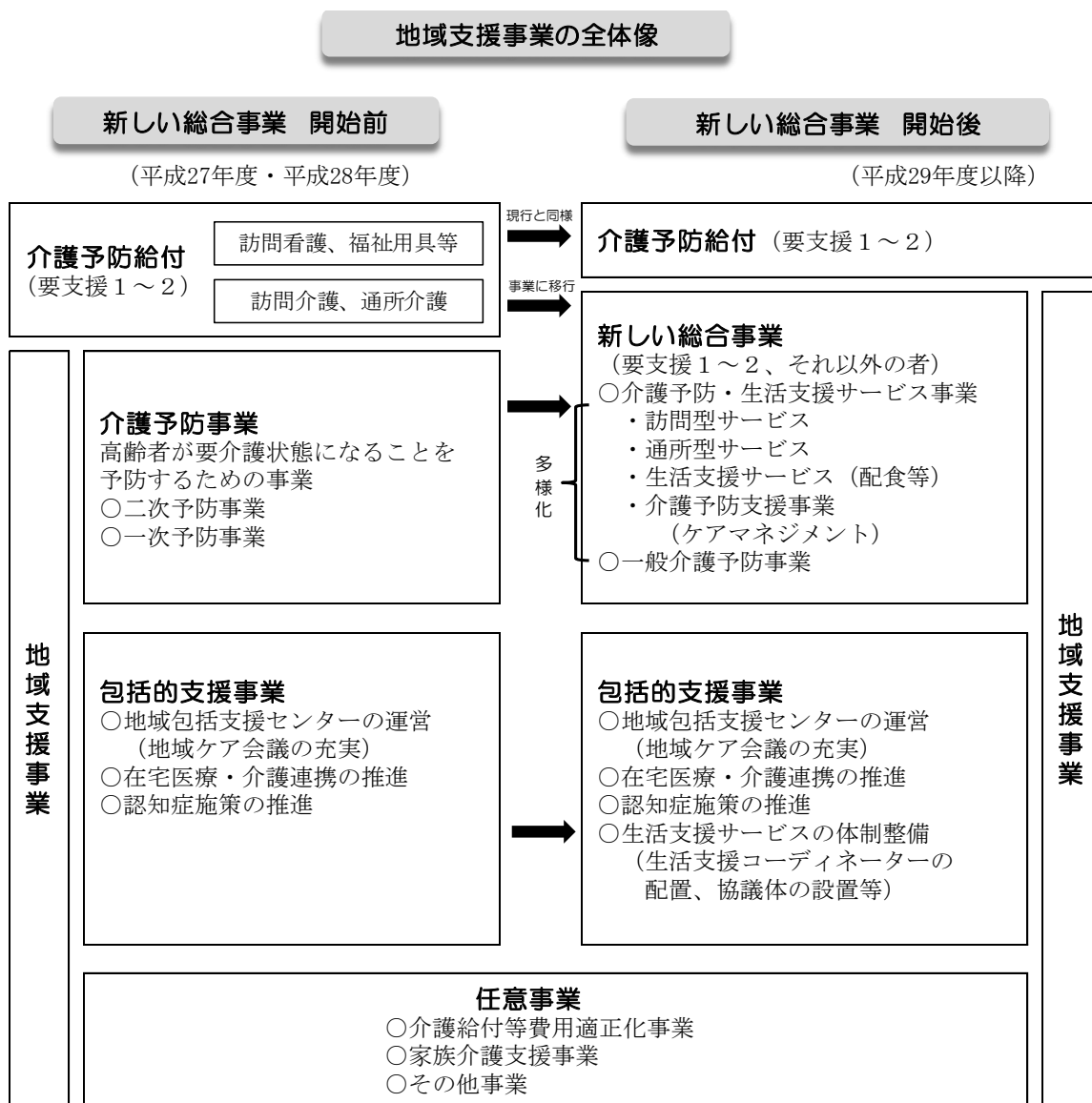
介護認定審査会で要支援1, 2と認定された方に対して、状態の維持改善のための介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、支援します。

総合支援事業実施後は、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が新しい訪問型サービス、通所型サービスに移行しますが、それ以外のサービスの利用に関しては従来通り介護予防給付事業で対応します。

#### i) 介護予防給付ケアプラン作成（要支援1・2）

作成者区分

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所(委託事業所)



## 4. 地域支援事業の推進

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

なお、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）の開始前と開始後で、実施内容が大きく異なります。

### （1）介護予防事業

平成28年度までは、新しい総合事業への移行に向けて下記の事業を行います。

#### ①新しい総合事業を開始する前の介護予防事業

##### I.二次予防事業

第1号被保険者（65歳以上）で生活機能が低下していると思われる高齢者を把握し、「運動器の機能向上事業」、「栄養改善事業」、「口腔機能の向上事業」により、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う事業です。基本チェックリストを活用した訪問や関係機関への情報収集から、生活機能低下の見られる者の早期発見に努め、適切な時期に必要なサービスを紹介する等の継続的な支援につなげます。

通所型介護予防事業としては、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」などのプログラムの実施とともに、参加者間の交流により、回復や意欲の向上につなげます。

##### II.一次予防事業

高齢者が要介護となることを予防するための事業です。活動的な高齢者を含め、すべての高齢者に対し介護予防に関する知識の普及啓発と住民の地域での活動の支援を行います。

##### i) 介護予防普及啓発事業

高齢者を対象に、健康が維持されるよう、認知症やロコモティブシンドローム予防（※運動器症候群）、こころの健康等、高齢期における様々な健康課題をテーマに介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。また、介護予防や健康づくりに取り組む高齢者の自主グループ育成や住民運営の通いの場を充実させる等、地域主体による介護予防を推進します。

- 70歳ミニ健診
- 介護予防出前講座
- 高齢者学級等
- はつらつ介護予防体操教室
- 介護予防教室
- 転倒骨折予防教室（転ばん教室）
- 健康相談・介護予防相談

## ii) 地域介護予防活動支援事業

住民に身近な地域の公民館等で行われる活動において、はつらつ介護予防体操やレクレーション等を取り入れ、高齢者の自主的な介護予防や健康づくりの取り組みを支援します。また、『はつらつ体操すすめ隊』の組織に対する支援を継続するとともに、住民の介護予防リーダーとしての役割も視野に入れた、新たな人材育成に努めます。

- 転倒骨折予防教室（転ばん教室）
- 介護予防リーダー教室の開催

## ②新しい総合事業

平成29年度以降は、新しい総合事業を開始します。（P. 23参照）

「新しい総合事業」とは、これまで全国一律の予防給付として提供されていた訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）を、市が取り組む地域支援事業に段階的に移行し、多様なサービスを提供できるようにするものです。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

なお、事業の実施にあたっては、訪問・通所事業者に加えNPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な事業主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や地域の特性を生かした取組み等のための準備期間を設け、平成29年度から実施します。

## I. 介護予防、生活支援サービス事業

現行の介護予防訪問介護（ホームヘルプ）、介護予防通所介護（デイサービス）に相当するサービス、緩和した基準による生活支援、ミニデイサービス、ボランティアなどによる生活支援、保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス（従来の通所型介護予防事業に相当）等、国のガイドラインを参考に事業内容を検討し実施します。

## Ⅱ.一般介護予防事業

全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。高齢者自らが健康づくり・介護予防に取り組めるよう、自主グループの育成や住民主体による通いの場を充実する事で介護予防を推進していきます。

### (2) 包括的支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるように、個々の高齢者の状況や変化に応じて多様な支援を包括的かつ継続的に提供します。

#### ①介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態になる事を予防し、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、高齢者の心身の状況等に応じて必要な援助を行います。

#### ②総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援を行います。

- 総合相談事業
- 認知症何でも相談
- 高齢者訪問事業

#### ③権利擁護事業

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決が出来ない場合や、適切なサービス等につながりにくい等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活を行うことができるよう、権利擁護センターと連携し専門的・継続的な視点から支援を行います。

また、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用により、高齢者が安心できる生活の支援を行います。

- 困難事例相談
- 成年後見制度

#### ④包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるためには、さまざまな職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的に支援することが必要です。

そのため、地域包括支援センターでは、主治医・ケアマネジャーなどの多職種・地域の関係機関との連携・協働により、包括的・継続的な支援を行っています。今後、八幡浜医師会の協力のもと、ますます重要になる医療と介護の連携を強化していきます。

#### ⑤地域ケア会議の充実

個別ケースの課題分析等の蓄積により、共通した課題を明確化し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり活動につなげていきます。

#### ⑥在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた場所で安心して生活が継続できるよう、医療と介護の連携を図ります。

#### ⑦認知症施策の推進

認知症には早期の段階からの適切な診断と対応、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援が必要なため、支援体制づくりに努めます。

#### ⑧生活支援サービスの体制整備

高齢者の在宅生活を支えるために、既存事業に加え、多様な事業主体による重層的な生活サービスの提供体制の構築に努めます。

### (3) 任意事業

#### ①介護給付等費用適正化事業

ケアプランのチェックにより、不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。

#### ②家族介護支援事業

##### I. 家族介護教室

認知症を有する方を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術を習得する教室を開催します。また、教室参加者相互の情報交換を行います。

## Ⅱ.家族介護用品支給事業

介護家族におむつ等を支給し、高齢者の在宅生活の支援と介護者の経済的負担の軽減を図ります。

## Ⅲ.寝たきり老人等介護慰労金支給事業

要介護状態となった高齢者等を介護する介護者の労をねぎらうとともに、介護による経済的負担を軽減します。

### ③その他事業

#### I.「食」の自立支援事業

在宅の一人暮らしの高齢者等に食事を提供し、人とのつながりを深め、健康の維持と安定を図ります。

#### Ⅱ.介護相談員派遣事業

介護相談員が介護サービスの提供の場を訪ね、利用者や家族から介護サービスに関する苦情や要望等を調査することにより、サービス提供事業所との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質的向上などを図ります。

#### Ⅲ.成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等の判断能力が十分ではない人の財産管理や介護サービス利用契約の締結等について、後見人等の支援を受けることができるようにするため、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のための申立てを行います。

また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

#### Ⅳ.権利擁護センター事業

超高齢化の進展等に伴い、認知症や知的障がい、精神障がいがある高齢者が増え、判断能力が不十分であるために消費者被害に遭う等、その権利が侵害される事例が増えています。

このような判断能力が不十分な方々の権利の侵害を防ぐとともに、本人や家族が抱える生活上の悩みや困りごとに対して、問題点を整理し、解決に向けて迅速・適切に支援することを目的に、権利擁護センターを設置しました。

センターには専任の社会福祉士を配置し、専門的立場・視点で成年後見制度等に関する相談・支援や、困難事例に対する支援関係者との協働支援およびアドバイスに加え、関係機関との連携、市民後見人の養成、市民等を対象にした権利擁護に関する研修会の開催や啓発活動に取り組み、市民が安心して生活できるまちづくりをめざします。

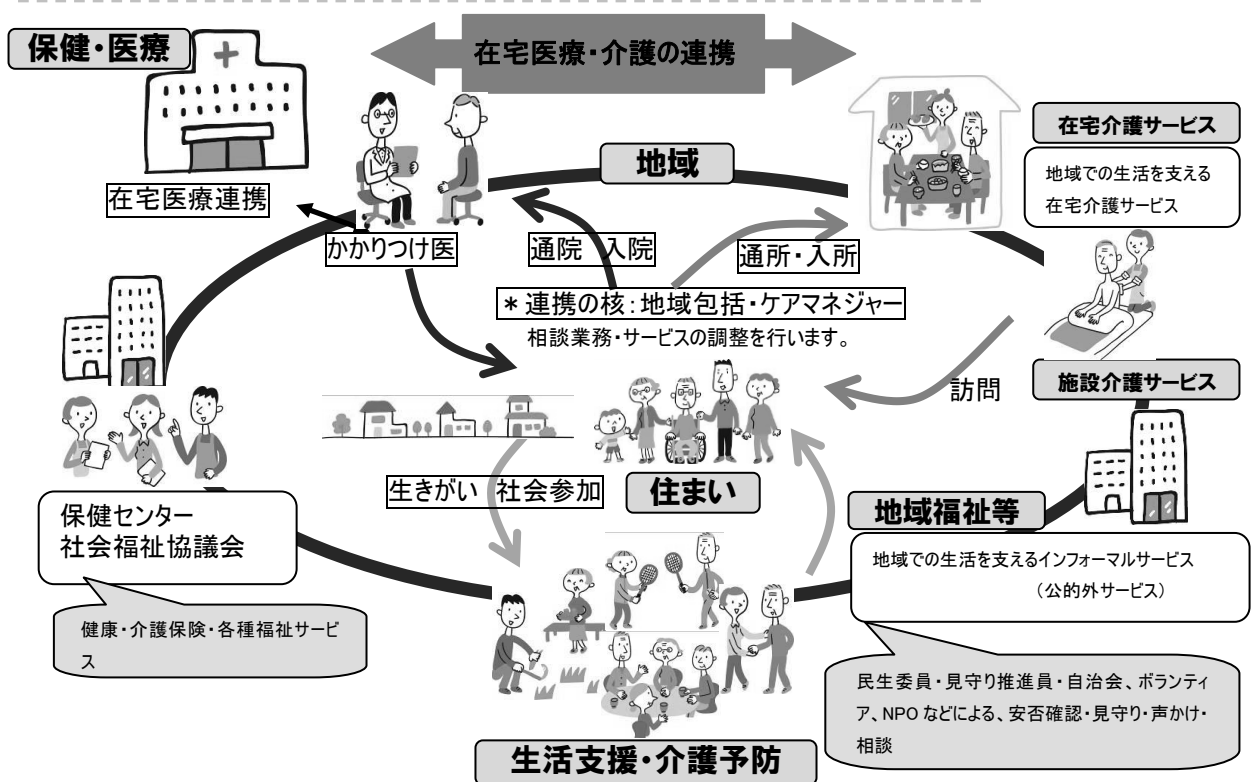
## 第4章 地域包括ケア体制の拡充

地域包括ケア体制とは、高齢者が重度な要介護状態になっても「住み慣れた地域で、安全で安心して自己決定を基に自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる」ための体制です。そのために、介護や生活支援を必要とする方を早期に把握し、迅速に、しかも最も適した形で保健・医療・福祉・地域のインフォーマルサービスやニーズに応じた住宅の提供等を日常生活の場（＊生活圏域）で適切に提供できる体制の推進・拡充を行います。

＊生活圏域：概ね 30 分以内に支援に駆けつけられる圏域として、中学校区などが基本となります。

### ■ 地域包括ケアシステムのイメージ

地域包括ケアシステムは、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として想定



### 1. 地域包括ケア体制の方向性と整備

#### (1) 在宅サービスの方向性

高齢者が「住み慣れた地域で安心して暮らす」ためには、一人暮らしでも医

療や介護等が必要な状態になっても可能な限り在宅で生活できる仕組みづくりや、在宅サービスの円滑な提供を確保することが必要です。そこで、今後とも適正なサービス量が確保できるよう努めます。

## （２）施設サービスの方向性

本人に必要な介護の程度及び家族等の状況により、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設入所する高齢者等が増加しており、施設への入所待機者も多くなっています。これに対応するため、必要な施設サービス基盤を整備する必要があります。そこで、これまでの利用実績や入所待機者の状況、介護保険料への影響などを考慮し、施設整備を推進していきます。

## （３）医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱え医療や介護が必要になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し自分らしい生活を送るため、八幡浜市医師会等の協力を得つつ以下の事業を実施し、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

- 地域医療ネットワーク連絡会
- 在宅医療・介護関係者の研修

## （４）認知症施策の推進（P34参照）

今後の認知症施策の基本目標は、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すことです。

認知症には早期の段階から適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など総合的かつ継続的な支援体制を確立していく必要があります。今後も増加する「認知症を有する高齢者」を在宅で支えるために、認知症ケアパス・認知症サポーター養成や独居高齢者等見守りネットワーク等、さらなる充実に取り組みます。

## （５）地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、医療・介護等の多職種や地域の関係者が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別課題の分析などを積み重ねることで地域に共通した課題を明確化し、地域課題の解決に必要な資源開発を行う等「地域づくり」を目指す会議です。個別ケアマネジメント会議の上部に、地域づくりを目指す会議を位置づけ推進します。



## （6）生活支援サービスの整備

高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスについては、生活支援コーディネーターが中心となり既存事業も含め、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。

そのため、元気な高齢者をボランティアとして養成したり、地域のニーズと地域資源のマッチングを行ったりする「生活支援コーディネーター」を配置し推進します。

## 2. 情報提供・相談体制の充実

### （1）情報連絡体制の充実

#### ①高齢者保健福祉に関する情報提供の充実

高齢者保健福祉全般にわたるさまざまな市の施策や各種福祉サービスの情報を、利用者や家族、地域の見守り協力者、介護支援専門員、事業者などあらゆる人々が、インターネットや冊子、ファックスなど自分に合ったさまざまな方法で入手できるような環境づくりを推進します。

#### ②市民参画機会の充実

市民一人ひとりが社会を構成する一員として、ボランティア活動や地域福祉活動などのさまざまな活動を通じて、市政への参画機会を拡充し、さらに、施策の計画づくりの策定段階や事業実施過程における情報提供に努め、多くの市民が参画できる機会の多様化と拡大を図っていきます。

### （2）相談体制の充実（相談、苦情受付）

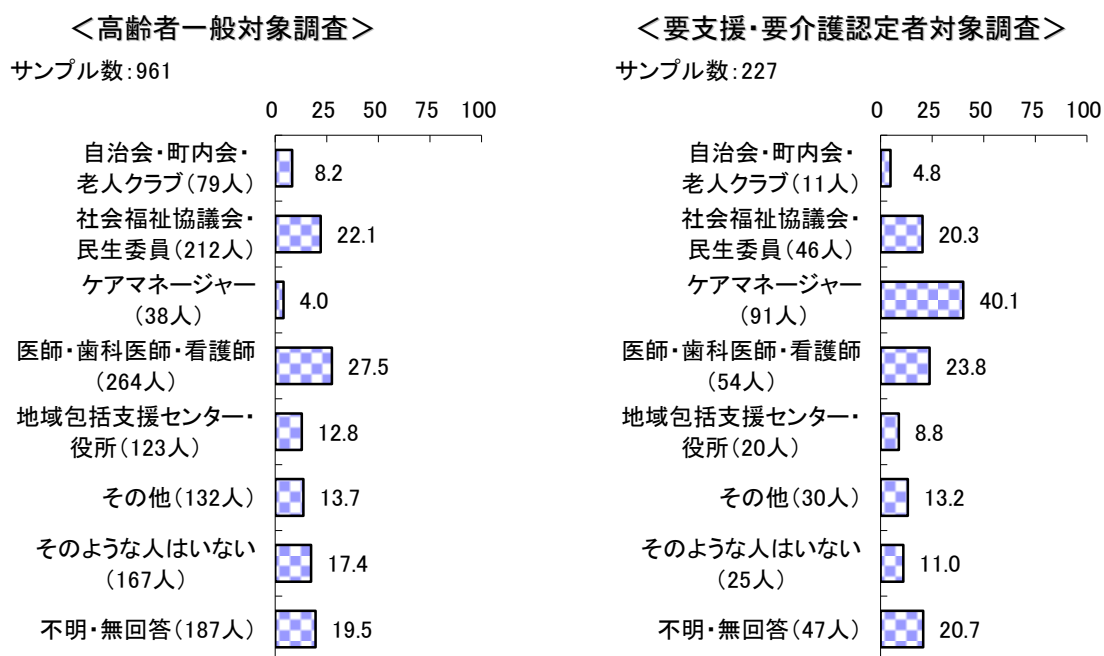
地域包括支援センターにおいて、地域支援事業として、包括的支援事業を推進し、「介護予防事業のマネジメント」、「総合的な相談・支援」、「高齢者虐待防止、早期発見等の権利擁護事業」、「支援困難ケースへの対応など介護支援専門員の支援」などを行います。

また、総合的な相談・支援として、在宅介護や介護予防をはじめとした市民の一番身近な「何でも気軽に相談できる窓口」に力を入れ、家族間調整が必要な高齢者家族から持ち込まれる相談等については、関係機関等との連携を図りながら対応していきます。福祉の相談機能が果たされるよう、行政サービス全般、相談援助技術全般の研鑽に努めます。

「八幡浜市民の保健福祉に関する意識調査」において、何かあったときの相談相手についてたずねたところ、高齢者一般対象調査では「医師・歯科医師・看護師」が27.5%、「社会福祉協議会・民生委員」が22.1%となっています。また、要支援・要介護認定者対象調査では、「ケアマネジャー」が40.1%、「医師・歯科医師・看護師」が23.8%となっています。

「地域包括支援センター」や「市役所」は、高齢者一般対象調査では12.8%、要支援・要介護認定者対象調査では8.8%になっています。今後、相談体制の充実を図るとともに、わかりやすく・たずねやすい相談窓口の設置や周知に努める必要があります。

### ■何かあったときの相談相手



※その他:「兄弟」

### （3）高齢者の人権の尊重

#### ①成年後見制度の利用推進

成年後見制度は、認知症高齢者等の判断能力の不十分な成年者がさまざまな法律行為を行ううえで、本人の判断能力を補い、本人の権利を保護する制度となっており、家庭裁判所が選任した後見人などが本人に代わって財産管理や身上監護を行うものです。

この制度の利用にあたって、親族がいないなどの理由から、家庭裁判所への申立てが困難な場合には、市長が本人に代わって申立てを行います。

また、経済的な理由で後見人の報酬等の費用負担が困難な方を対象に、後見人の報酬を助成する事業を実施します。

#### ②高齢者虐待対応・防止の推進

虐待の相談は、複雑な要因が絡み合っていることが多く、その対応も高度な相談援助技術が必要です。

日常的な身近な相談は、地域包括支援センターで実施していくとともに、地域包括支援センターで受けた高齢者虐待に関する相談は、権利擁護センターと連携して対応するとともに、専門家チームの中で対応を検討していく体制を構築します。

また、権利擁護センターと連携して研修会の開催や啓発活動の実施等、虐待防止に向けた取り組みを進めます。

#### ③サービス利用者の保護

介護保険に関する相談や苦情処理については、保健センター等で対応し、今後その充実に努めます。

また、介護施設を訪問し、本人や家族から、介護サービスについての不満や悩みを聞いたり、相談に応じている介護相談員派遣事業の充実に努めます。

#### ④福祉サービス利用援助事業の利用促進

福祉サービス利用援助事業は、社会福祉協議会が実施している事業で、認知症高齢者や知的・精神障がい者等の判断能力が不十分な方に対して、生活支援員を派遣して、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑の預かりといった支援を行うものです。

今後とも、この制度の利用促進を図るため、制度の周知に努めていきます。

#### (4) 認知症高齢者対策の推進

今後の認知症施策の基本目標は、「認知症になっても本人の意志が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指す」ことです。

八幡浜市でも認知症高齢者は増加の一途をたどっており、平成26年4月1日現在の認定者のうち認知症自立度Ⅱ以上の者が55.6%、65歳以上人口の10.2%を占めています。(内、在宅49.7%、入所39.1%、入院11.1%)

地域において、認知症高齢者等と家族を支えるためには、①認知症の正しい理解、②早期発見・早期治療、③介護負担の軽減、④適切な認知症ケアの普及が重要課題となっています。認知症への対応(予防・早期発見・ケア等)を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制の構築に努めます。

##### ①認知症ケアパスの推進

認知症を有する人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症を有する人やその家族が安心できるよう、標準的な認知症ケアパス(本人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ)の作成と住民への周知を推進します。

標準的な認知症ケアパスとは、認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを利用すればよいのかをあらかじめ標準的に決めておくものです。

市の社会資源等を整理しながら、具体的な機関名やケア内容等が、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示されるように整えます。

##### ②認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを今後も継続して養成していきます。高齢者に係る事業所だけでなく、子供からお年寄りまで一人でも多くの方に認知症についての正しい理解者を増やすために、学校や企業とも連携を進めていきます。また、その際には地域に認知症の正しい知識を普及するキャラバンメイトと連携して取り組んでいきます。

##### ③家族介護教室

認知症を有する方を介護する家族などに対し、適切な介護知識・技術の習得・参加者同士の交流やリフレッシュ活動を行うことで、明日の介護への活力とし、本人にとってより良い介護へとつながる教室を開催します。

#### ④独居高齢者等見守りネットワーク、徘徊 SOS ネットワーク事業

独居高齢者等を日常、地域で見守ると共に、行方不明になった高齢者の早期発見・保護を行うために行政・警察署・民間が一体となったネットワークづくりの整備と有効な運営に努めます。

#### ⑤認知症予防出前講座

地域に出向き、認知症に関する正しい知識だけでなく、認知症を予防することに重点をおいた出前講座を開催します。「かなひろい」(スクリーニング)を通して脳の働かせ方を年齢相応なのか確認し、低下の恐れがある場合は早期に対応します。

#### ⑥認知症何でも相談

認知症かなと心配な方や認知症ケアについて相談したい方を対象に、認知症サポート医や精神科医、保健師、介護支援専門員、介護福祉士、認知症疾患医療センター等の専門の関係者が相談や情報提供、支援を行うとともに、認知症の早期対応を図ります。

### 3. 高齢者の社会参加及び自己実現の促進

高齢者自身の生きがいづくり、健康づくり、介護予防のためにも、また、地域福祉活動の担い手としての人材活用の観点からも、高齢者の社会参加や、社会的役割を持つことが大切です。

さらに介護予防の推進のために、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような“居場所”と“出番づくり”を念頭におき、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも必要です。

要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

「八幡浜市民の保健福祉に関する意識調査」において、「健康についての記事や番組に関心がありますか」という質問で「はい」と答えた方は高齢者一般は88.9%、要支援・要介護者は66.5%で、ともに上位になっています。また、「趣味がありますか」の質問では高齢者一般は78.0%、要介護・要支援者は38.8%が「ある」と答えています。「生きがいがある」と答えた方は、高齢者一般83.2%、要介護・要支援者は44.9%でした。それぞれの立場で自己実現のための活動を、展開する場づくりが重要となってきます。

また、会・グループ等に参加しているかたずねたところ、高齢者一般対象調査、要支援・要介護認定者対象調査ともに、「参加していない」の割合が多くなっています。参加している会・グループについては、その他を除いて、高齢者一般対象調査では、「趣味関係のグループ」が33.0%「町内会・自治会」が31.8%となっています。また、要支援・要介護認定者対象調査では「老人クラブ」が11.0%となっています。

#### (1) 社会参加活動への支援

##### ①生涯学習の推進

多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、民間事業者の健全な発展の促進を図るとともに、公民館、図書館等における社会教育の充実、文化活動の推進及び、スポーツの振興などにより、情報通信も活用しつつ、生涯にわたる多様な学習機会の提供を図ります。

##### ②ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動は、自ら関心のある社会的な活動を通じて、自分も相手も、

社会も豊かになるという視点で行われるものです。高齢者の自己表現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させ、社会連帯や相互扶助の意識を醸成するボランティア活動に、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に参加できるよう、自発的な活動を尊重した場“居場所”づくりを支援します。

### ③就労活動の促進

高齢者の高い勤労意欲が満たされるよう、長年培った知識・経験・能力が有効に生かされる生産・就業環境の整備を図ることが大切です。

そのため、シルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものであることから、今後も、シルバー人材センター等との連携に努めます。

### ④交流活動の促進

少子高齢社会にあつて「高齢者の生きがい」と「子どもの健全育成」は、相互作用によって、高齢者の経験や知恵などを生かした保育参加やボランティア活動などの一層の拡充につながります。

そこで、老人クラブ活動など高齢者団体自らの交流活動の拡充を図るとともに、世代間交流の促進を支援します。また、小・中学校においても、総合学習などを利用した福祉教育、郷土教育などの学習の中で、高齢者に学び、ともに生きる心を育てる教育のさらなる拡充発展を支援します。

さらに、青年・壮年層、高齢者同士など幅広い人的交流の機会を含め、三世代交流の拡充を支援します。

## (2) 地域福祉活動への支援

地域社会は、多くの人々の諸活動によって成り立っていることを認識するとともに、個々人の持つ能力を最大限に生かし、さまざまな工夫と協働で形成することが重要です。

このことから、高齢者の主体的な地域社会への参画を促進するとともに、相互扶助の機能が活性化するよう、市民によるボランティア活動等の取り組みを支援します。

また、地域内の支え合いを促進するため、地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)や協議体を活用し、地域福祉に関する意識啓発、活動の促進を図ります。

## 4. 生活環境の充実

### (1) 地域包括支援センターの充実

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を包括的に支援することが大切です。八幡浜市では保健センターに1か所の地域包括支援センター・北圏域に1か所ブランチを設置し、その活動の評価等を行う「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

「八幡浜市民の保健福祉に関する意識調査」において、八幡浜市地域包括支援センターを知っているかたずねたところ、「知らない」が一般高齢者では37.8%、要支援・要介護認定者で31.7%となっています。

地域包括支援センターが独立性・中立性を保ち、高齢者の尊厳と自立を支える機関として、また介護予防のマネジメント機関としてその機能と役割を十分果たすよう推進するとともに、高齢者の総合相談窓口としての機能の周知も継続して行います。

### (2) 高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者は、住まい方、介護状態、地域性などの様々な要因によって、個々に多様な課題を抱えており、さらに今後の高齢者の急増と高齢者を支える人口の減少が見込まれる中では、そのような課題がより顕著になることが考えられます。このような中で高齢者の住まいの安心を確保していくためには、まず、高齢者が住み慣れた住宅や地域コミュニティの中で住み続けることができる環境を整えることが重要となります。

そのため、心身機能の低下に対応できる安全で安心な住環境を整備することが必要であり、世帯状況などにより、住み慣れた住宅から離れる場合にも安心して住み替えることができる環境（サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等）も必要となります。

高齢者が住み慣れた住宅や地域で住み続けることができる環境の整備のため、今後も、高齢者ニーズにあった居住形態の調査・研究に努めるとともに、その整備のあり方、支援策について、愛媛県高齢者居住安定確保計画との調和を図りながら、高齢者の住環境整備促進に努めます。



### (3) 快適な生活ができるまちづくり

#### ① バリアフリーの推進

高齢者や障害者を含めたあらゆる人々が暮らしの中で、障害を感じることなく円滑に移動できるようにするため、施設等のバリアフリー化の推進などを支援します。

また、ゆとりとやすらぎをもって暮らすことができるよう、快適な歩行空間の整備、緑化の推進や公園の整備、高齢者のふれあいの場の確保など、潤いのある生活空間の整備を支援します。

#### ② 交通安全、防災・防犯対策の推進

高齢者が安心して安全に暮らせるよう、交通安全、防災・防犯対策など、各種安全対策を支援します。

#### ③ 交通の確保

高齢者の日々の交流に不可欠な交通を確保するため、現在実施している「高齢者外出支援事業」を今後とも推進していきます。

特に、離島航路やバス路線については、当該地域住民の「ライフライン（生命線）」としての維持及び利便性向上が重要であることから、関係機関との連携を図ります。



## 第5章 介護保険の推進

### 1. 介護保険サービスの現状

#### (1) 第5期介護保険事業計画執行状況（平成24・25年度）

第5期介護保険事業計画における第1号被保険者数の実績と計画の状況をみると、計画数値の方が実績を上回っている状況となっています。

また、総給付費の状況をみると、計画数値内で遂行されています。

#### ●第1号被保険者（平成24年度）

単位：人

	平成24年度 (実績)	平成24年度 (計画)	実績-計画
第1号被保険者	12,497	12,610	△ 113
65～74歳	5,463	5,575	△ 112
75歳以上	7,034	7,035	△ 1

#### ●第1号被保険者推計（平成25年度）

単位：人

	平成25年度 (実績)	平成25年度 (計画)	実績-計画
第1号被保険者	12,733	12,768	△ 35
65～74歳	5,635	5,691	△ 56
75歳以上	7,098	7,077	21

#### ●総給付費（平成24年度）

単位：円

	平成24年度 (実績)	平成24年度 (計画)	実績-計画	執行率
■総給付費 (介護給付費+予防給付費)	3,365,298,577	3,503,139,885	△137,841,308	96.1%

#### ●総給付費（平成25年度）

単位：円

	平成25年度 (実績)	平成25年度 (計画)	実績-計画	執行率
■総給付費 (介護給付費+予防給付費)	3,463,314,535	3,647,491,429	△184,176,894	95.0%

資料：八幡浜市

平成24年度及び平成25年度の介護給付費の状況をみると、遂行率が100%を超えているサービスもありますが、全体では平成24年度が遂行率96.4%、平成25年度が95.6%で、計画数値内で遂行されています。

## ●介護給付費（平成24年度）

単位：千円

	平成24年度 (実績)	平成24年度 (計画)	実績－計画	執行率
<b>■居宅サービス</b>				
訪問介護	254,290,868	291,995,000	△37,704,132	87.1%
訪問入浴介護	18,735,606	20,637,000	△1,901,394	90.8%
訪問看護	35,701,049	28,672,000	7,029,049	124.5%
訪問リハビリテーション	12,966,489	20,006,000	△7,039,511	64.8%
居宅療養管理指導	9,810,414	7,047,000	2,763,414	139.2%
通所介護	283,501,845	270,387,000	13,114,845	104.9%
通所リハビリテーション	226,557,900	278,374,000	△51,816,100	81.4%
短期入所生活介護	73,829,983	97,437,000	△23,607,017	75.8%
短期入所療養介護	27,204,948	34,502,000	△7,297,052	78.9%
特定施設入居者生活介護	201,718,359	201,115,000	603,359	100.3%
福祉用具貸与	68,195,898	73,574,000	△5,378,102	92.7%
特定福祉用具販売	4,543,118	5,620,000	△1,076,882	80.8%
<b>■地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	－
夜間対応型訪問介護	0	0	0	－
認知症対応型通所介護	95,941,907	102,992,000	△7,050,093	93.2%
小規模多機能型居宅介護	80,704,863	87,791,000	△7,086,137	91.9%
認知症対応型共同生活介護	340,963,794	327,410,000	13,553,794	104.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	71,245,089	82,842,000	△11,596,911	86.0%
複合型サービス	0	0	0	－
<b>■住宅改修</b>	10,883,930	11,373,000	△489,070	95.7%
<b>■居宅介護支援</b>	131,283,226	132,680,000	△1,396,774	98.9%
<b>■介護保険施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	455,536,743	446,027,000	9,509,743	102.1%
介護老人保健施設	618,962,832	593,406,000	25,556,832	104.3%
介護療養型医療施設	153,252,531	179,093,000	△25,840,469	85.6%
療養病床からの転換分	0	0	0	－
<b>■介護給付費計(小計)</b>	<b>3,175,831,392</b>	<b>3,292,980,000</b>	<b>△117,148,608</b>	<b>96.4%</b>

資料：八幡浜市

## ●介護給付費（平成25年度）

単位：千円

	平成25年度 (実績)	平成25年度 (計画)	実績－計画	執行率
<b>■居宅サービス</b>				
訪問介護	248,998,313	328,309,000	△79,310,687	75.8%
訪問入浴介護	21,293,307	21,787,000	△493,693	97.7%
訪問看護	40,688,680	29,175,000	11,513,680	139.5%
訪問リハビリテーション	12,592,026	22,051,000	△9,458,974	57.1%
居宅療養管理指導	12,248,100	8,948,000	3,300,100	136.9%
通所介護	293,386,765	287,821,000	5,565,765	101.9%
通所リハビリテーション	231,949,343	295,741,000	△63,791,657	78.4%
短期入所生活介護	103,521,751	106,340,000	△2,818,249	97.3%
短期入所療養介護	28,499,616	36,838,000	△8,338,384	77.4%
特定施設入居者生活介護	223,224,662	208,863,000	14,361,662	106.9%
福祉用具貸与	75,135,196	84,219,000	△9,083,804	89.2%
特定福祉用具販売	5,027,501	6,156,000	△1,128,499	81.7%
<b>■地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	－
夜間対応型訪問介護	0	0	0	－
認知症対応型通所介護	93,713,643	110,417,000	△16,703,357	84.9%
小規模多機能型居宅介護	83,237,454	88,470,000	△5,232,546	94.1%
認知症対応型共同生活介護	337,964,976	327,410,000	10,554,976	103.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	－
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	80,607,303	82,842,000	△2,234,697	97.3%
複合型サービス	0	0	0	－
<b>■住宅改修</b>	9,264,942	14,431,000	△5,166,058	64.2%
<b>■居宅介護支援</b>	134,935,524	135,132,000	△196,476	99.9%
<b>■介護保険施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	449,922,066	446,027,000	3,895,066	100.9%
介護老人保健施設	651,668,688	599,367,000	52,301,688	108.7%
介護療養型医療施設	129,616,578	179,093,000	△49,476,422	72.4%
療養病床からの転換分	0	0	0	－
<b>■介護給付費計(小計)</b>	3,267,496,434	3,419,437,000	△151,940,566	95.6%

資料：八幡浜市

平成24年度及び平成25年度の予防給付費の状況をみると、遂行率が100%を超えているサービスもありますが、100%以下のサービスが多く、全体では平成24年度が遂行率90.2%、平成25年度が85.9%で、計画数値内で遂行されています。

### ●予防給付費（平成24年度）

単位：千円

	平成24年度 (実績)	平成24年度 (計画)	実績－計画	執行率
<b>■介護予防サービス</b>				
介護予防訪問介護	50,829,867	56,829,000	△5,999,133	89.4%
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	-
介護予防訪問看護	2,353,671	2,719,000	△365,329	86.6%
介護予防訪問リハビリテーション	3,190,860	3,663,000	△472,140	87.1%
介護予防居宅療養管理指導	507,456	762,000	△254,544	66.6%
介護予防通所介護	43,106,627	45,968,000	△2,861,373	93.8%
介護予防通所リハビリテーション	31,389,054	38,955,000	△7,565,946	80.6%
介護予防短期入所生活介護	491,706	315,000	176,706	156.1%
介護予防短期入所療養介護	0	188,000	△188,000	0.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	15,812,073	16,107,000	△294,927	98.2%
介護予防福祉用具貸与	6,681,060	6,653,000	28,060	100.4%
特定介護予防福祉用具販売	1,992,639	1,626,000	366,639	122.5%
<b>■地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	1,130,472	735,000	395,472	153.8%
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,872,405	4,174,000	△2,301,595	44.9%
介護予防認知症対応型共同生活介護	200,844	0	200,844	-
<b>■住宅改修</b>	7,981,531	9,962,000	△1,980,469	80.1%
<b>■介護予防支援</b>	21,926,920	21,503,000	423,920	102.0%
<b>■予防給付費計(小計)</b>	189,467,185	210,159,000	△20,691,815	90.2%

資料：八幡浜市

## ●予防給付費（平成25年度）

単位：千円

	平成25年度 (実績)	平成25年度 (計画)	実績－計画	執行率
<b>■介護予防サービス</b>				
介護予防訪問介護	48,172,811	62,685,000	△14,512,189	76.8%
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	－
介護予防訪問看護	3,635,325	3,291,000	344,325	110.5%
介護予防訪問リハビリテーション	2,317,581	4,079,000	△1,761,419	56.8%
介護予防居宅療養管理指導	608,400	1,088,000	△479,600	55.9%
介護予防通所介護	51,846,277	49,787,000	2,059,277	104.1%
介護予防通所リハビリテーション	28,997,109	42,516,000	△13,518,891	68.2%
介護予防短期入所生活介護	1,184,263	630,000	554,263	188.0%
介護予防短期入所療養介護	102,132	188,000	△85,868	54.3%
介護予防特定施設入居者生活介護	11,188,566	16,107,000	△4,918,434	69.5%
介護予防福祉用具貸与	8,471,880	7,290,000	1,181,880	116.2%
特定介護予防福祉用具販売	2,165,162	1,626,000	539,162	133.2%
<b>■地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	651,168	735,000	△83,832	88.6%
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,448,748	4,356,000	△2,907,252	33.3%
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,402,955	0	2,402,955	－
<b>■住宅改修</b>	9,867,684	11,207,000	△1,339,316	88.0%
<b>■介護予防支援</b>	22,758,040	22,470,000	288,040	101.3%
<b>■予防給付費計(小計)</b>	195,818,101	228,055,000	△32,236,899	85.9%

資料：八幡浜市

平成24年度及び平成25年度の認定者数の状況を見ると、実績数値の方が計画より多くなっています。

### ●要支援・要介護認定者（平成24年度）

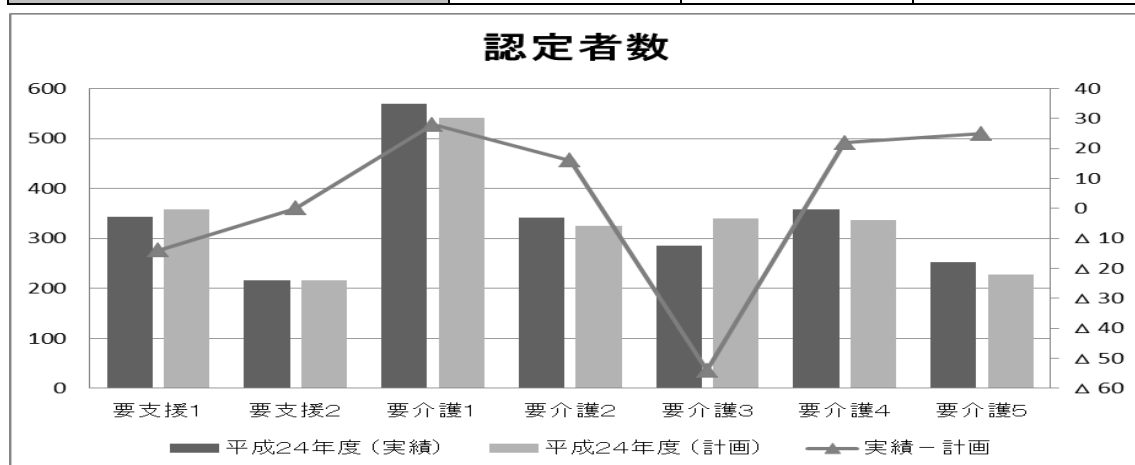
#### ■認定者数

単位：人

	平成24年度 (実績)	平成24年度 (計画)	実績-計画
要支援1	344	358	△14
要支援2	217	217	0
要介護1	569	541	28
要介護2	342	326	16
要介護3	286	340	△54
要介護4	359	337	22
要介護5	253	228	25
合計	2,370	2,347	23

#### ■認定率

	平成24年度 (実績)	平成24年度 (計画)	実績-計画
要支援1	2.8%	2.8%	0.0%
要支援2	1.7%	1.7%	0.0%
要介護1	4.6%	4.3%	0.3%
要介護2	2.7%	2.6%	0.1%
要介護3	2.3%	2.7%	-0.4%
要介護4	2.9%	2.7%	0.2%
要介護5	2.0%	1.8%	0.2%
合計	19.0%	18.6%	0.4%



資料：八幡浜市



●要支援・要介護認定者（平成25年度）

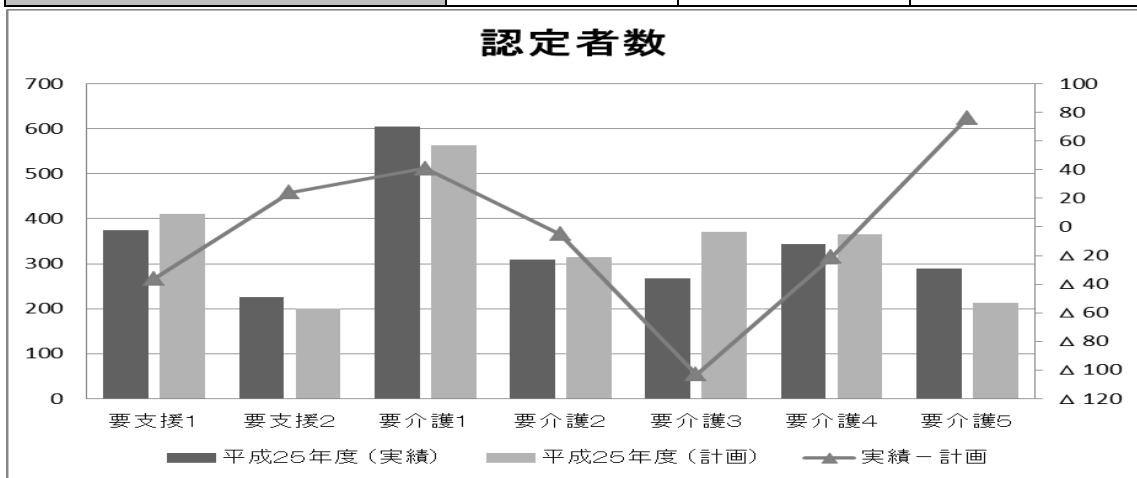
■認定者数

単位：人

	平成25年度 (実績)	平成25年度 (計画)	実績-計画
要支援1	375	411	△36
要支援2	225	201	24
要介護1	605	564	41
要介護2	309	314	△5
要介護3	267	370	△103
要介護4	344	365	△21
要介護5	289	213	76
合計	2,414	2,438	△24

■認定率

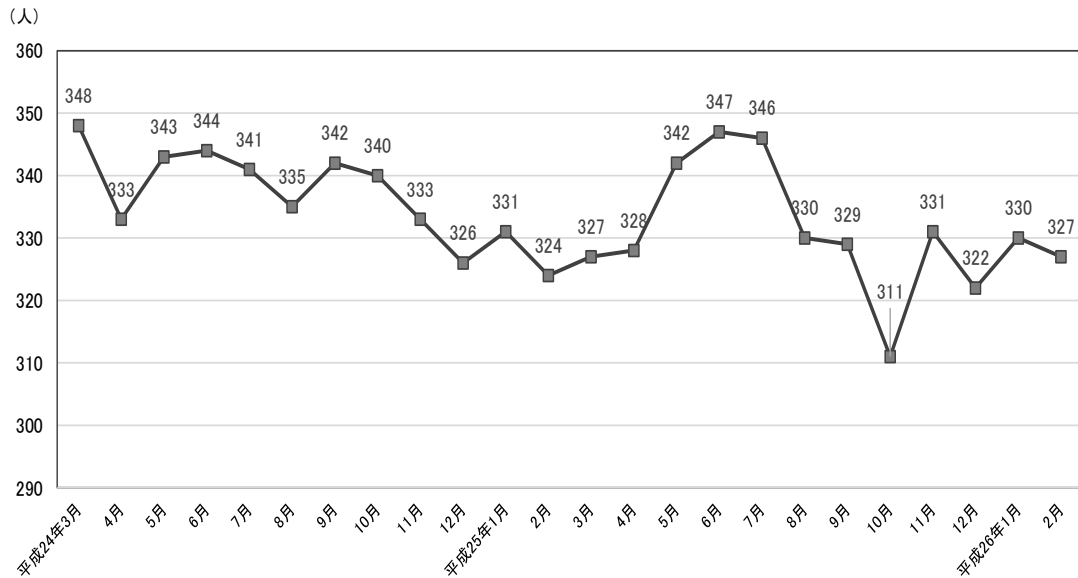
	平成25年度 (実績)	平成25年度 (計画)	実績-計画
要支援1	2.9%	3.2%	-0.3%
要支援2	1.8%	1.6%	0.2%
要介護1	4.8%	4.4%	0.4%
要介護2	2.4%	2.5%	-0.1%
要介護3	2.1%	2.9%	-0.8%
要介護4	2.7%	2.9%	-0.1%
要介護5	2.3%	1.7%	0.6%
合計	19.0%	19.1%	-0.1%



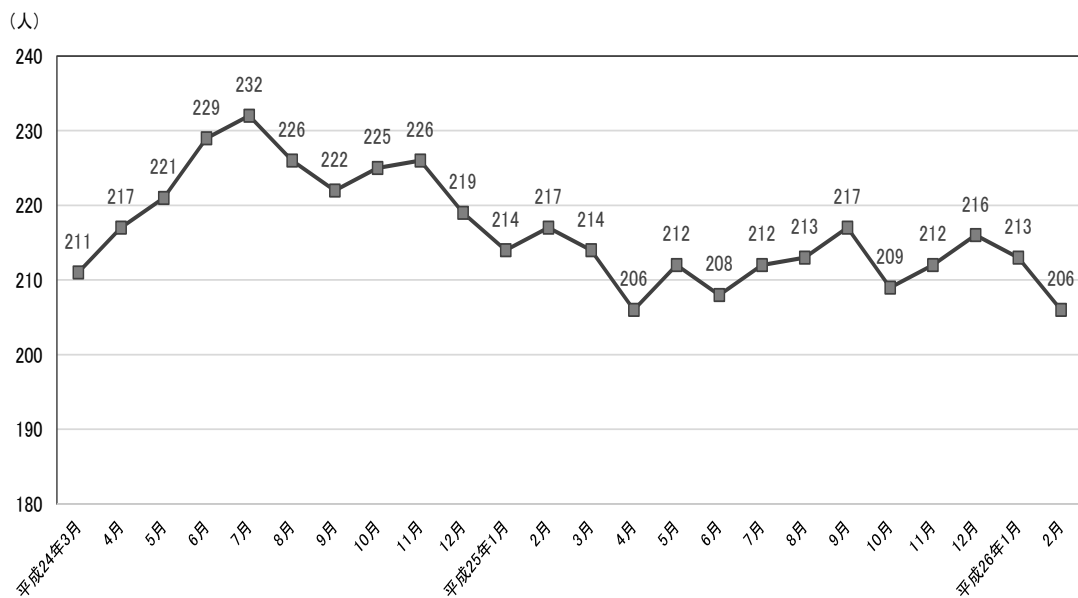
資料：八幡浜市

## (2) 各サービス利用者の状況

### ●訪問介護（ホームヘルプサービス）

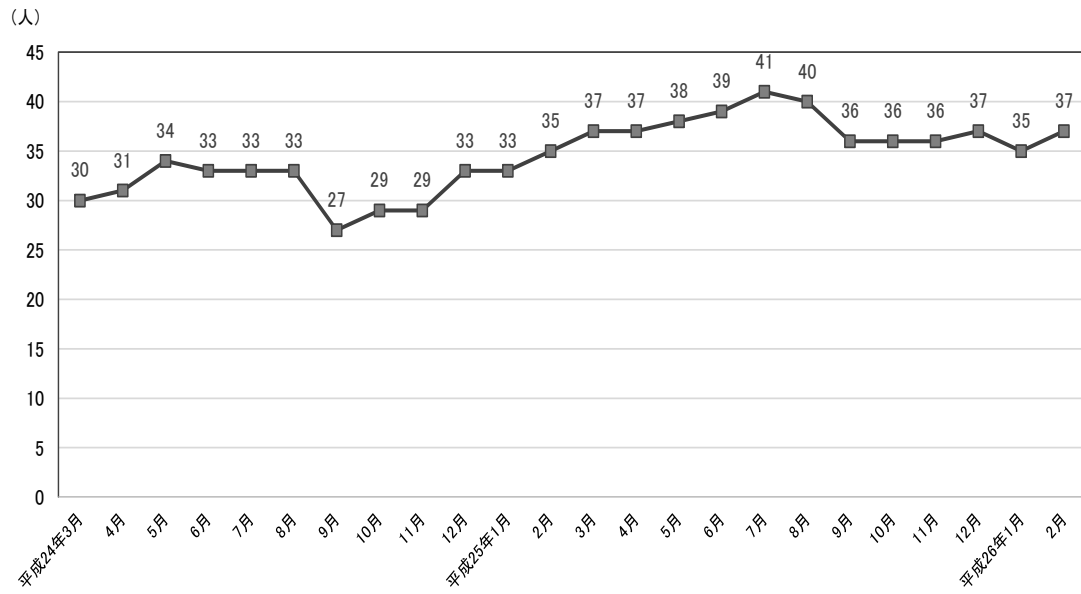


### ●訪問介護（介護予防）（ホームヘルプサービス）

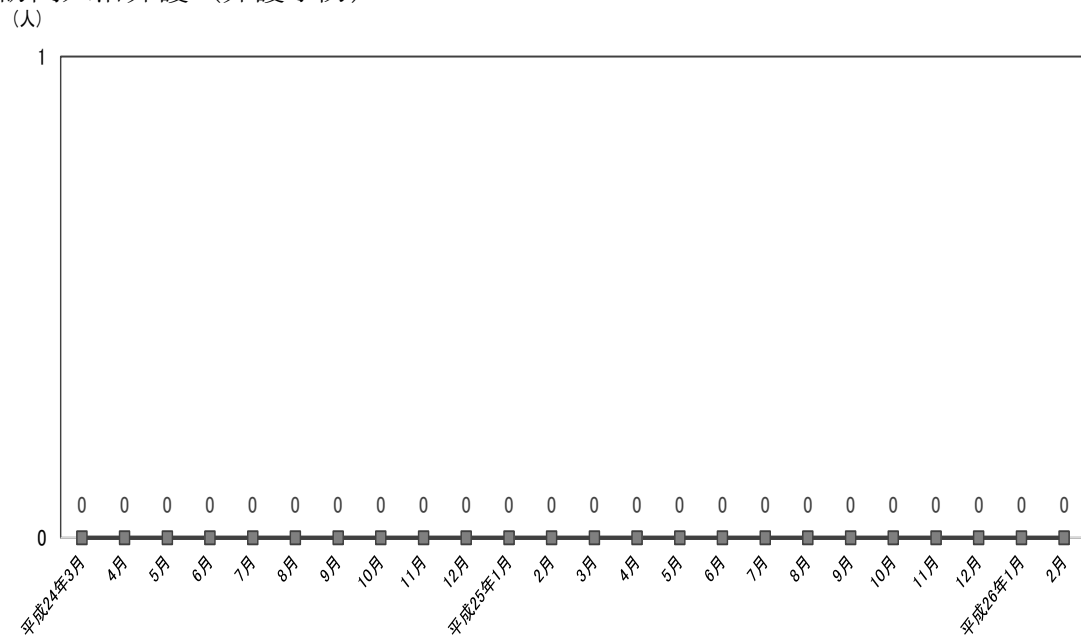


ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除など身の回りの生活援助が受けられます。

●訪問入浴介護

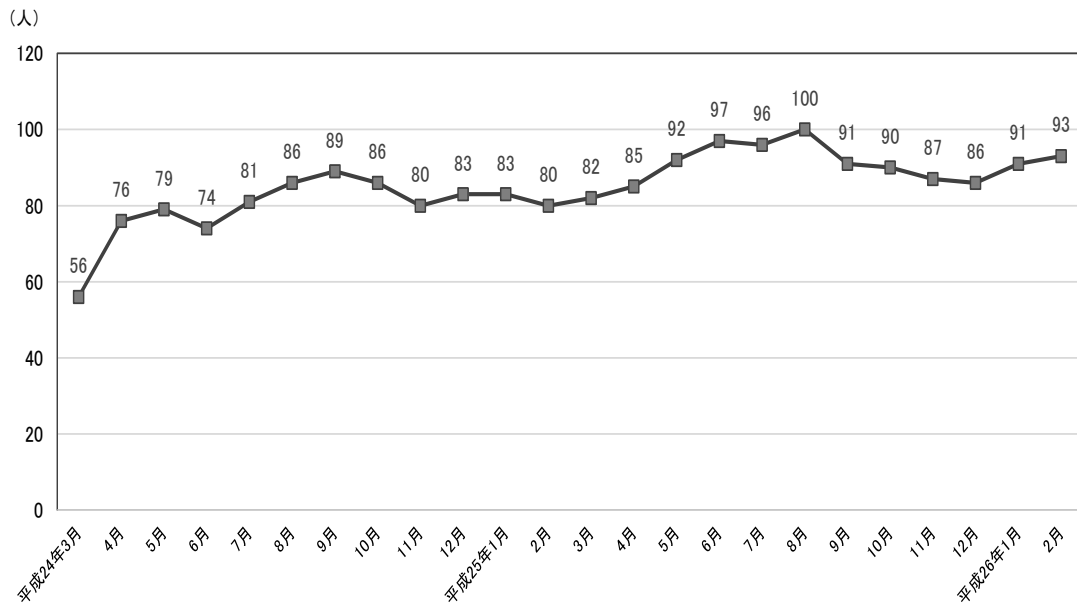


●訪問入浴介護（介護予防）

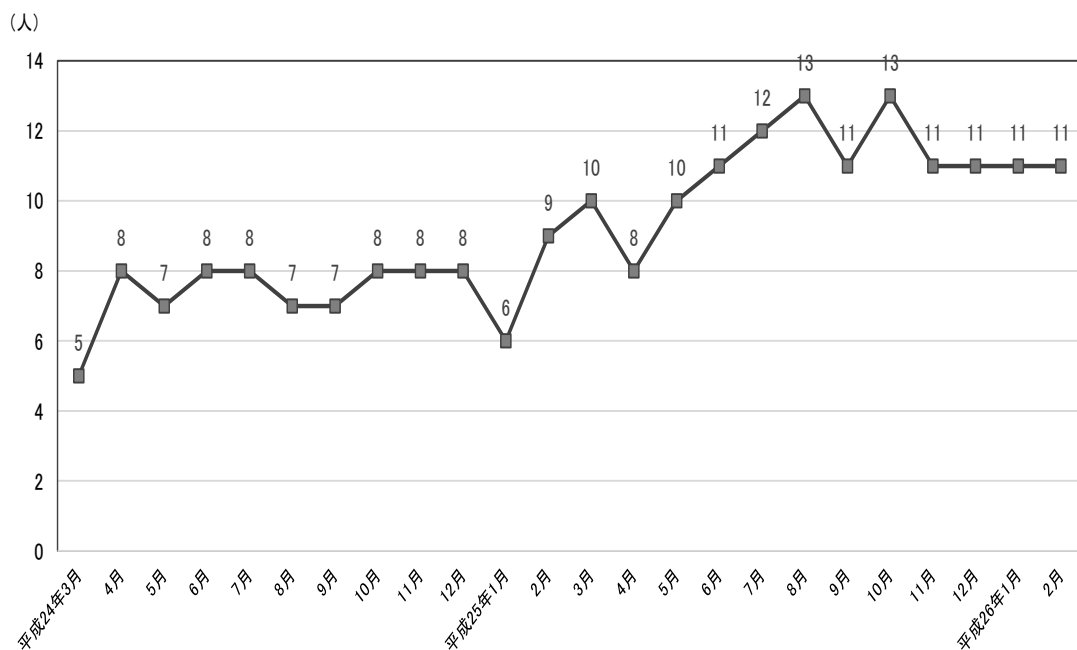


浴槽を積んだ入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をするサービスが受けられます。

●訪問看護

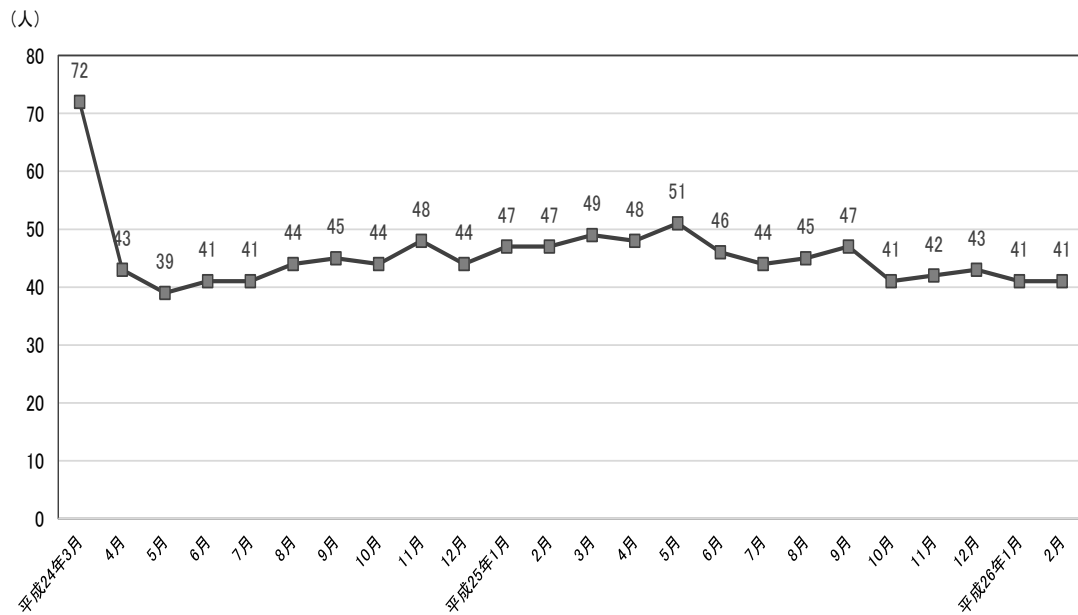


●訪問看護（介護予防）

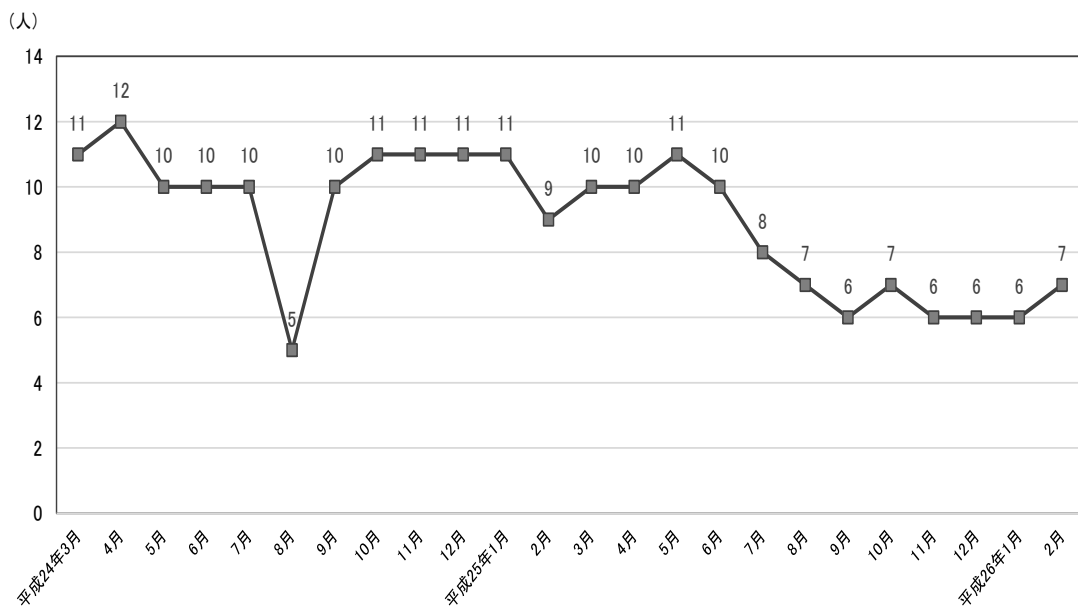


訪問看護ステーションや医療機関の看護師が居宅を訪問し、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり床ずれの手当てなど看護の支援をするサービスが受けられます。

●訪問リハビリテーション

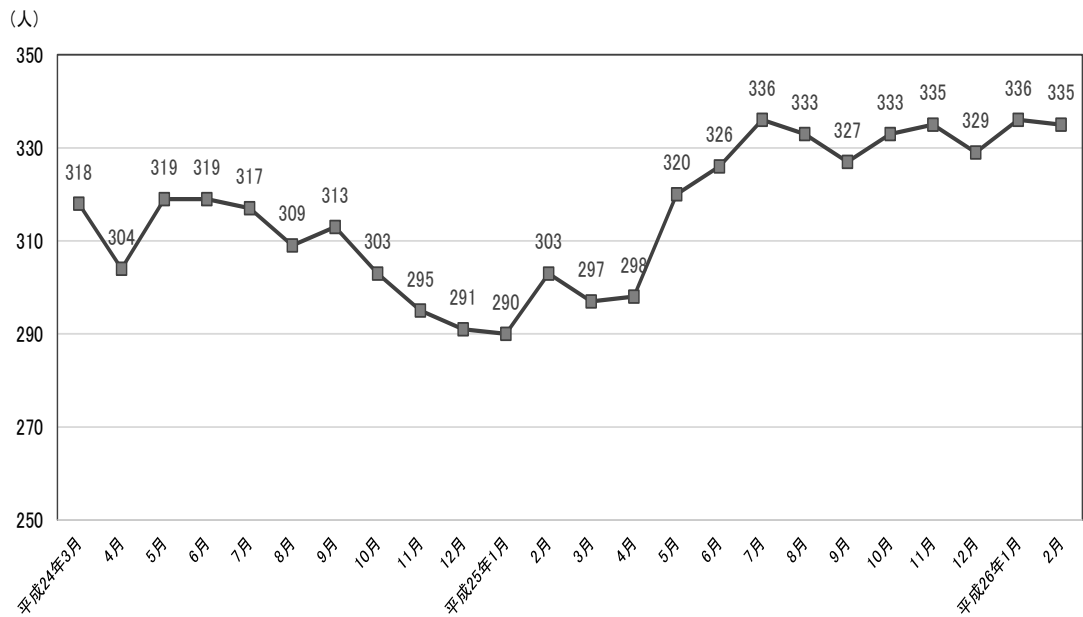


●訪問リハビリテーション（介護予防）

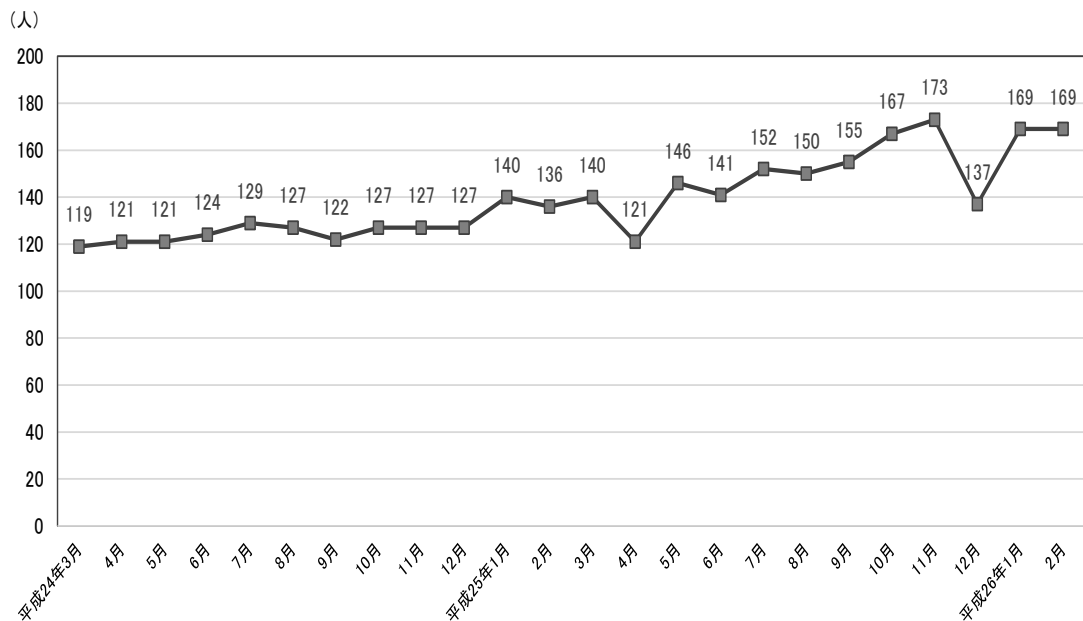


理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、機能訓練をするサービスが受けられます。

●通所介護（デイサービス）

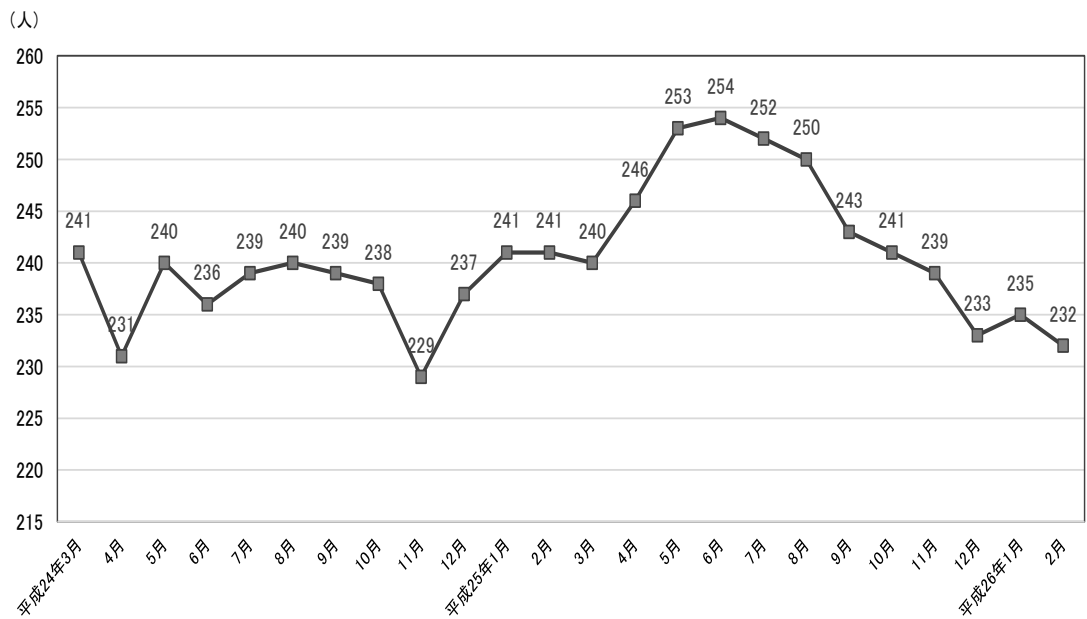


●通所介護（介護予防）（デイサービス）

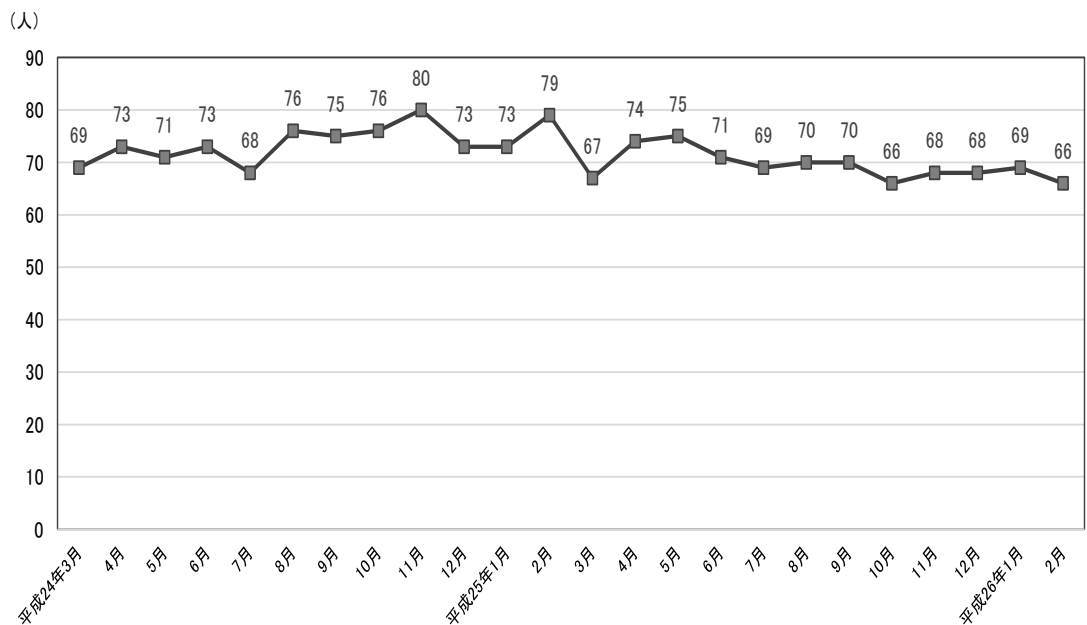


デイサービスセンターなどで入浴や食事提供、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

●通所リハビリテーション（デイケア）

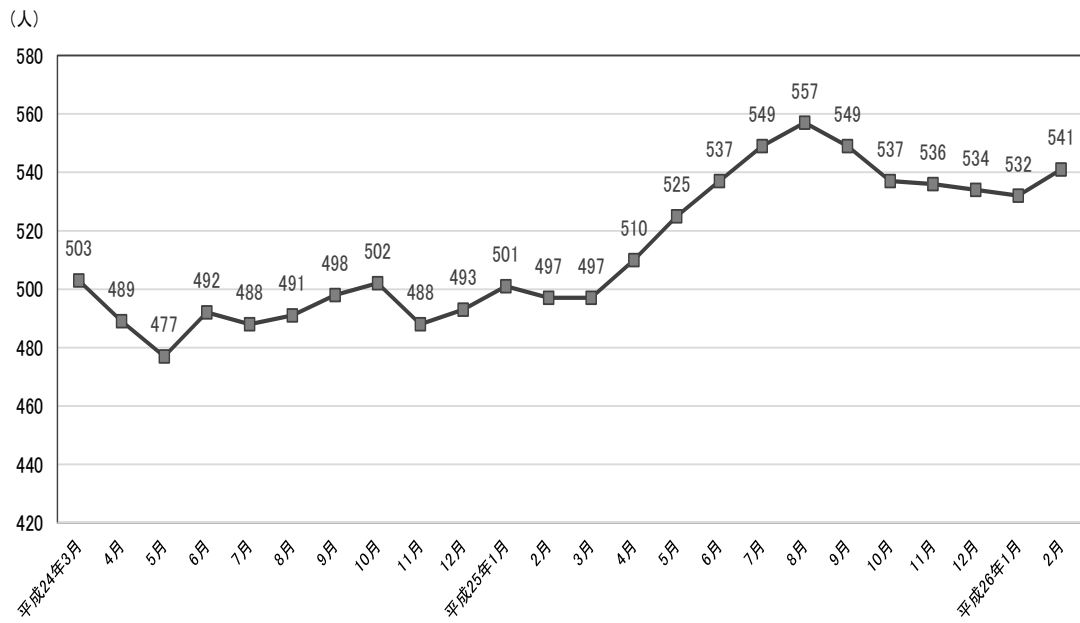


●通所リハビリテーション（介護予防）（デイケア）

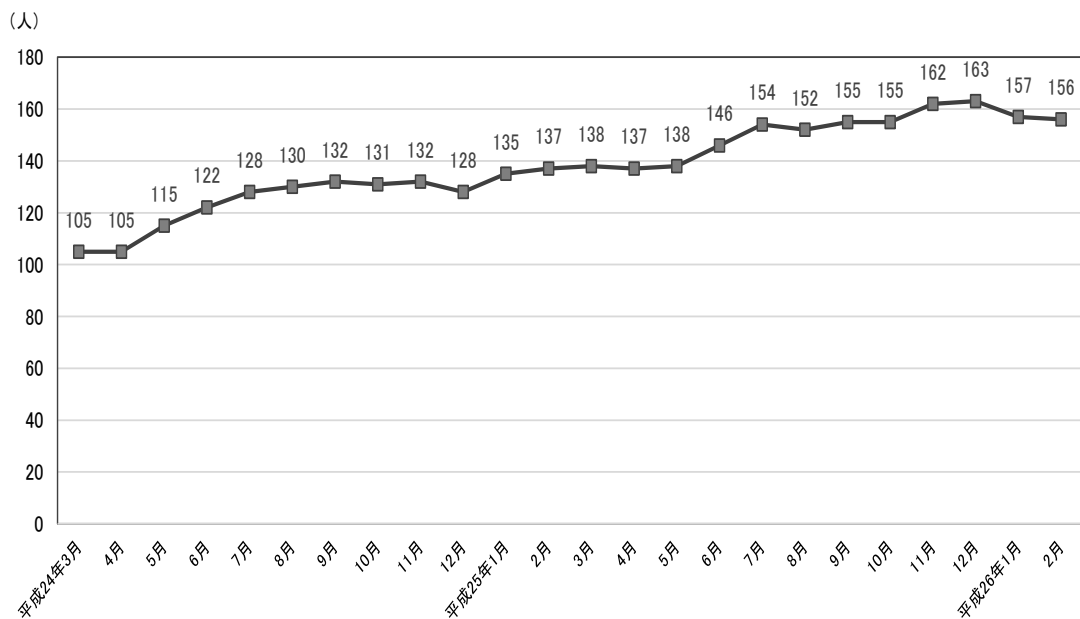


老人保健施設や医療機関などで、入浴や食事提供、リハビリテーションなどのサービスを日帰りで受けられます。

●福祉用具貸与



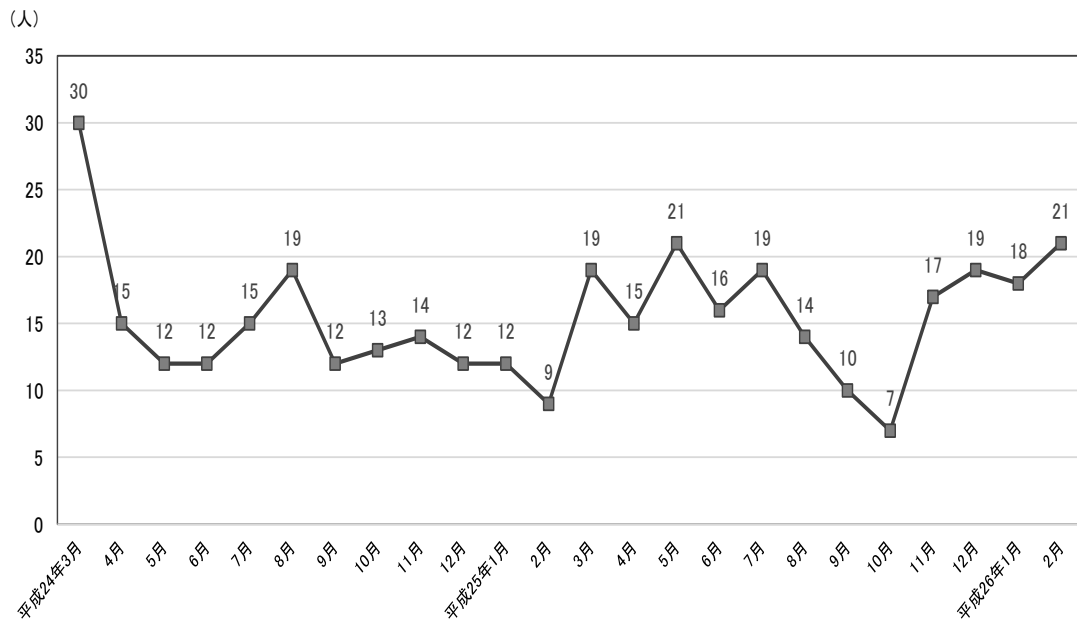
●福祉用具貸与（介護予防）



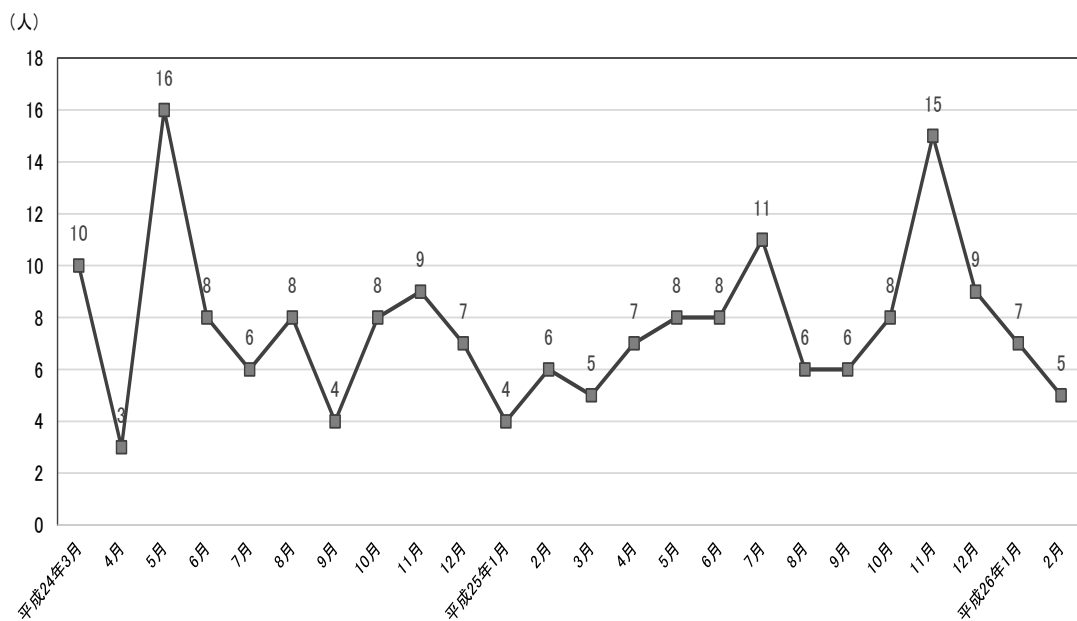
日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りられます。



●特定福祉用具販売

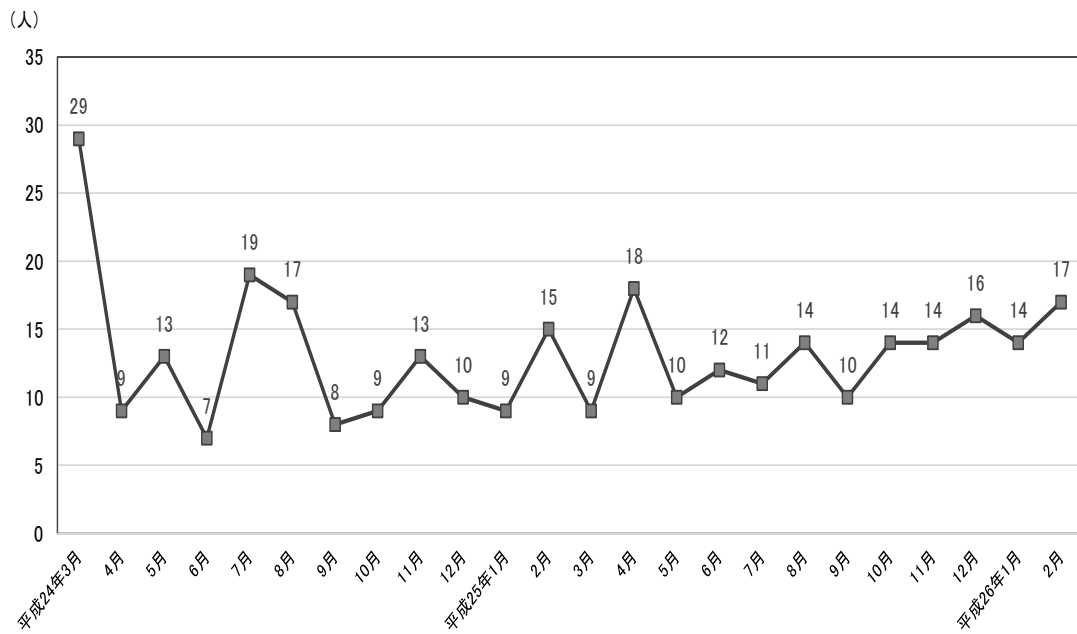


●特定福祉用具販売（介護予防）

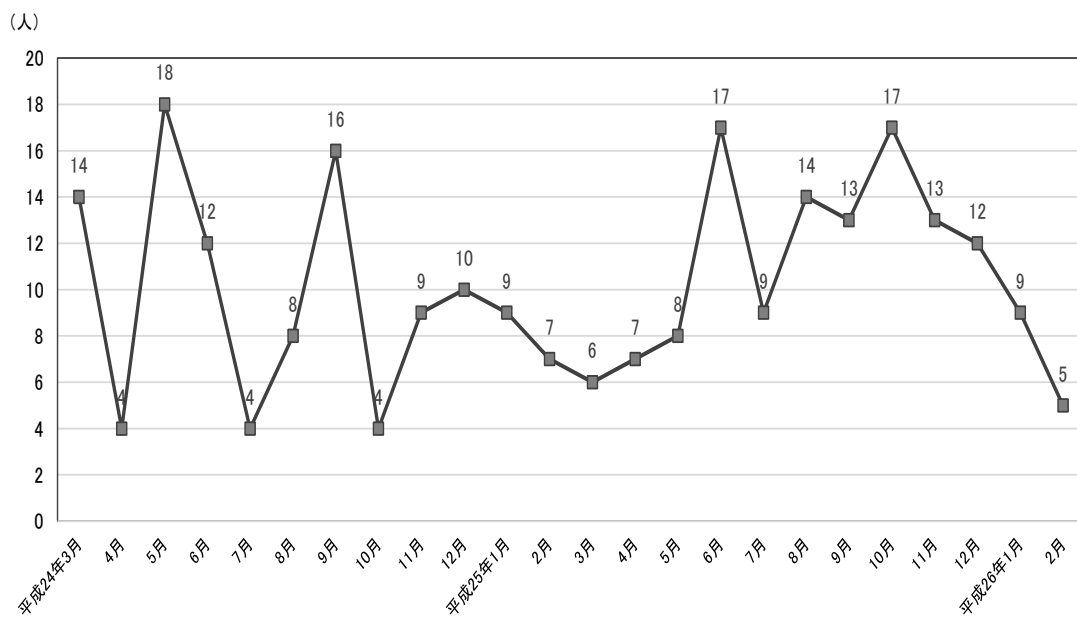


介護に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、その費用の一部が支給されます。

●住宅改修

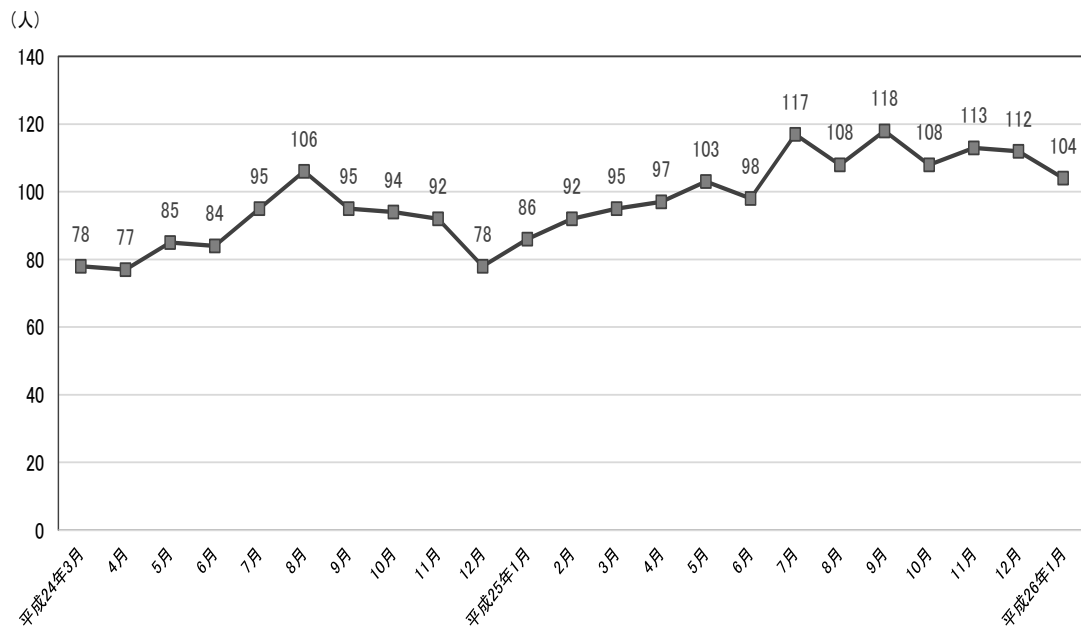


●住宅改修（介護予防）

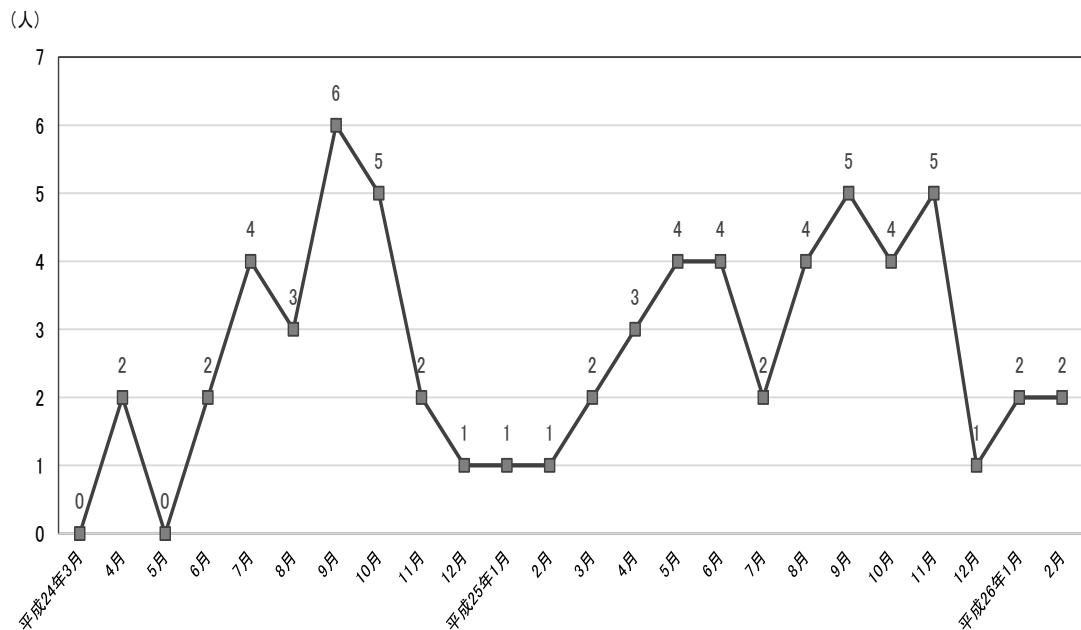


家庭での手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、その費用の一部が支給されます。

●短期入所生活介護（ショートステイ）

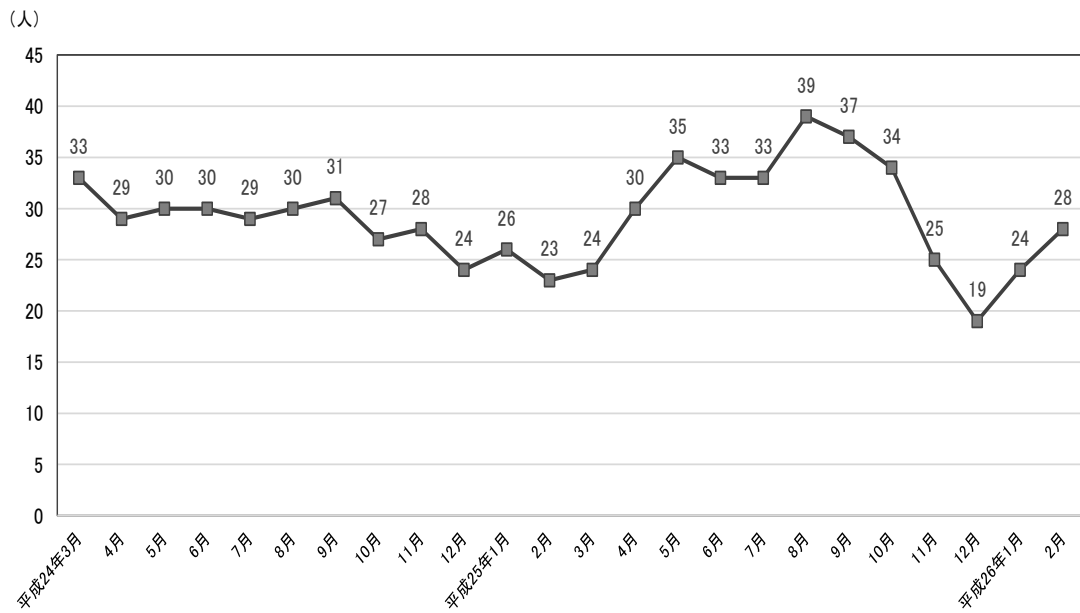


●短期入所生活介護（介護予防）（ショートステイ）

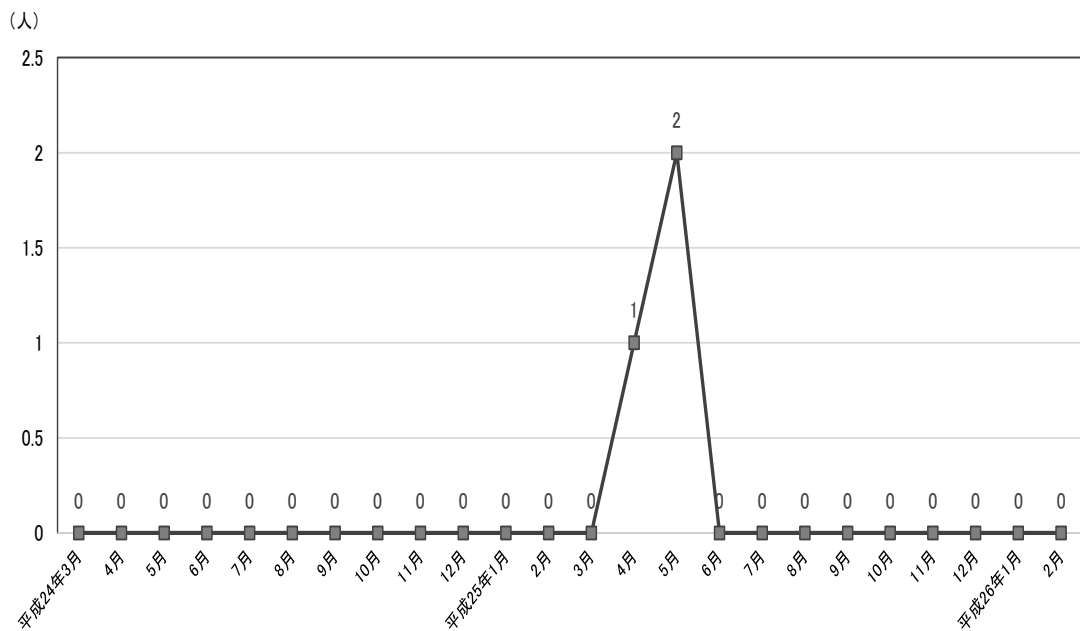


福祉施設等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。

●短期入所療養介護（老健）

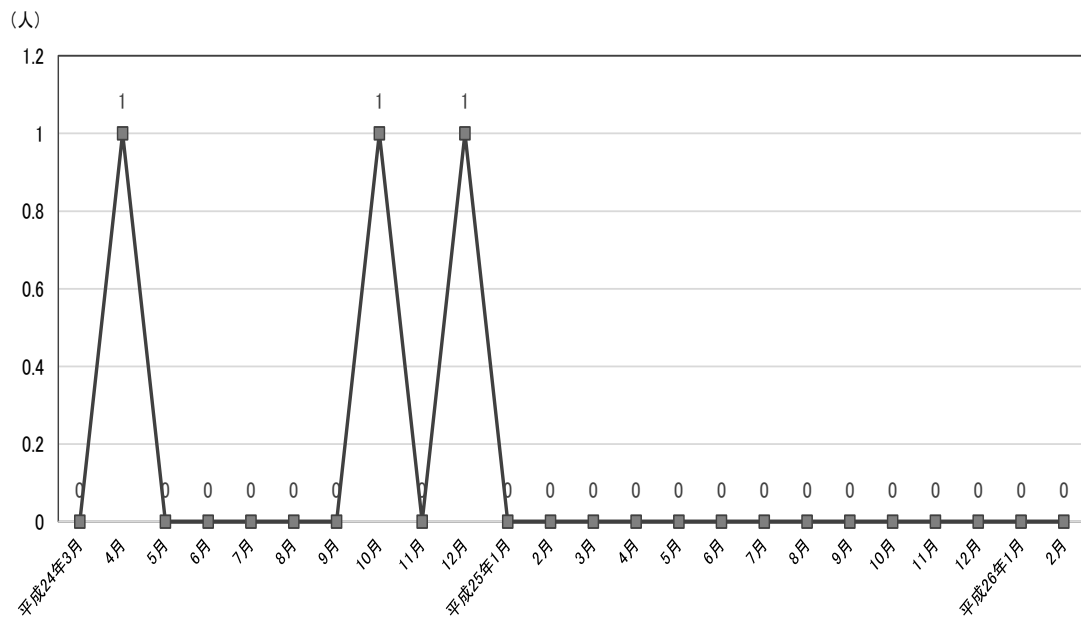


●短期入所療養介護（介護予防）（老健）

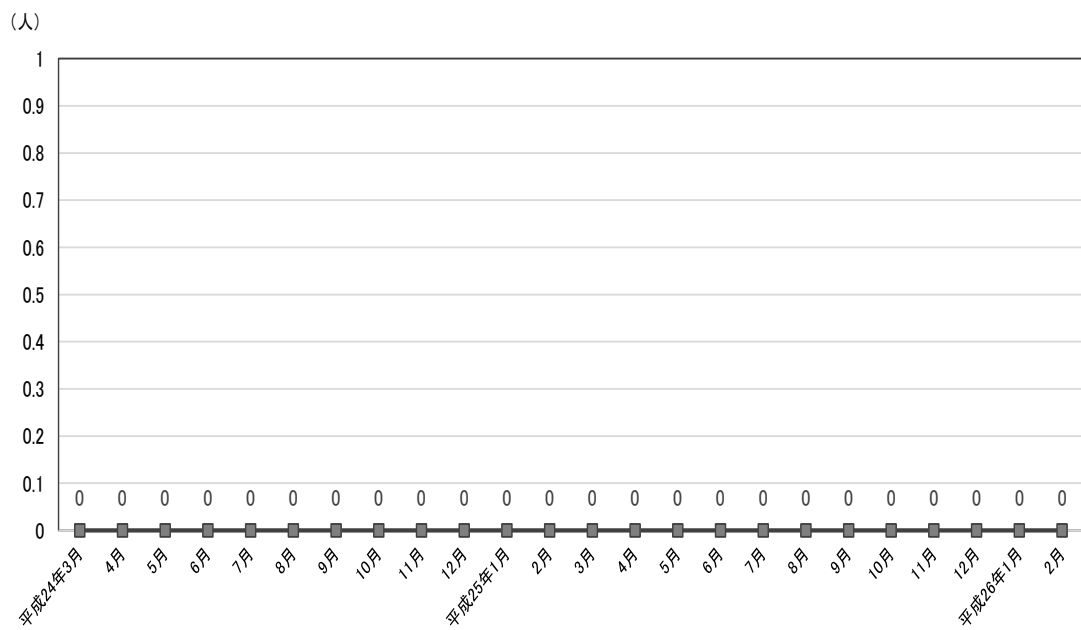


諸事情により家庭で療養介護ができない場合などに、老人保健施設に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活の介助や機能訓練を受けられます。

●短期入所療養介護（病院）

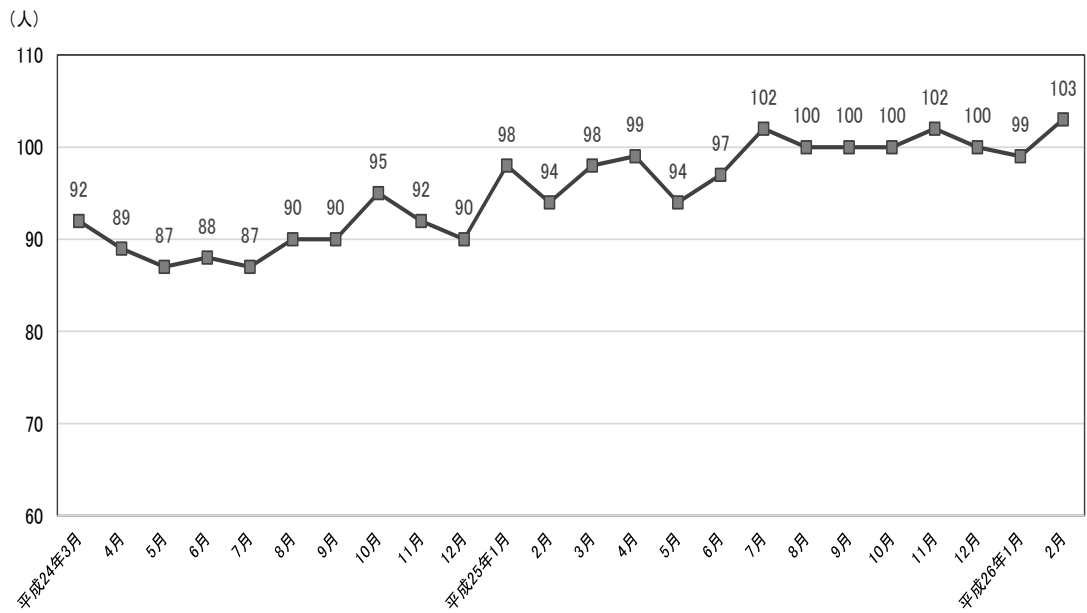


●短期入所療養介護（介護予防）（病院）

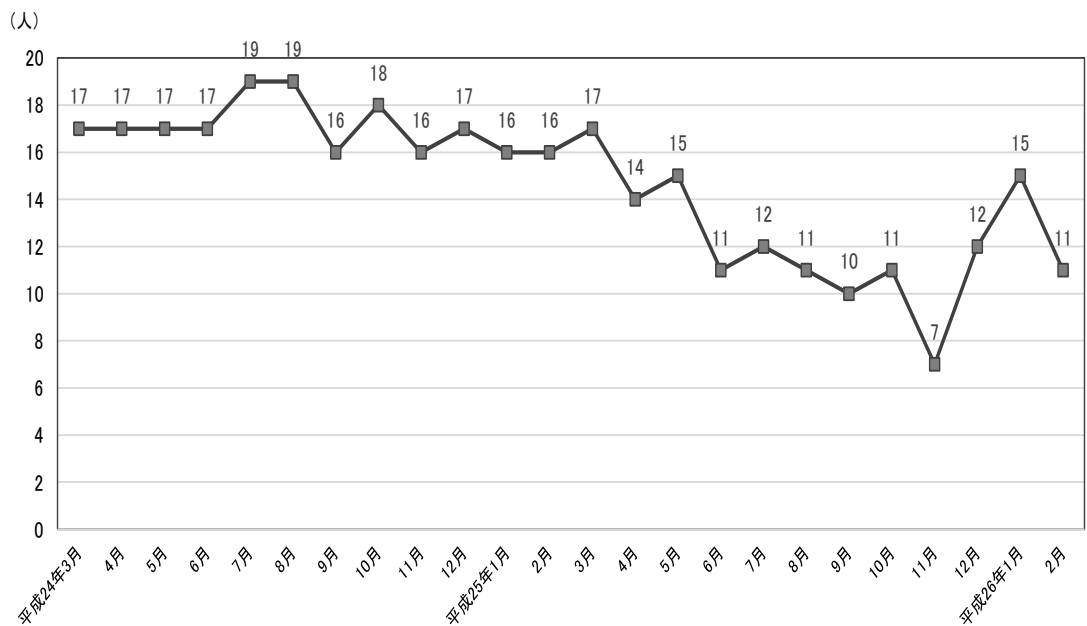


諸事情により家庭で療養介護ができない場合などに、医療施設に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活の介助や機能訓練を受けられます。

●特定施設入居者生活介護

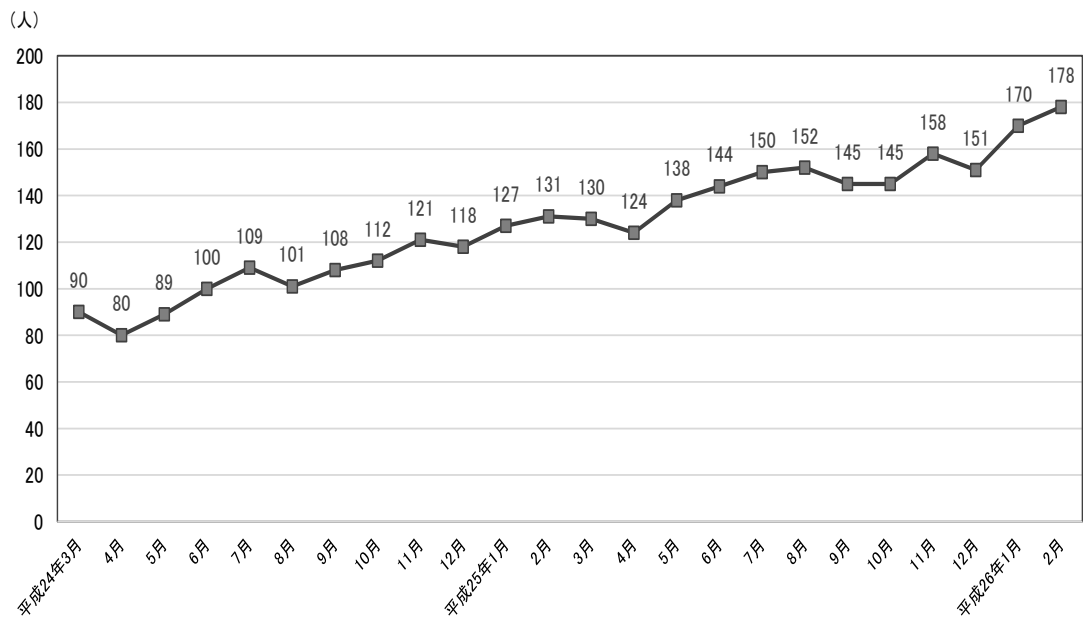


●特定施設入居者生活介護（介護予防）

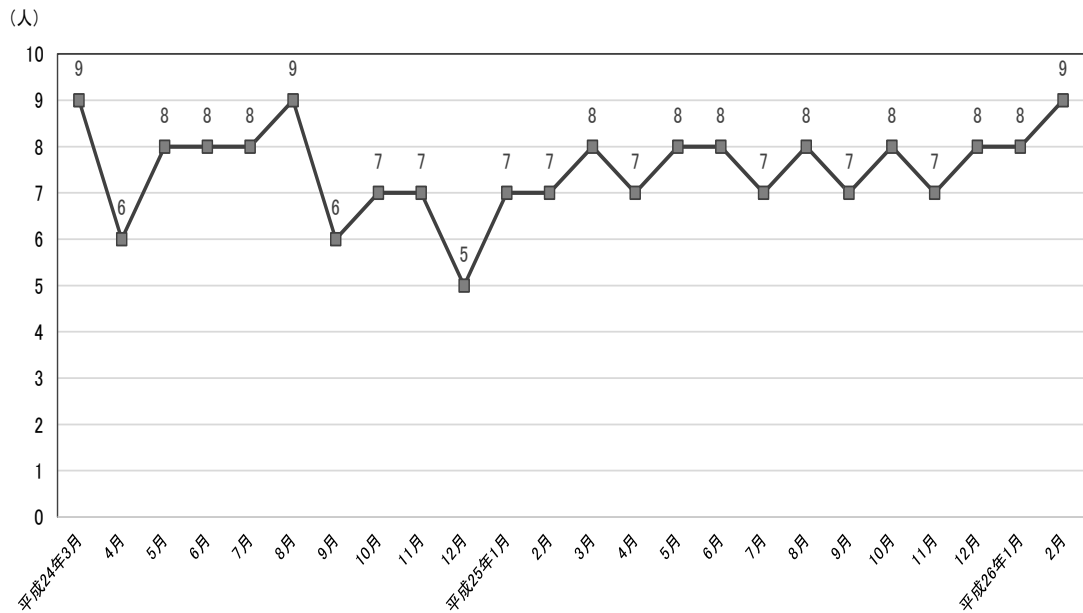


有料老人ホーム等に入居している高齢者は、日常生活上の支援や介護サービスが受けられます。

●居宅療養管理指導

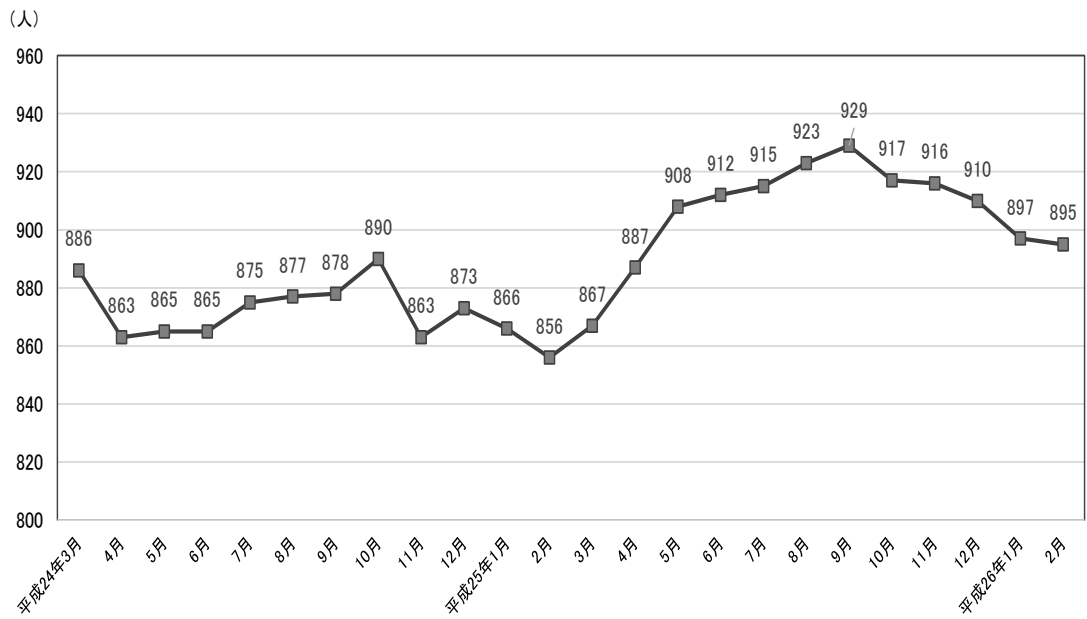


●居宅療養管理指導（介護予防）

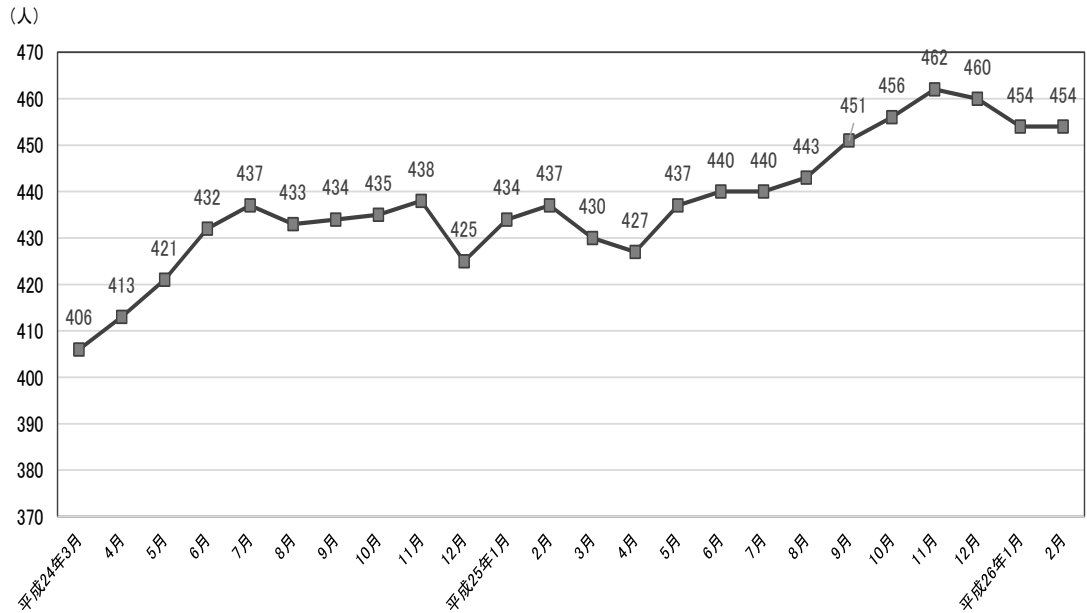


医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をするサービスが受けられます。

●居宅介護支援



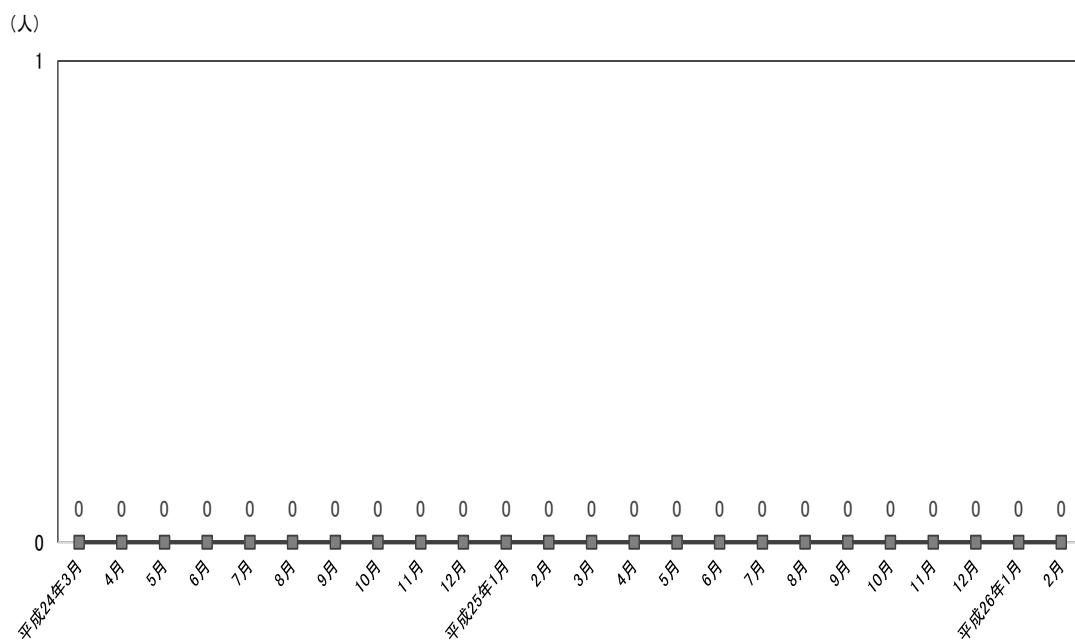
●介護予防支援



それぞれ利用者にあった介護サービスが利用できるよう、ケアマネジャーが相談を受けながらケアプランを作成します。

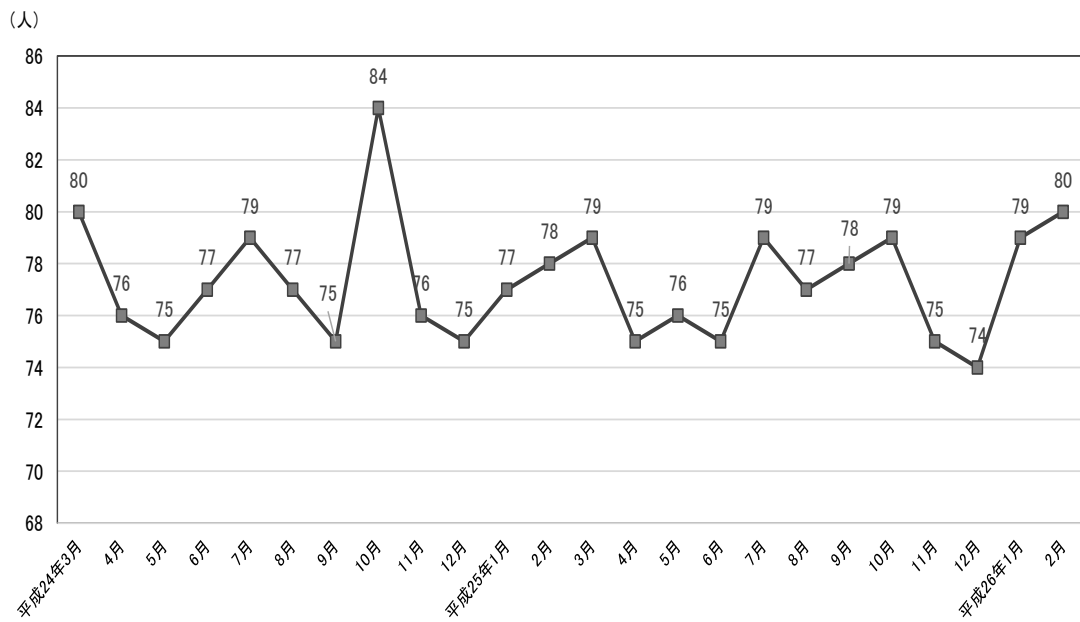


●夜間対応型訪問介護

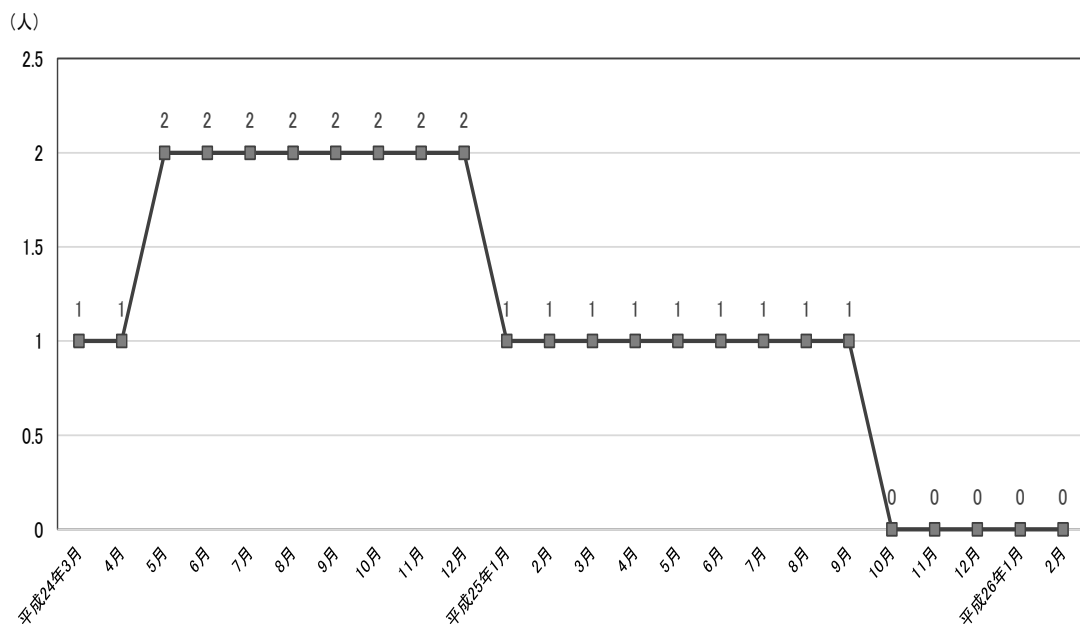


24時間安心して暮らせるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護が受けられます。

●認知症対応型通所介護

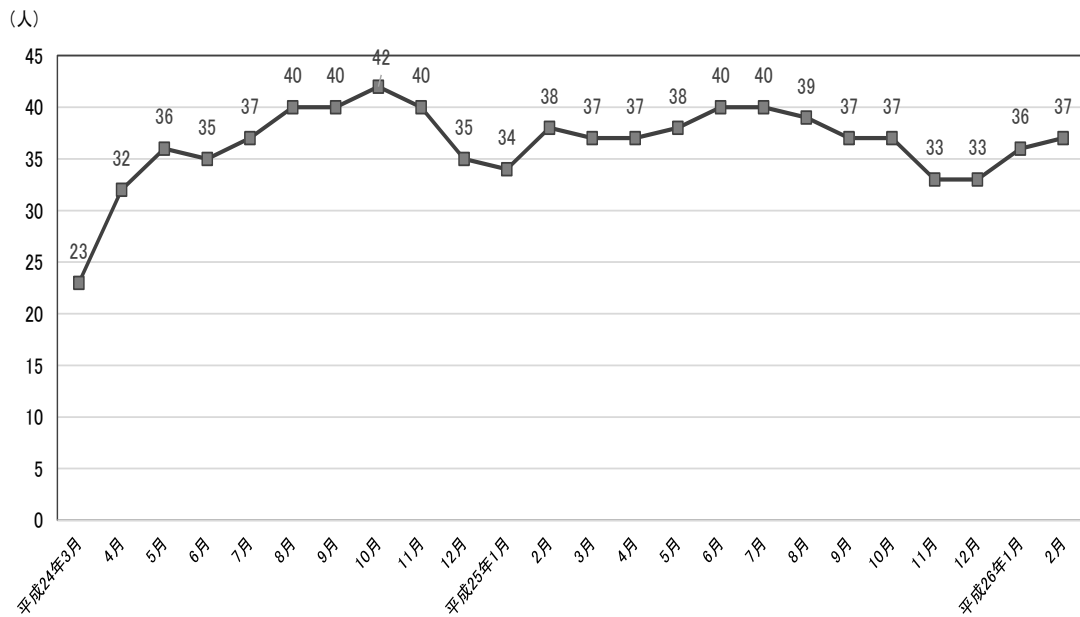


●認知症対応型通所介護（介護予防）

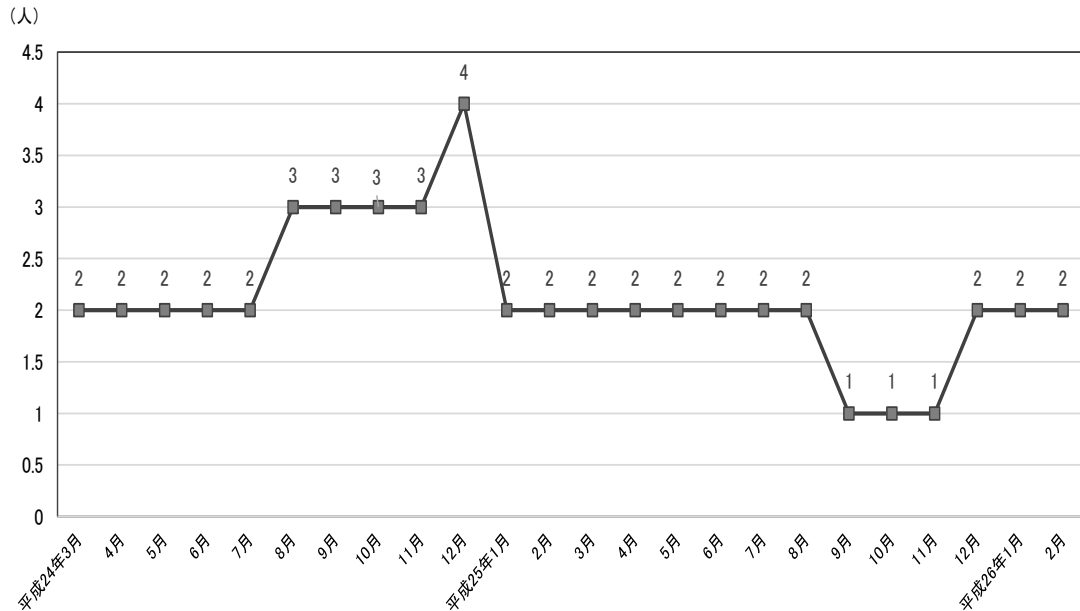


認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

●小規模多機能型居宅介護

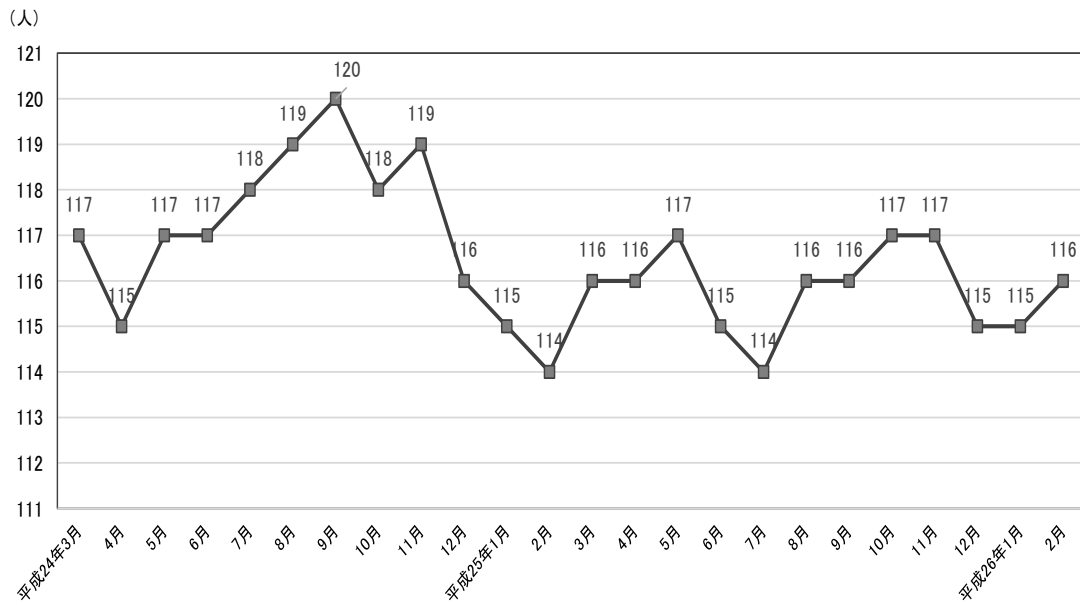


●小規模多機能型居宅介護（介護予防）

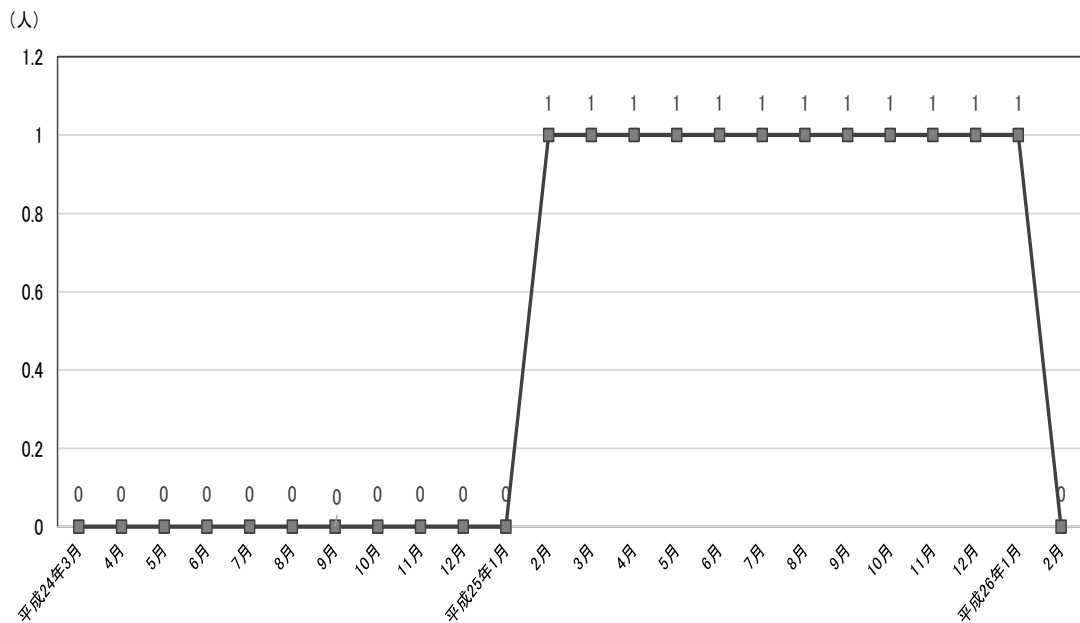


通所を中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスが受けられます。

●認知症対応型共同生活介護

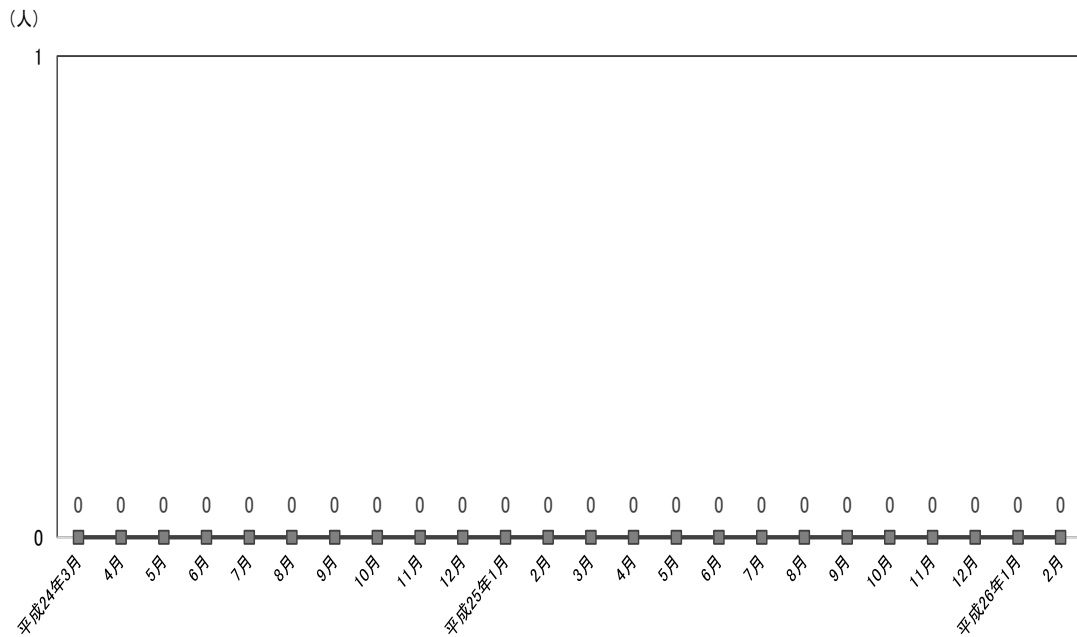


●認知症対応型共同生活介護（介護予防）

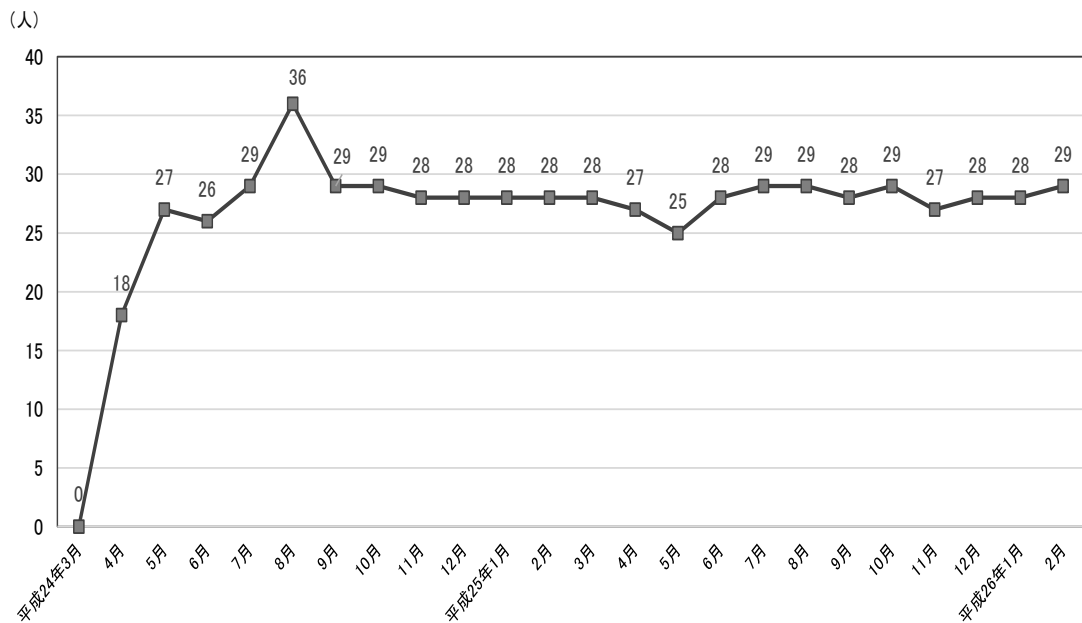


認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

●地域密着型特定施設入居者生活介護

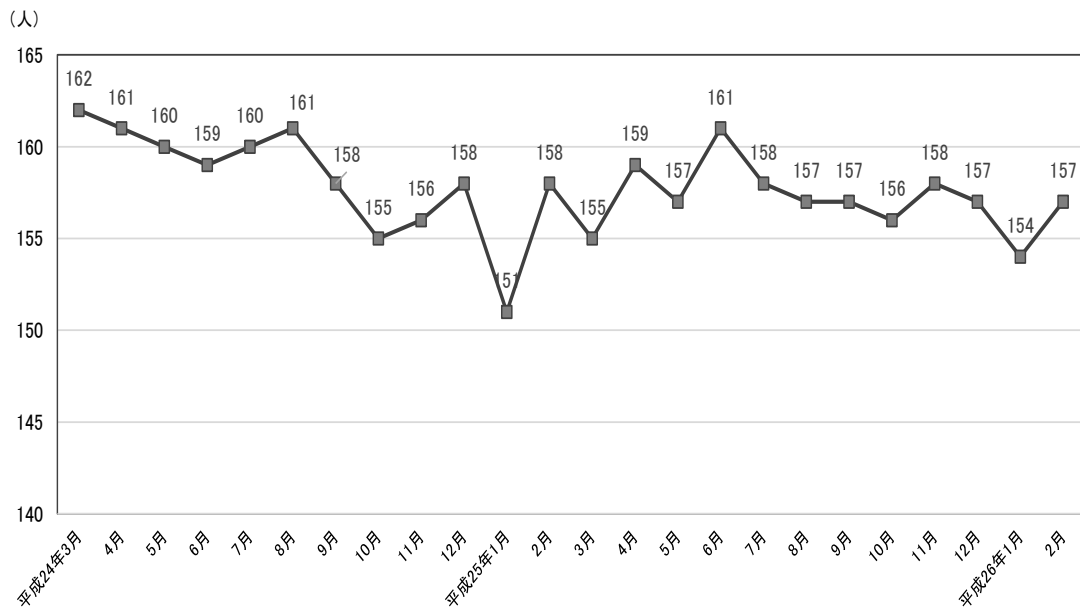


●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



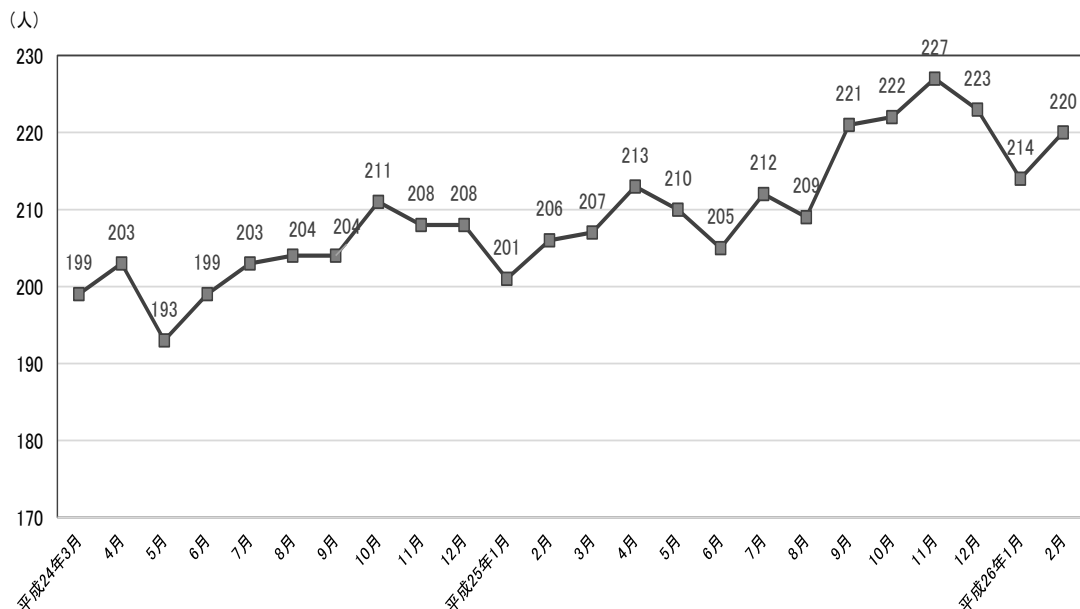
有料老人ホームなどの特定施設のうち、小規模な介護専用型特定施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）



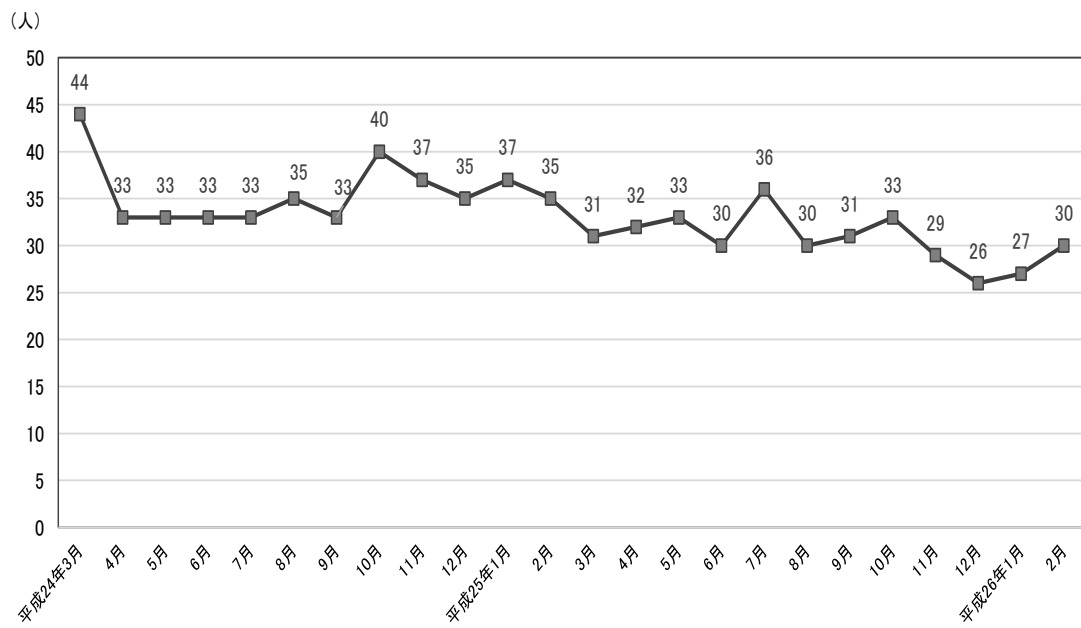
日常生活で常に介護が必要な人で、居宅での生活が困難な人が入所した場合、日常生活上の支援や介護サービスが受けられます。

●介護老人保健施設（老人保健施設）



状態の安定している人が、在宅復帰できるようリハビリテーションを中心としたケアと介護サービスを受けられます。

●介護療養型医療施設（療養病症など）



急性期の治療が終わり、長期療養を必要とする人のための医療施設です。

## 2. 各年度における被保険者等の見込み

### (1) 人口推計

本市における人口推計をみると、平成26年度の推計総人口36,868人から平成29年度には34,897人、平成35年度には30,902人まで減少していくものと予測しています。また、年齢ごとで見ると、40歳未満・40～64歳・65～69歳・80～84歳は減少、90歳以上については増加するものと予測しています。なお、前期高齢者は平成30年・後期高齢者は平成29年ごろまでは増加していき、その後は減少に転じるものと予測しています。

また、高齢化率については、平成29年度で38.1%、平成35年度には41.0%まで達すると予測しています。

#### ■人口推計

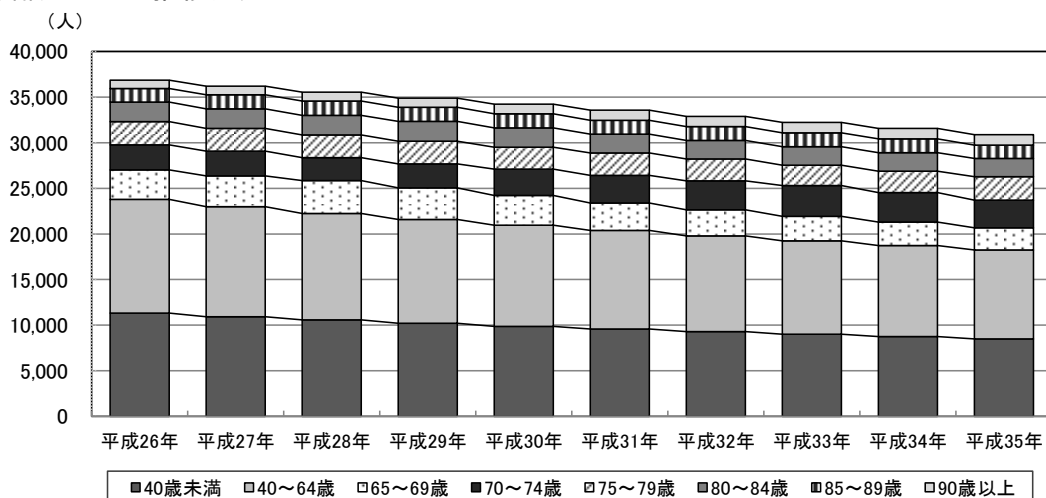
単位：人

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年	平成 33年	平成 34年	平成 35年
40歳未満	11,316	10,921	10,571	10,202	9,863	9,591	9,286	9,016	8,743	8,496
40～64歳	12,490	12,065	11,690	11,401	11,114	10,813	10,512	10,219	9,985	9,745
65～69歳	3,212	3,373	3,593	3,463	3,240	2,984	2,851	2,703	2,567	2,441
70～74歳	2,745	2,718	2,512	2,624	2,886	3,031	3,165	3,364	3,241	3,035
75～79歳	2,543	2,485	2,486	2,476	2,422	2,459	2,428	2,244	2,348	2,577
80～84歳	2,160	2,158	2,160	2,167	2,108	2,067	2,029	2,040	2,031	1,985
85～89歳	1,496	1,530	1,556	1,547	1,552	1,524	1,507	1,508	1,513	1,469
90歳以上	906	945	980	1,017	1,054	1,093	1,113	1,135	1,139	1,154
推計総人口	36,868	36,195	35,548	34,897	34,239	33,562	32,891	32,229	31,567	30,902
65～74歳 (前期高齢者)	5,957	6,091	6,105	6,087	6,126	6,015	6,016	6,067	5,808	5,476
75歳以上 (後期高齢者)	7,105	7,118	7,182	7,207	7,136	7,143	7,077	6,927	7,031	7,185
高齢化率	35.4%	36.5%	37.4%	38.1%	38.7%	39.2%	39.8%	40.3%	40.7%	41.0%

資料：第6期介護保険事業計画ワークシート

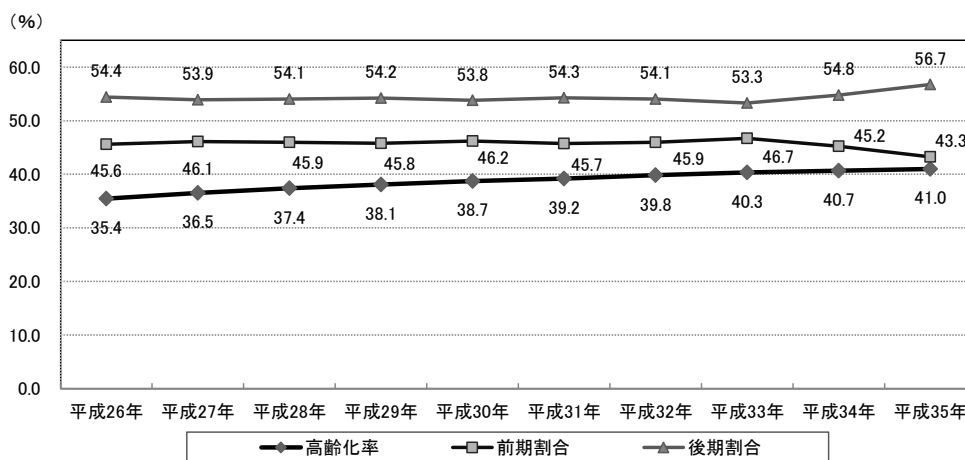
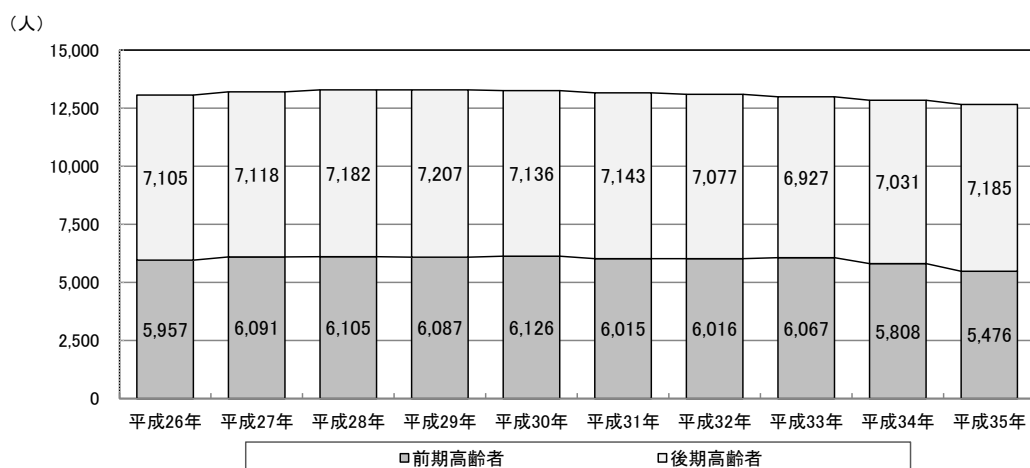


■年齢別人口の推移グラフ



資料:第6期介護保険事業計画ワークシート

■高齢者の推移状況グラフ



資料:第6期介護保険事業計画ワークシート

## (2) 被保険者数の推計

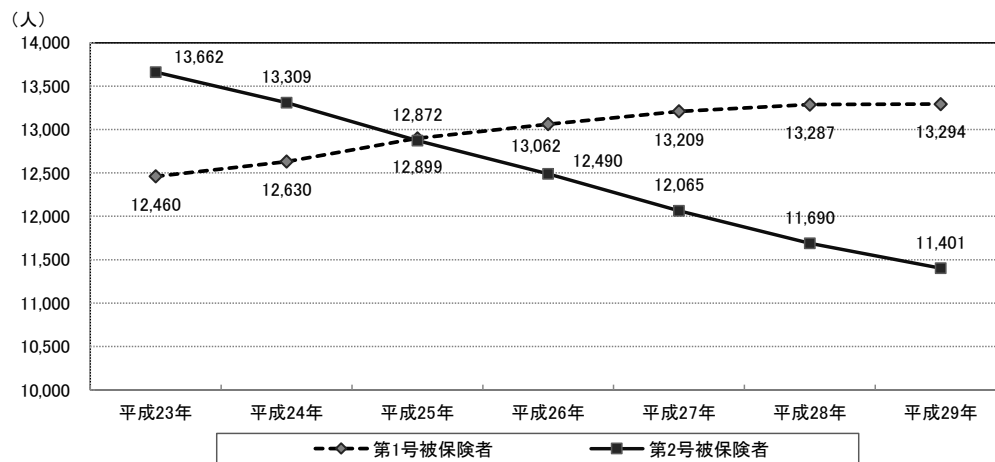
第1号被保険者及び第2号被保険者の推計をみると、第1号被保険者では平成23年度の12,460人から平成26年度には13,062人、平成29年度には13,294人まで増加していくものと予測しています。

また、第2号被保険者では平成23年度に13,662人、平成26年度には12,490人、平成29年度には11,401人まで減少していくものと予測しています。

■被保険者の推計

単位:人

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第1号被保険者	12,460	12,630	12,899	13,062	13,209	13,287	13,294
第2号被保険者	13,662	13,309	12,872	12,490	12,065	11,690	11,401
総数	26,122	25,939	25,771	25,552	25,274	24,977	24,695



資料: 第6期介護保険事業計画ワークシート

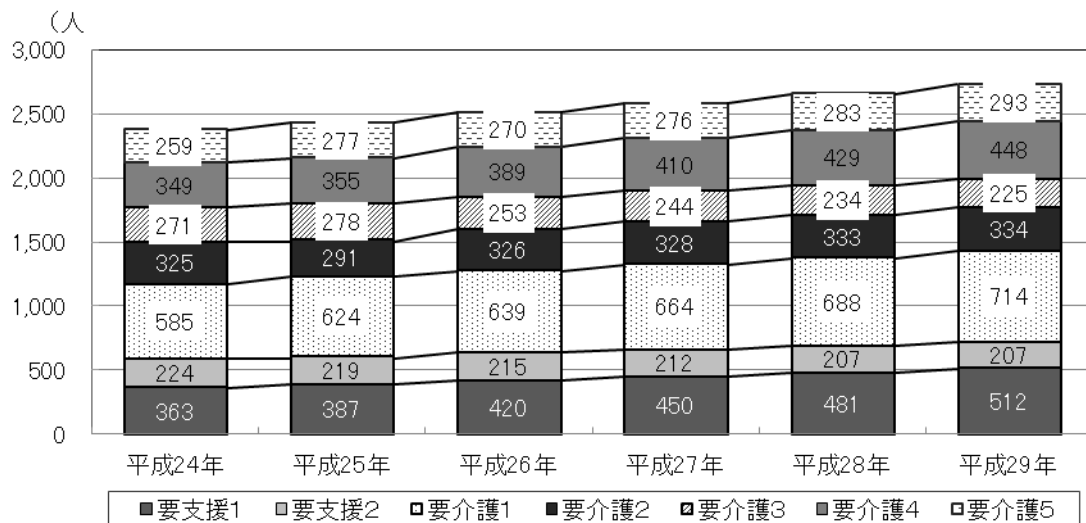
### (3) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者の推計をみると、合計では平成24年度の2,376人から平成26年度には2,512人、平成29年度には2,733人まで増加していくものと予測しています。

■要支援・要介護認定者の推計

単位：人

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
要支援1	363	387	420	450	481	512
要支援2	224	219	215	212	207	207
要介護1	585	624	639	664	688	714
要介護2	325	291	326	328	333	334
要介護3	271	278	253	244	234	225
要介護4	349	355	389	410	429	448
要介護5	259	277	270	276	283	293
合計	2,376	2,431	2,512	2,584	2,655	2,733



資料：第6期介護保険事業計画ワークシート

### 3. 介護給付・予防給付の見込み

#### (1) 介護サービス

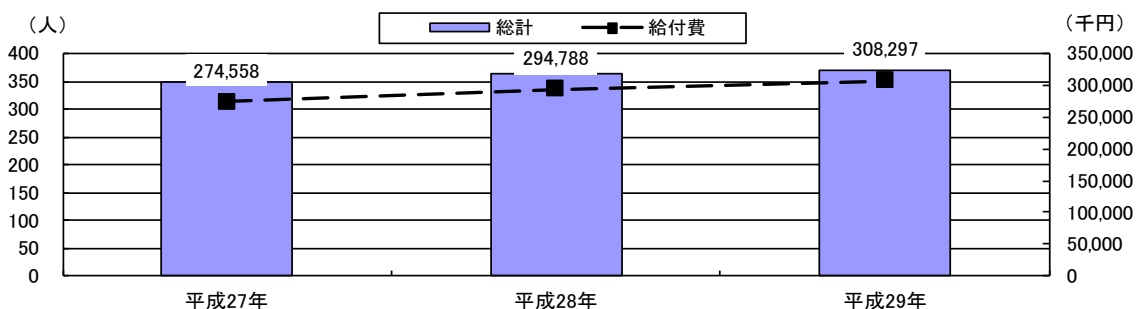
※数値には小数点が含まれているため、総計が合わないことがあります。

##### ①訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除など身の回りの生活援助、通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）が受けられます。年々増加し、平成29年度には月370人・年308,297千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	141	143	141
要介護2	73	73	69
要介護3	48	50	50
要介護4	52	59	66
要介護5	37	41	44
総計	351	366	370
給付費	274,558	294,788	308,297

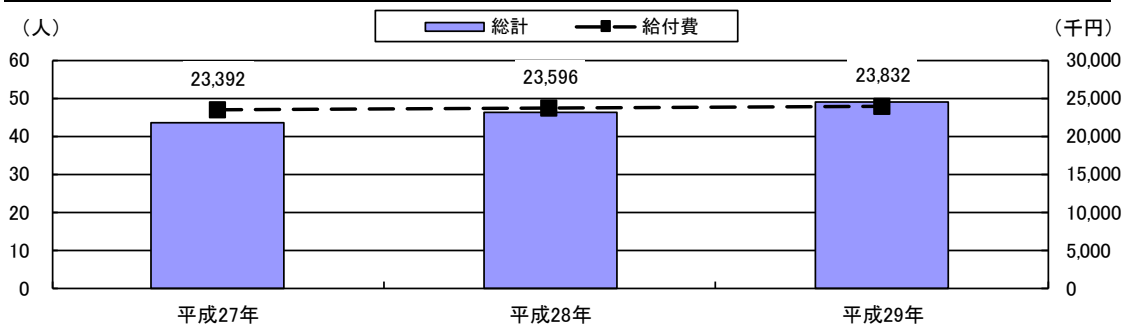


##### ②訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をするサービスが受けられます。年々増加し、平成29年度には月49人・年23,832千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	1	2	2
要介護2	6	6	6
要介護3	4	4	4
要介護4	14	16	17
要介護5	18	19	19
総計	44	46	49
給付費	23,392	23,596	23,832



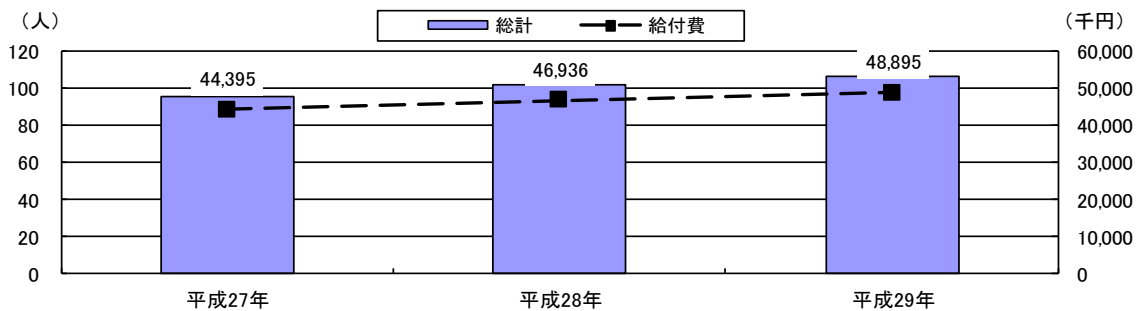
### ③訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師が居宅を訪問し、主治医と連絡を取りながら、病状を観察したり床ずれの手当てなど看護の支援をするサービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月106人・年48,895千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	27	27	27
要介護2	20	19	18
要介護3	15	16	17
要介護4	20	23	27
要介護5	14	16	18
総計	96	102	106
給付費	44,395	46,936	48,895



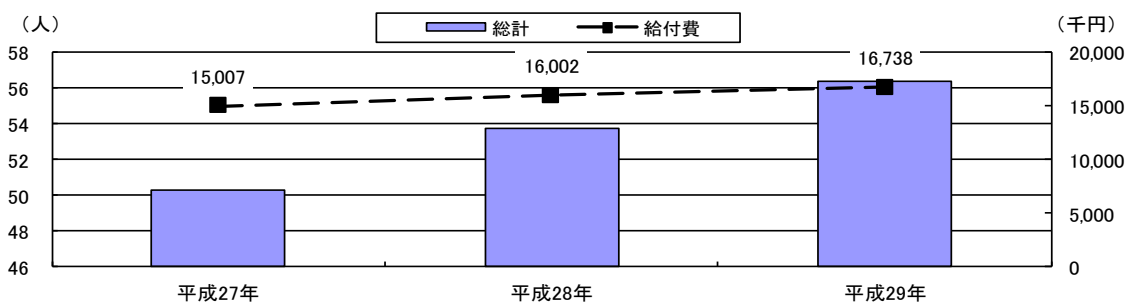
### ④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、機能訓練をするサービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月56人・年16,738千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	14	15	16
要介護2	9	8	7
要介護3	10	10	11
要介護4	8	9	11
要介護5	9	11	12
総計	50	54	56
給付費	15,007	16,002	16,738



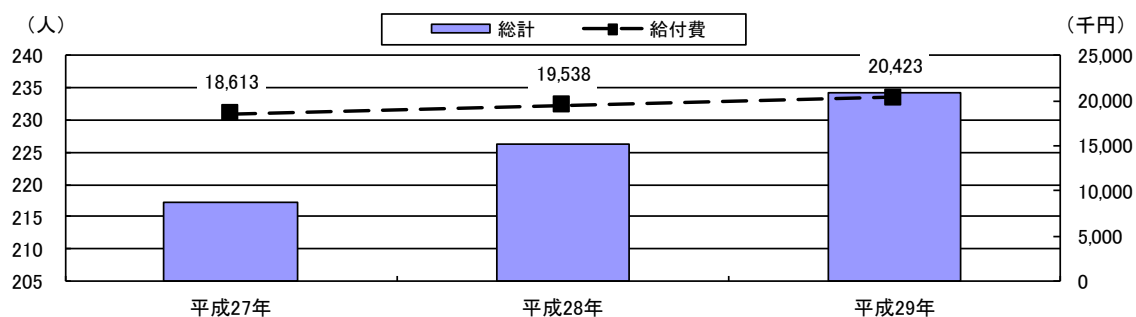
### ⑤居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をするサービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月234人・年20,423千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	51	54	54
要介護2	28	26	23
要介護3	40	41	40
要介護4	59	65	74
要介護5	38	41	43
総計	217	226	234
給付費	18,613	19,538	20,423



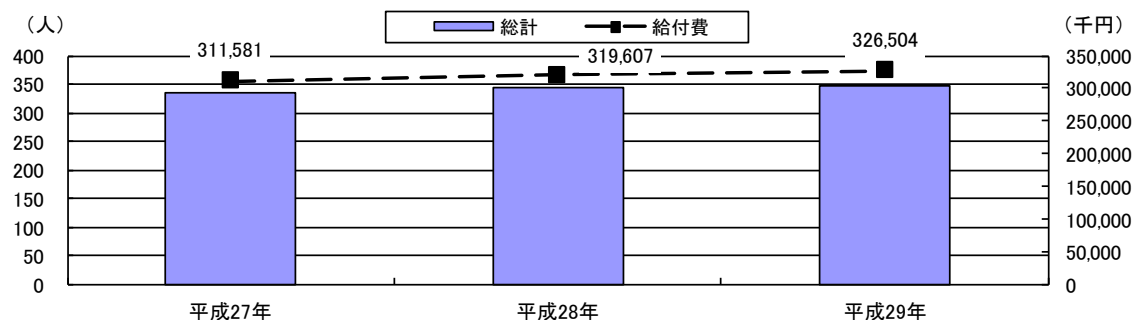
### ⑥通所介護

デイサービスセンターなどで入浴や食事提供、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

年々増加し、平成29年度には月349人・年326,504千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	175	184	194
要介護2	59	53	45
要介護3	35	35	34
要介護4	49	53	58
要介護5	16	17	18
総計	334	343	349
給付費	311,581	319,607	326,504



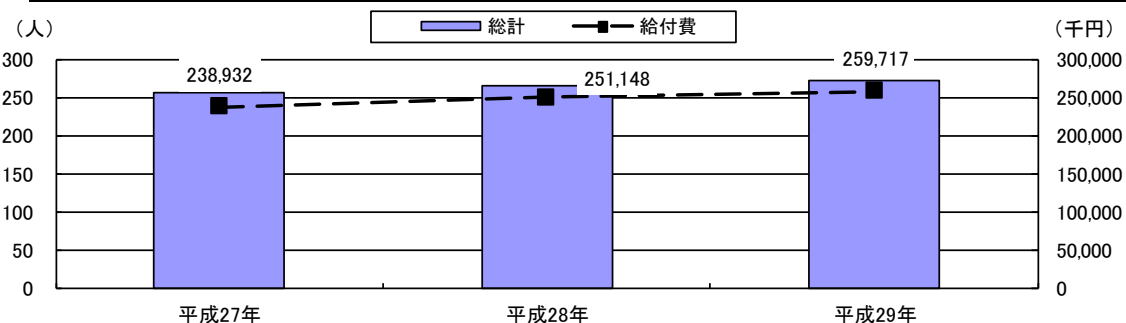
### ⑦通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、入浴や食事提供、リハビリテーションなどのサービスを日帰りで受けられます。

若干増加し、平成29年度には月274人・年259,717千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	115	114	113
要介護2	54	55	54
要介護3	37	39	39
要介護4	34	39	44
要介護5	17	20	22
総計	257	267	274
給付費	238,932	251,148	259,717



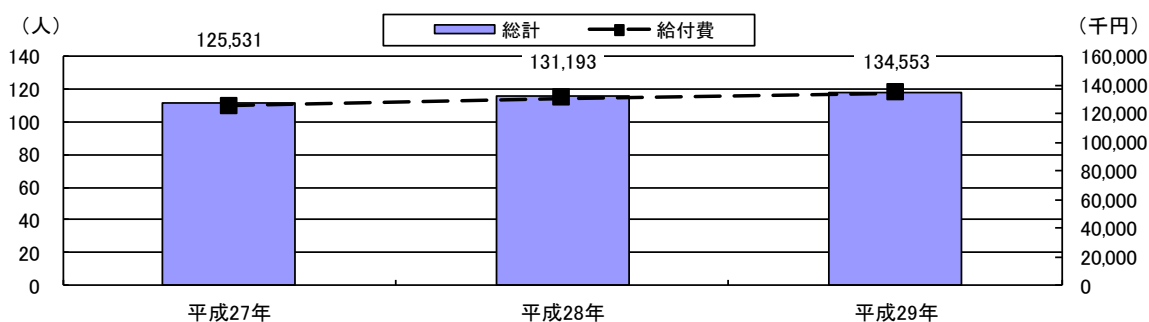
### ⑧短期入所生活介護

福祉施設や医療施設に短期入所し、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。

年々増加し、平成29年度には月118人・年134,553千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	29	31	33
要介護2	22	20	17
要介護3	20	20	19
要介護4	25	28	30
要介護5	17	18	18
総計	112	116	118
給付費	125,531	131,193	134,553



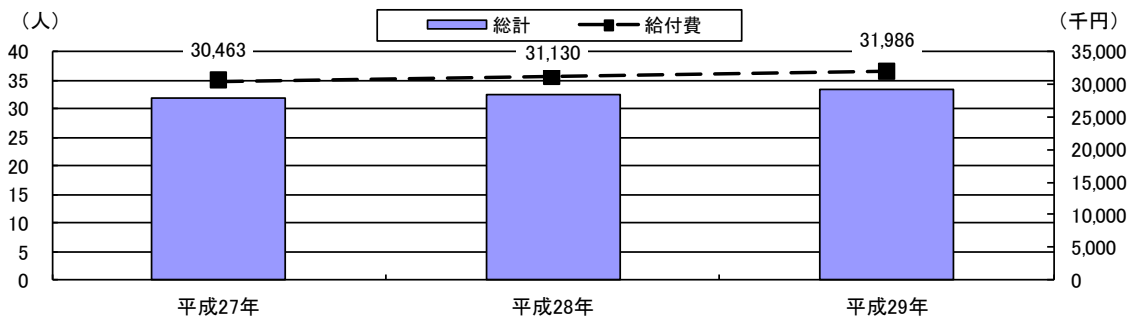
⑨短期入所療養介護（老健）

諸事情により家庭で療養介護ができない場合などに、老人保健施設に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活の介助や機能訓練を受けられます。

若干増加し、平成29年度には月34人・年31,986千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	9	9	10
要介護2	6	5	5
要介護3	4	4	4
要介護4	9	9	10
要介護5	4	5	5
総計	32	33	34
給付費	30,463	31,130	31,986



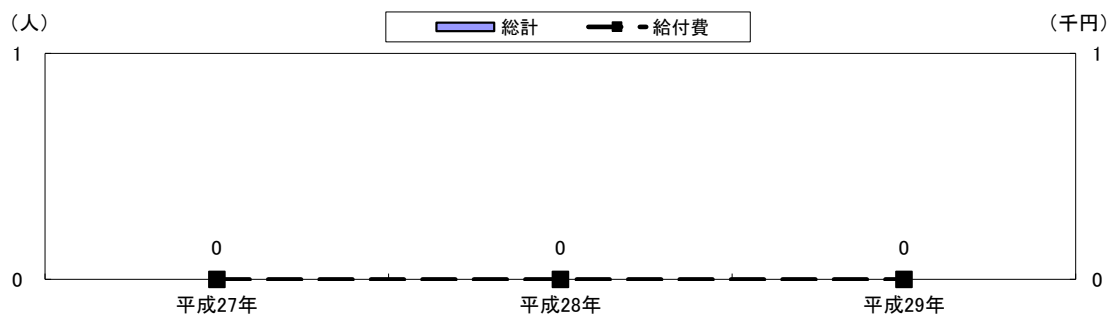
⑩短期入所療養介護（病院等）

諸事情により家庭で療養介護ができない場合などに、病院等に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活の介助や機能訓練を受けられます。

概ね利用はなく、平成27年度から平成29年度においては0人の利用見込みとしています。

単位：人・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	0	0	0
要介護4	0	0	0
要介護5	0	0	0
総計	0	0	0
給付費	0	0	0





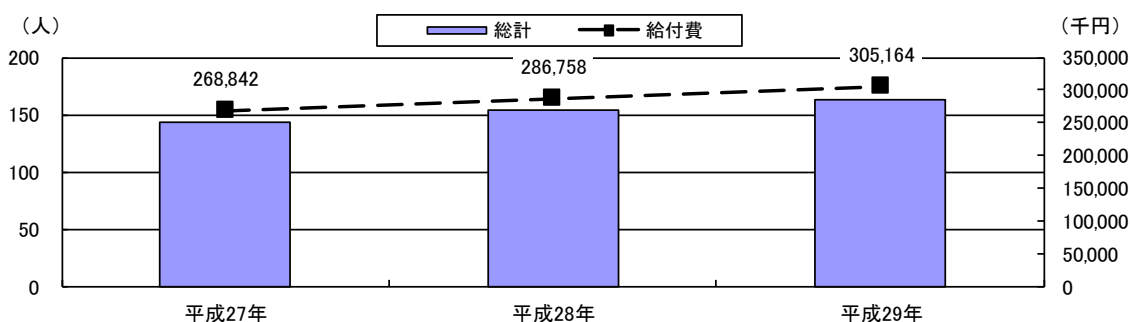
### ⑪特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者は、日常生活上の支援や介護サービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月163人・年305,164千円の利用を見込んでいます。

単位:人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	37	39	41
要介護2	25	29	33
要介護3	36	36	35
要介護4	27	28	29
要介護5	19	22	25
総計	144	153	163
給付費	268,842	286,758	305,164



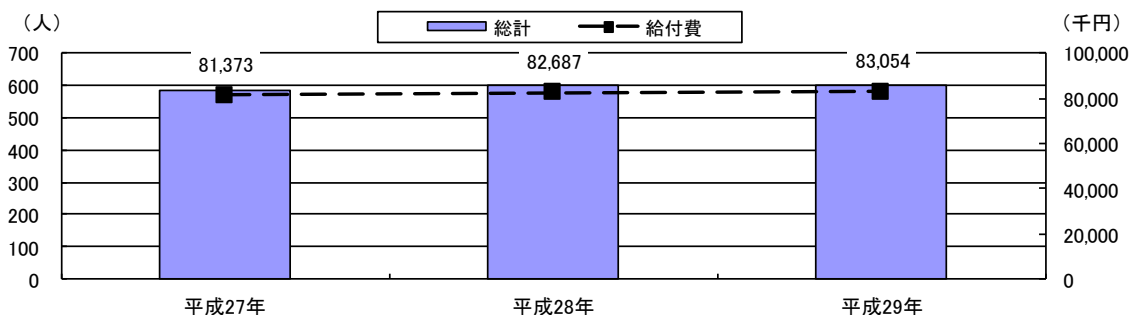
### ⑫福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りられます。

若干増加し、平成29年度には月601人・年83,054千円の利用を見込んでいます。

単位:人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	170	175	176
要介護2	138	143	143
要介護3	99	97	85
要介護4	125	138	158
要介護5	54	46	40
総計	585	599	601
給付費	81,373	82,687	83,054



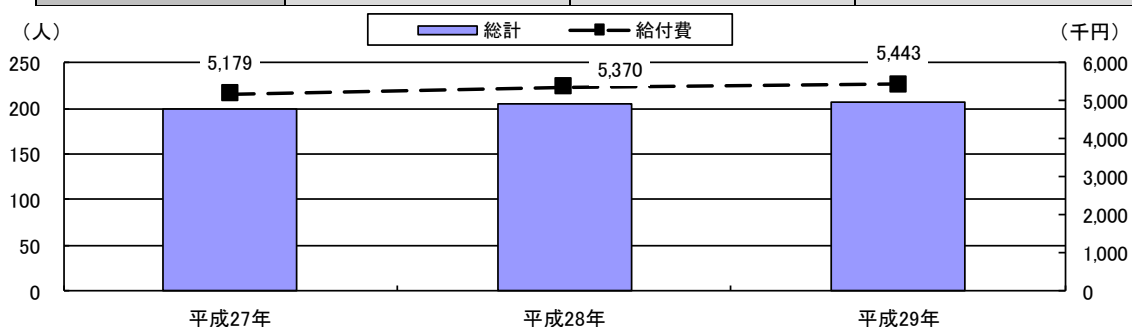
### ⑬特定福祉用具購入費

介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、その費用の一部が支給されます。

年々増加し、平成29年度には年207人・5,443千円の利用を見込んでいます。

単位：人・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	65	67	68
要介護2	44	38	31
要介護3	40	42	43
要介護4	32	38	43
要介護5	18	20	22
総計	199	205	207
給付費	5,179	5,370	5,443



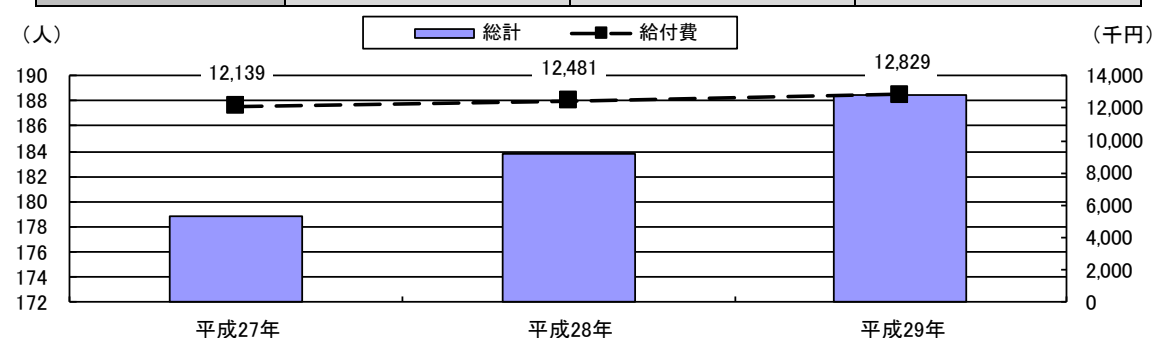
### ⑭住宅改修

家庭での手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、その費用の一部が支給されます。

年々増加し、平成29年度には年188人・12,829千円の利用を見込んでいます。

単位：人・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	52	43	36
要介護2	62	73	83
要介護3	26	26	25
要介護4	33	37	39
要介護5	5	5	5
総計	179	184	188
給付費	12,139	12,481	12,829



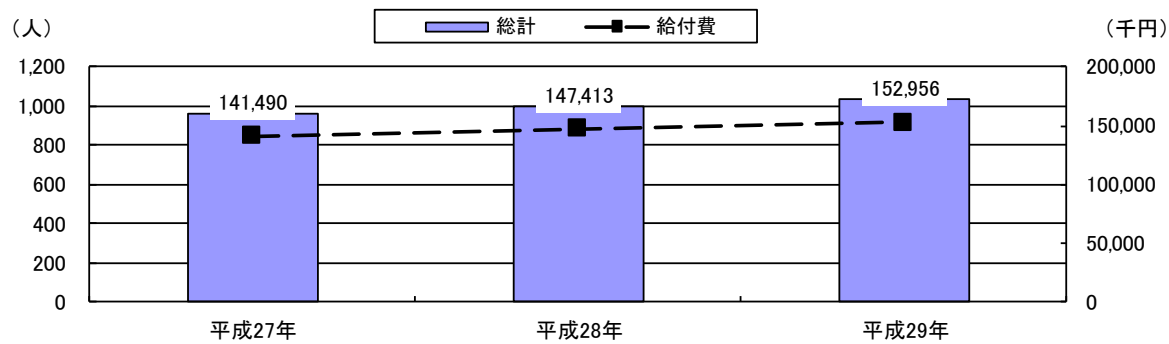
## ⑮居宅介護支援

それぞれ利用者にあった介護サービスが利用できるよう、担当ケアマネジャーが相談を受けながらケアプランを作成します。

年々増加し、平成29年度には月1,034人・年152,956千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	450	477	505
要介護2	183	174	161
要介護3	118	112	103
要介護4	135	153	176
要介護5	73	82	89
総計	960	998	1,034
給付費	141,490	147,413	152,956



## (2) 介護予防サービス

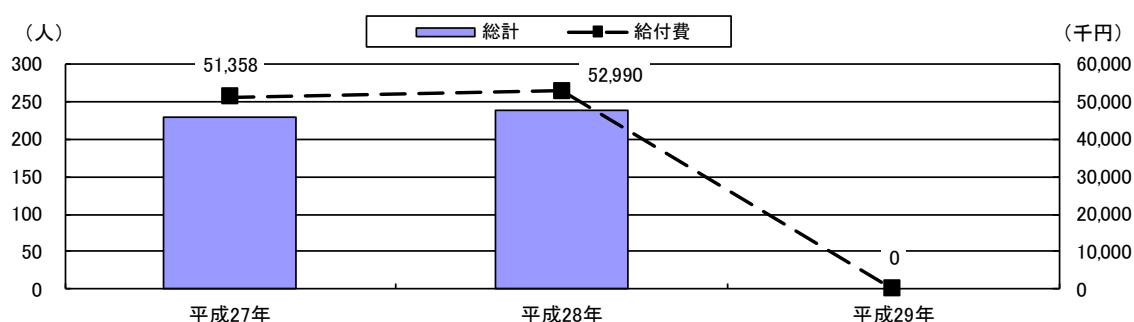
### ①介護予防訪問介護

利用者が自力で困難な行為について、家族や地域の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。

年々増加し、平成28年度には月238人・年52,990千円の利用を見込んでおりますが、平成29年度からは地域支援事業に移行します。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	142	148	0
要支援2	89	90	0
総計	231	238	0
給付費	51,358	52,990	0



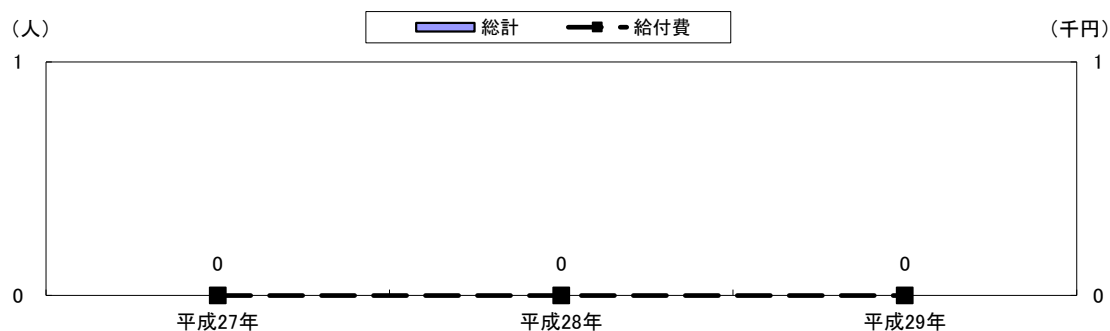
### ②介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合などに限定して、入浴介護を受けられます。

概ね利用はなく、平成27年度から平成29年度においても0人の利用となる見込みです。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	0	0	0
要支援2	0	0	0
総計	0	0	0
給付費	0	0	0



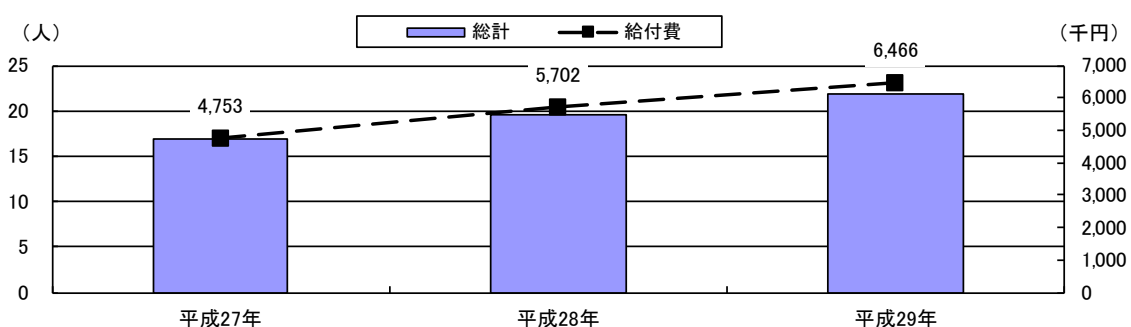
### ③介護予防訪問看護

看護師が介護予防を目的とした療養上の世話や診療をするサービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月22人・年6,466千円の利用を見込んでいます。

単位:人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	9	11	12
要支援2	8	9	10
総計	17	20	22
給付費	4,753	5,702	6,466



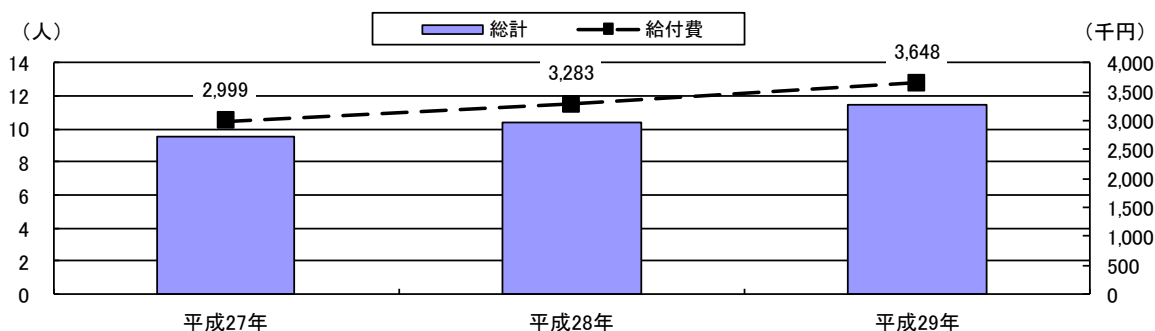
### ④介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、短期集中的なリハビリテーションが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月12人・年3,648千円の利用を見込んでいます。

単位:人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	2	3	3
要支援2	7	8	8
総計	10	10	12
給付費	2,999	3,283	3,648



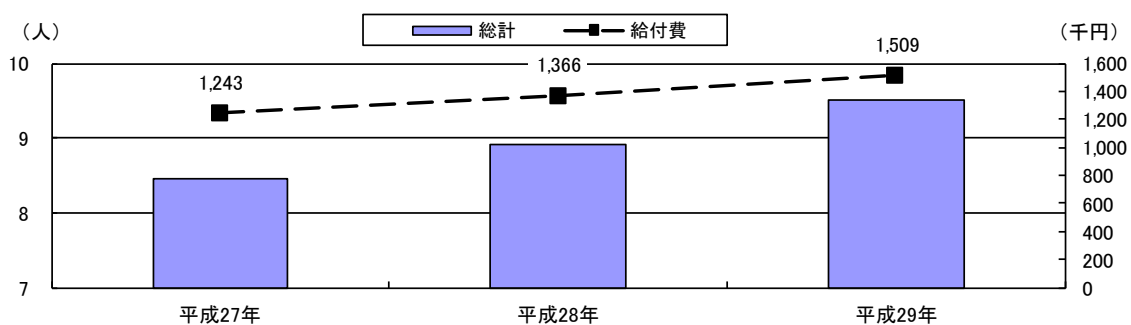
### ⑤介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をするサービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月10人・年1,509千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	6	7	8
要支援2	3	2	2
総計	8	9	10
給付費	1,243	1,366	1,509



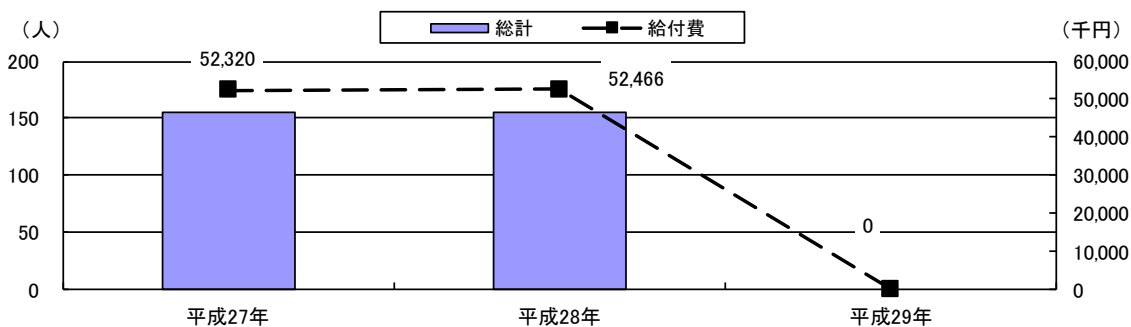
### ⑥介護予防通所介護

通所介護施設で、食事などの基本的なサービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービスが受けられます。

若干減少し、平成28年度には月155人・年52,466千円の利用を見込んでおりますが、平成29年度からは地域支援事業に移行します。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	93	93	0
要支援2	62	63	0
総計	154	155	0
給付費	52,320	52,466	0



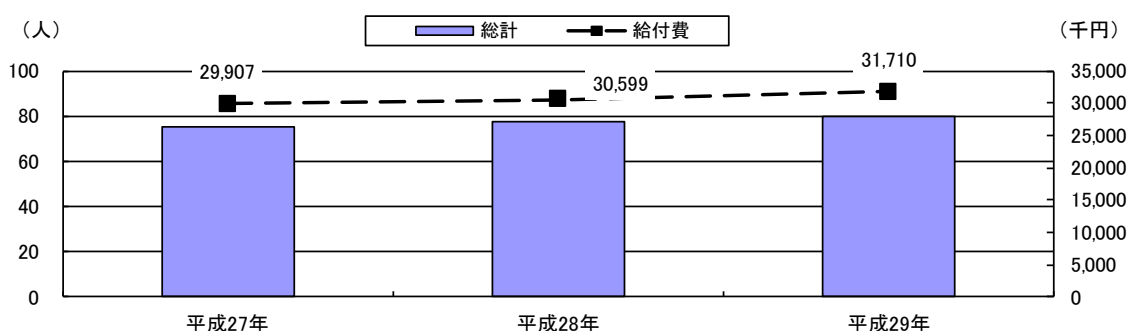
### ⑦介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションやその人の目標に合わせた選択的なサービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月80人・年31,710千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	41	43	44
要支援2	34	35	36
総計	75	77	80
給付費	29,907	30,599	31,710



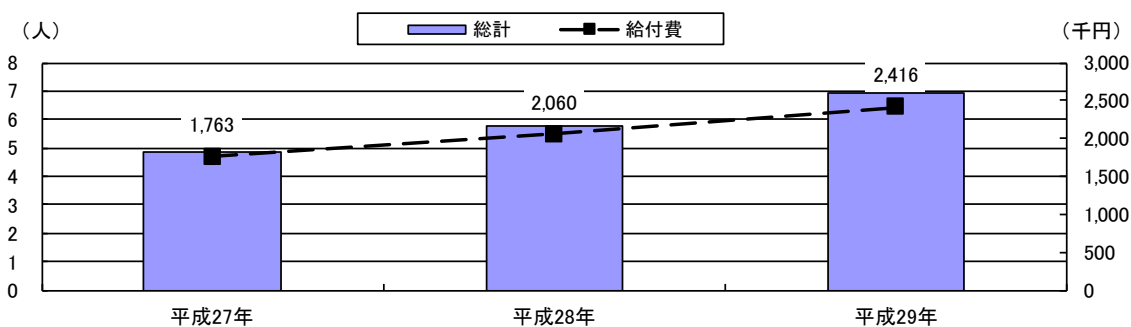
### ⑧介護予防短期入所生活介護

福祉施設や医療施設に短期間入所し、日常生活上の支援や訓練機能などが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月7人・年2,416千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	3	4	5
要支援2	2	2	2
総計	5	6	7
給付費	1,763	2,060	2,416



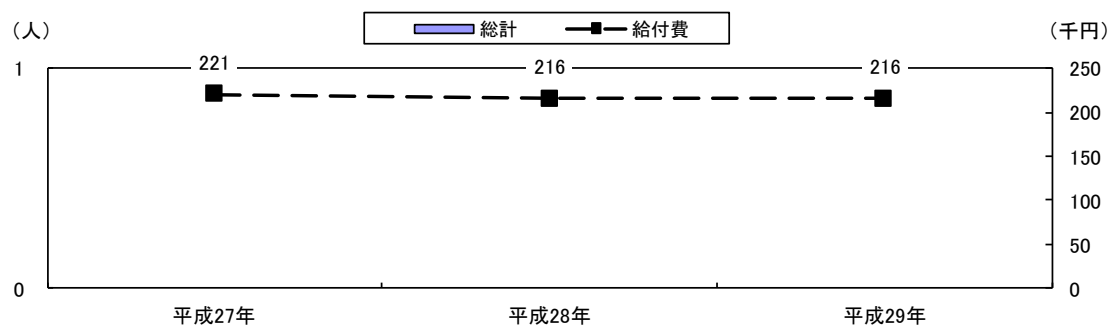
⑨介護予防短期入所療養介護（老健）

老人保健施設に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活の介助や機能訓練を受けられます。

概ね利用はなく、平成27年度から平成29年度においても0人の利用となる見込みです。

単位：人・千円／年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	0	0	0
要支援2	0	0	0
総計	0	0	0
給付費	221	216	216



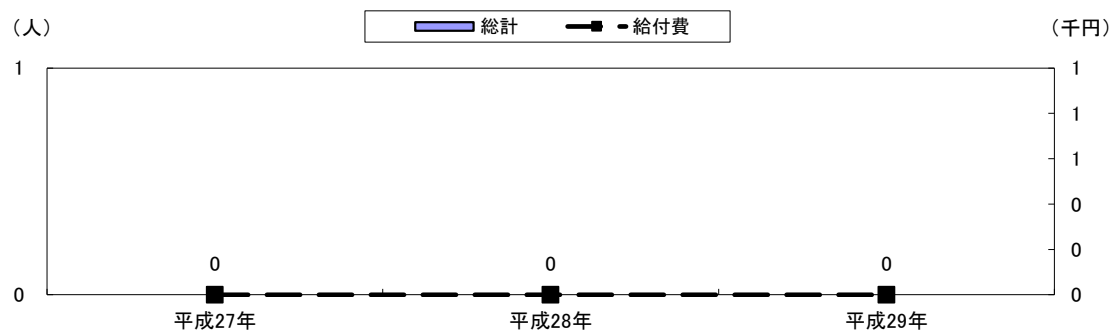
⑩介護予防短期入所療養介護（病院等）

病院等に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活の介助や機能訓練を受けられます。

概ね利用はなく、平成27年度から平成29年度においても0人の利用となる見込みです。

単位：人・千円／年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	0	0	0
要支援2	0	0	0
総計	0	0	0
給付費	0	0	0





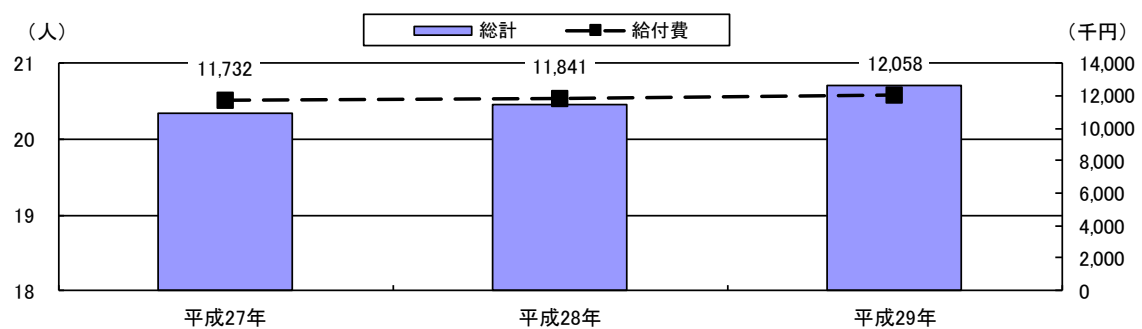
### ⑪介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入所している高齢者は、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護サービスが受けられます。

若干増加し、平成29年度には月21人・年12,058千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	11	11	11
要支援2	9	10	10
総計	20	20	21
給付費	11,732	11,841	12,058



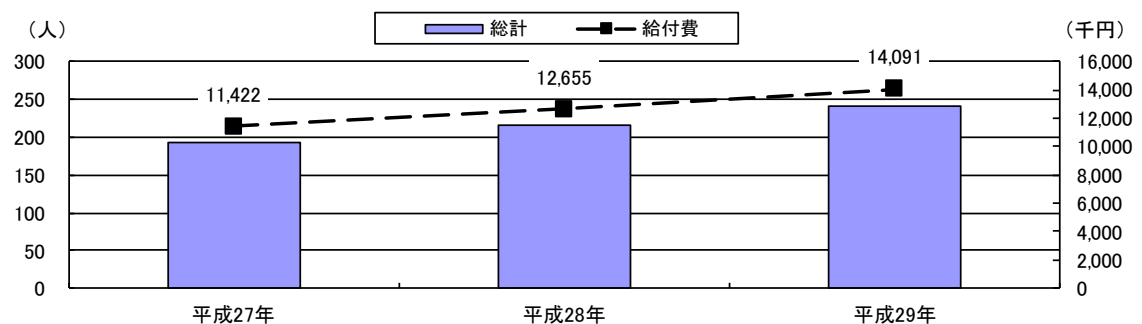
### ⑫介護予防福祉用具貸与

介護予防に資する福祉用具を借りられます。

年々増加し、平成29年度には月241人・年14,091千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	115	133	152
要支援2	79	83	89
総計	194	216	241
給付費	11,422	12,655	14,091



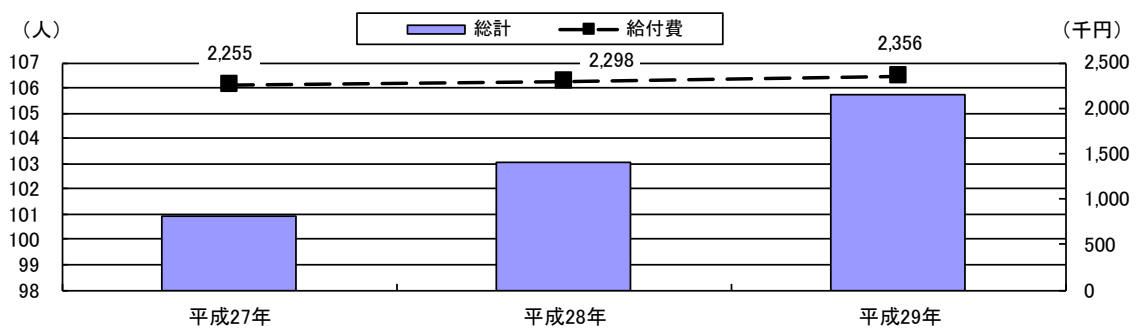
⑬特定介護予防福祉用具購入費

介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、その費用の一部が支給されます。

年々増加し、平成29年度には年106人・2,356千円の利用を見込んでいます。

単位：人・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	70	73	75
要支援2	31	30	30
総計	101	103	106
給付費	2,255	2,298	2,356



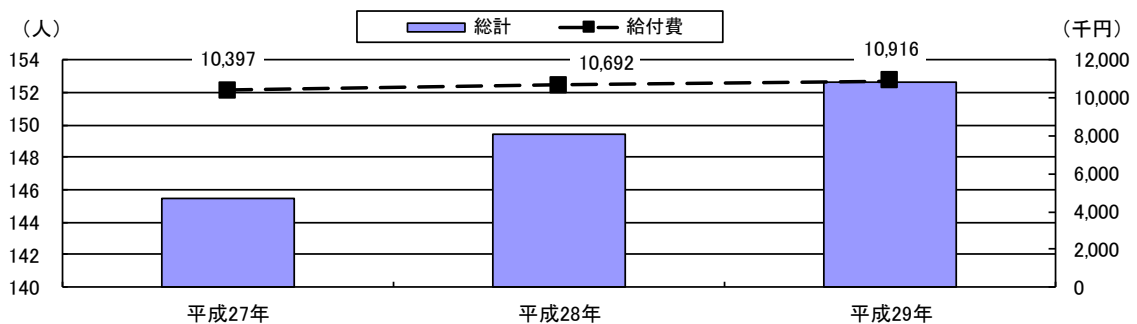
⑭住宅改修（介護予防）

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、その費用の一部が支給されます。

年々増加し、平成29年度には年153人・10,916千円の利用を見込んでいます。

単位：人・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	104	108	110
要支援2	42	42	43
総計	145	149	153
給付費	10,397	10,692	10,916



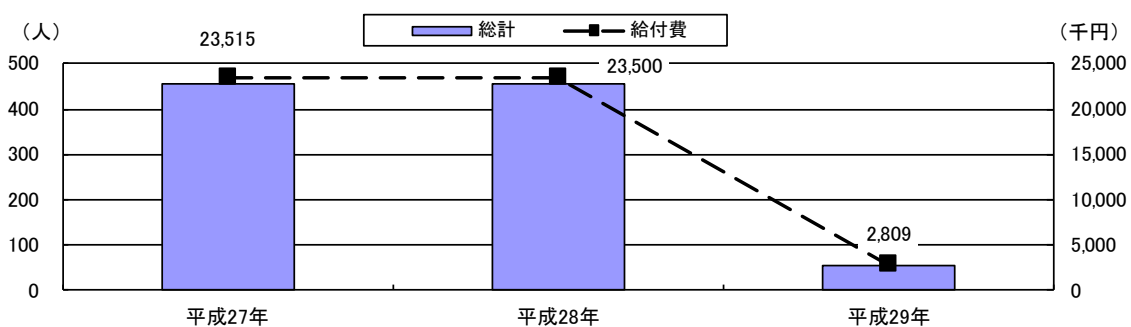
⑮介護予防支援

要支援者が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画との調整や、事業所などと連絡を行って支援します。

年々増加し、平成28年度には月457人・年23,500千円の利用を見込んでおりますが、平成29年度からは介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業に移行されることにより減少します。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	289	292	44
要支援2	168	165	11
総計	457	457	54
給付費	23,515	23,500	2,809



### (3) 施設サービス

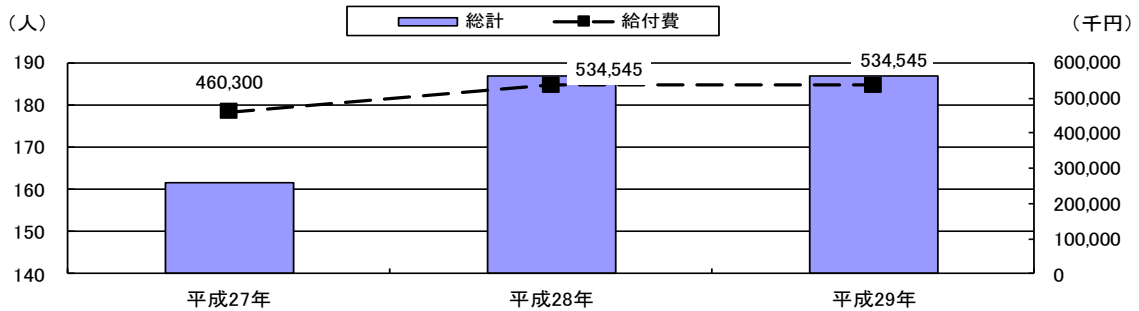
#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常に介護が必要な人で、居宅での生活が困難な人が入所した場合、日常生活上の支援や介護サービスが受けられます。

平成27年度中の施設整備により、平成29年度には月187人・年534,545千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	3	2	2
要介護2	7	7	7
要介護3	26	29	29
要介護4	76	92	92
要介護5	50	57	57
総計	162	187	187
給付費	460,300	534,545	534,545



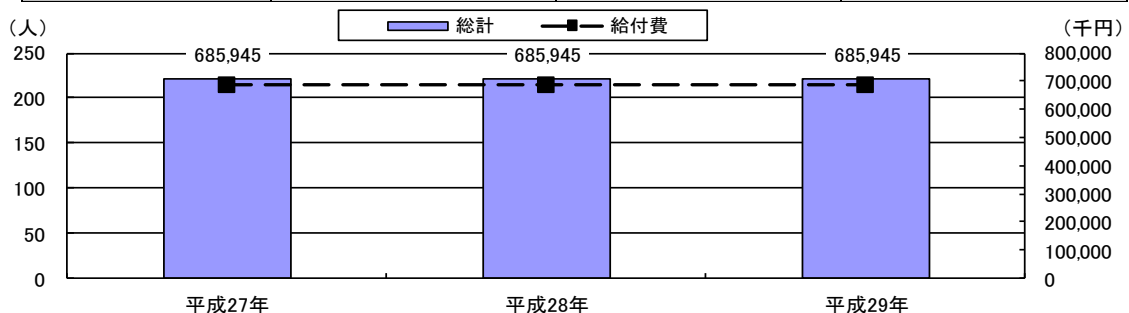
#### ②介護老人保健施設（老人保健施設）

状態の安定している人が、在宅復帰できるようリハビリテーションを中心としたケアと介護サービスを受けられます。

増減せず、平成29年度には月221人・年685,945千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	46	46	46
要介護2	34	34	34
要介護3	41	41	41
要介護4	63	63	63
要介護5	38	38	38
総計	221	221	221
給付費	685,945	685,945	685,945

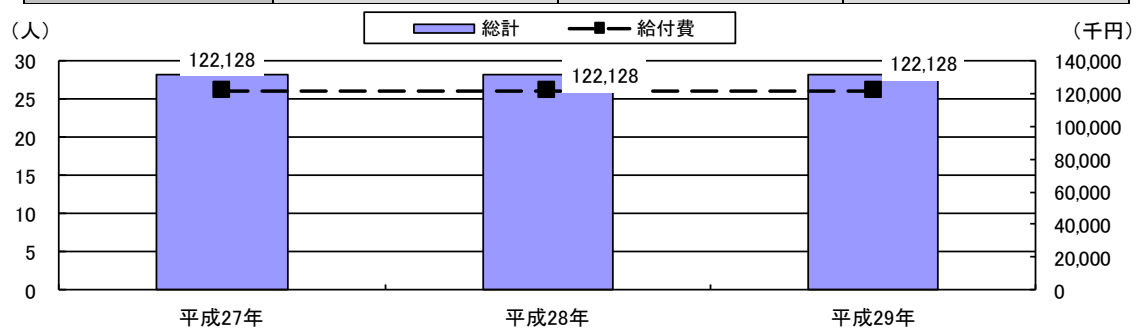


### ③介護療養型医療施設（療養型病床群）

急性期の治療が終わり、長期療養を必要とする人のための医療施設です。増減せず、平成29年度には月28人・年122,128千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	1	1	1
要介護4	10	10	10
要介護5	17	17	17
総計	28	28	28
給付費	122,128	122,128	122,128



### ④療養病床転換に伴う施設サービス

療養病床の利用者については、施設の廃止に伴う他施設への転換が予測されています。

本市においては、平成29年度までにおいて療養病床の転換に伴う他施設の利用者については見込んでいません。概ね、療養病床の転換に伴う他施設サービスの利用については、平成30年以後を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	0	0	0
要介護4	0	0	0
要介護5	0	0	0
総計	0	0	0
給付費	0	0	0

### (4) 地域密着型サービス

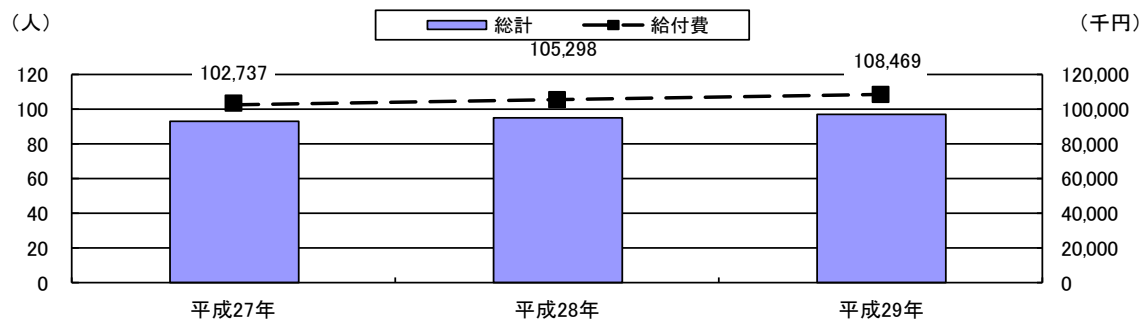
#### ①認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月97人・年108,469千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	30	29	28
要介護2	16	16	16
要介護3	16	16	16
要介護4	19	21	24
要介護5	11	12	14
総計	93	95	97
給付費	102,737	105,298	108,469



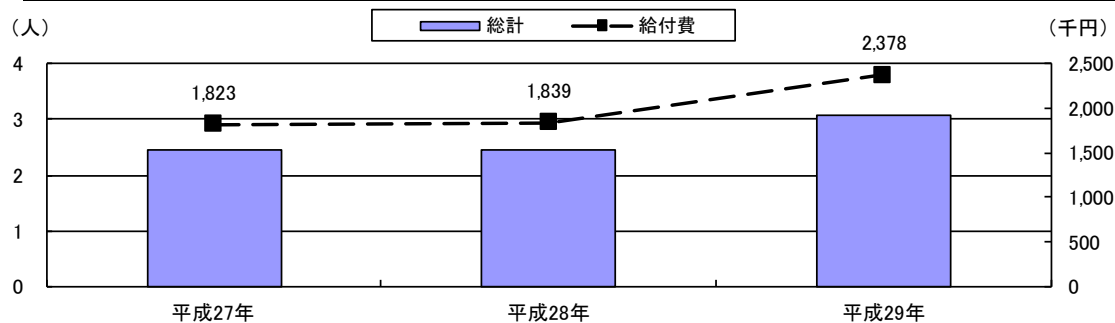
#### ②介護予防認知症対応型通所介護

認知症で要支援の高齢者が、デイサービスを行う施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月3人・年2,378千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	1	1	1
要支援2	1	2	2
総計	2	2	3
給付費	1,823	1,839	2,378



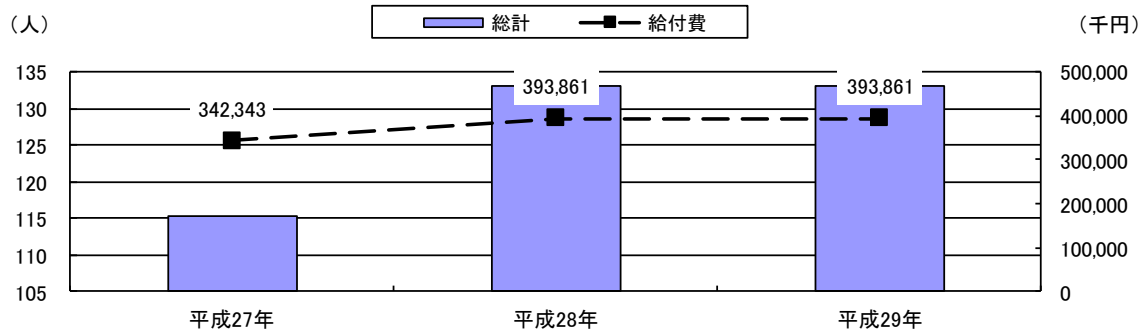
### ③認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

平成27年度中の施設整備により、平成29年度には月133人・年393,861千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	29	35	35
要介護2	12	14	14
要介護3	26	31	31
要介護4	37	41	41
要介護5	12	13	13
総計	115	133	133
給付費	342,343	393,861	393,861



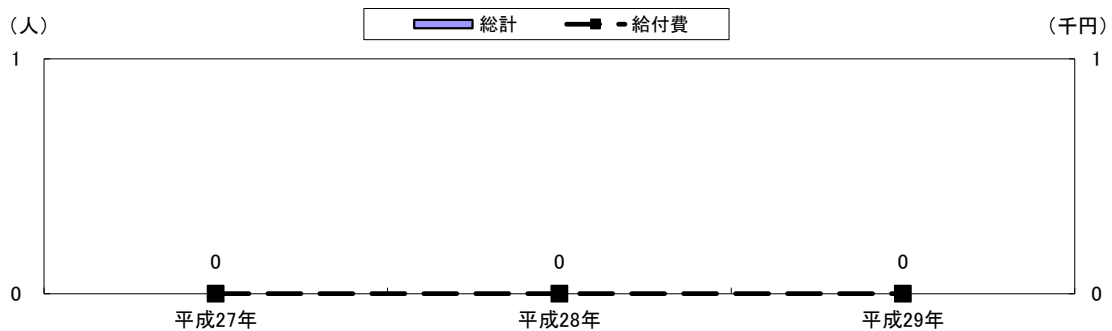
### ④介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症で要支援の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスが受けられます。

概ね利用はなく、平成27年度から平成29年度においても0人の利用となる見込みです。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	0	0	0
要支援2	0	0	0
総計	0	0	0
給付費	0	0	0



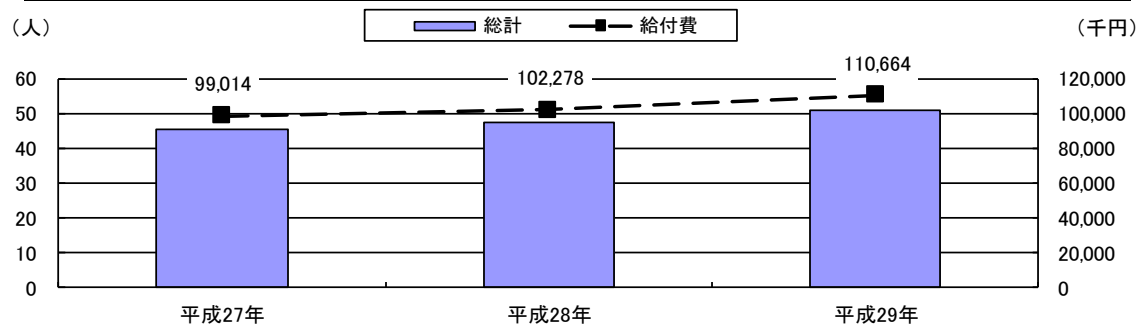
### ⑤小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月51人・年110,664千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	11	12	12
要介護2	15	16	18
要介護3	7	7	7
要介護4	8	8	9
要介護5	4	4	5
総計	45	47	51
給付費	99,014	102,278	110,664



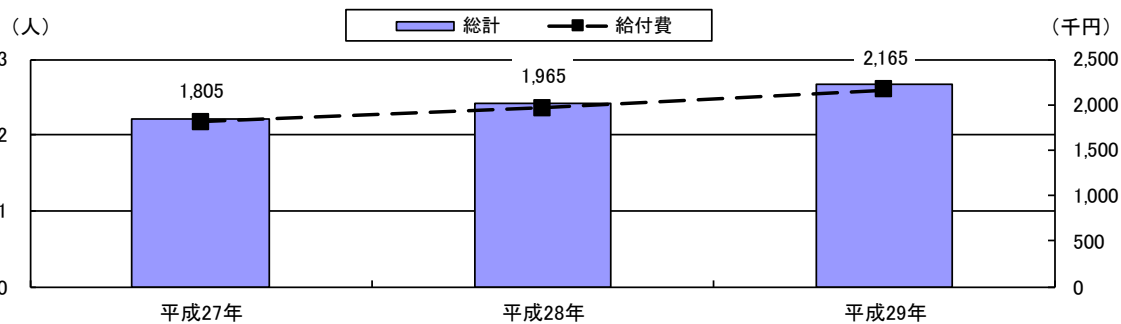
### ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心としたサービスを組み合わせ、介護予防を目的とするサービスが受けられます。

年々増加し、平成29年度には月3人・年2,165千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	1	1	1
要支援2	2	2	2
総計	2	2	3
給付費	1,805	1,965	2,165





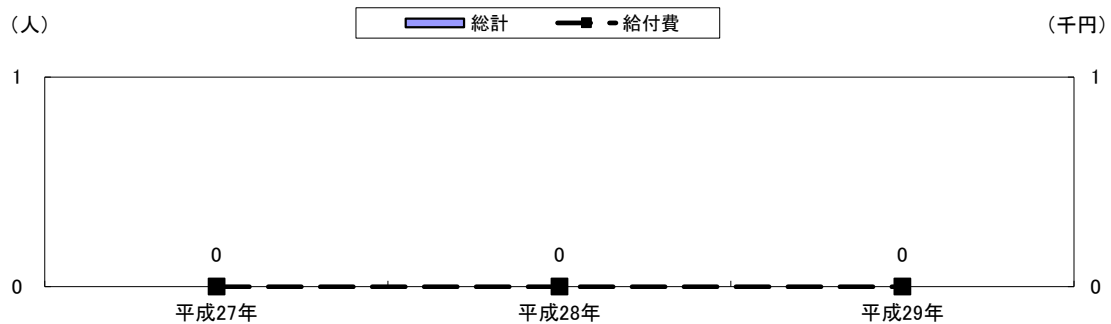
⑦複合型サービス

複数のサービスを組み合わせて利用することができるサービスです。

概ね利用はなく、平成27年度から平成29年度においても0人の利用となる見込みです。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	0	0	0
要介護4	0	0	0
要介護5	0	0	0
総計	0	0	0
給付費	0	0	0



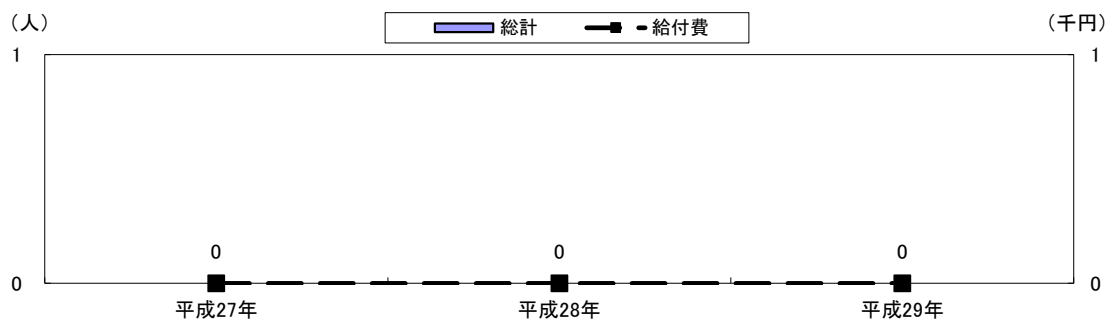
⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的に巡回や緊急時等に随時ヘルパーや看護師等が24時間対応して訪問するサービスです。

概ね利用はなく、平成27年度から平成29年度においても0人の利用となる見込みです。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	0	0	0
要介護4	0	0	0
要介護5	0	0	0
総計	0	0	0
給付費	0	0	0



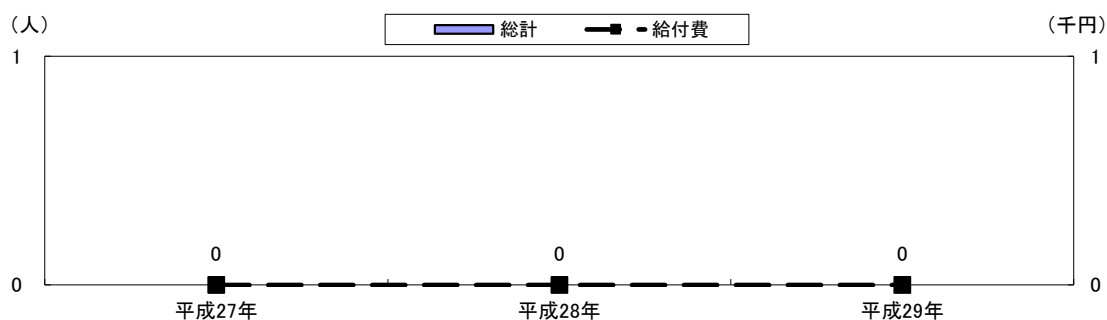
### ⑨夜間対応型訪問介護

24 時間安心して暮らせるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護が受けられます。

概ね利用はなく、平成 27 年度から平成 29 年度においても 0 人の利用となる見込みです。

単位:人/月・千円/年

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	0	0	0
要介護4	0	0	0
要介護5	0	0	0
総計	0	0	0
給付費	0	0	0



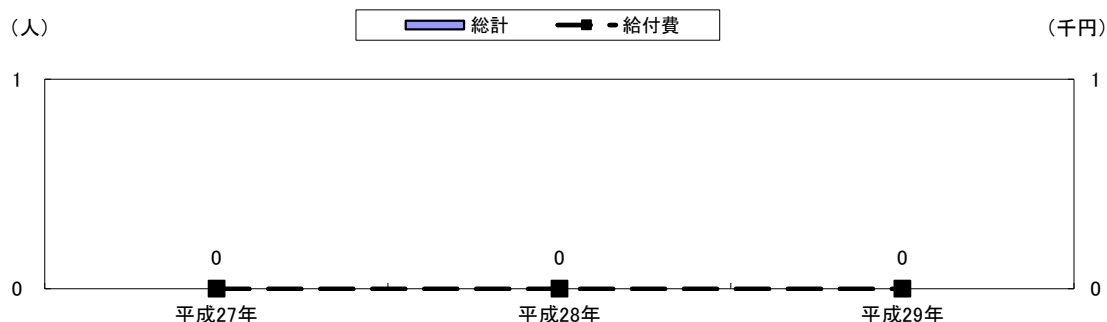
### ⑩地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、小規模な介護専用型特定施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

概ね利用はなく、平成 27 年度から平成 29 年度においても 0 人の利用となる見込みです。

単位:人/月・千円/年

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	0	0	0
要介護4	0	0	0
要介護5	0	0	0
総計	0	0	0
給付費	0	0	0



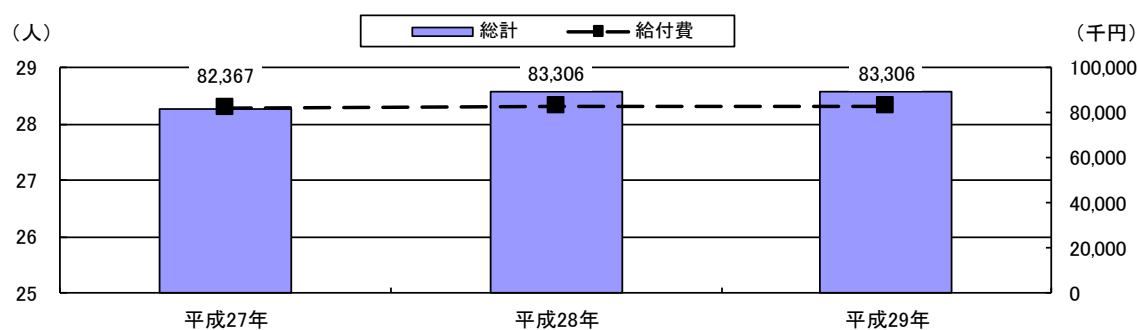
⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスが受けられます。

ほとんど増減せず、平成29年度には月29人・年83,306千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
要介護1	0	0	0
要介護2	0	0	0
要介護3	3	3	3
要介護4	18	19	19
要介護5	6	7	7
総計	28	29	29
給付費	82,367	83,306	83,306



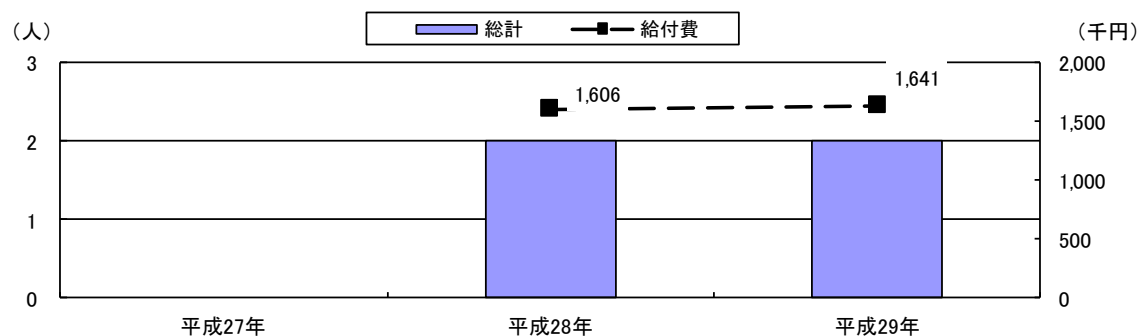
⑫地域密着型通所介護

デイサービスセンターなどで入浴や食事提供、生活行為向上のための支援が日帰りで受けられます。

平成29年度には月2人・年1,641千円の利用を見込んでいます。

単位：人/月・千円/年

	平成27年	平成28年	平成29年
人数	0	2	2
給付費	0	1,606	1,641



## 4. 介護保険サービスの円滑な提供

### (1) 居宅サービス

事業者などに対して、新規の開設や事業所の併設を円滑に進められるように、よりきめ細やかな情報を積極的に提供して支援していきます。また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者の需要と生活課題を適切に把握し、必要なサービス提供がなされるように支援をしていきます。

高齢化に伴って、高齢者数の増加及び認定者数の増加が見込まれています。そのため、本計画では居宅サービスの利用者数の増加を見込んだうえで、その提供体制について整備を進めていきます。

### (2) 介護施設・居住系サービス

介護施設・居住系サービスにあたっては、県・関係施設等との連携のもと、既存の施設が有効に活用されるように配慮していきます。

介護老人福祉施設について、本市において新しく整備を行い、提供していきます。介護老人保健施設、介護療養型医療施設については、新たな整備に伴う利用者増加等見込んでいませんが、既存の施設で利用者が最適なサービスが受けられるよう、連携体制を整えていきます。

特定施設入居者生活介護については、本市内では整備は見込んでいませんが、近隣自治体等において本市の認定者が増加することを見込んでいます。

### (3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについて、日常生活圏域ごとの整備計画を基本として、必要利用定員数の確保に努めます。

認知症対応型共同生活介護について、本市において新しく整備を行い、提供していきます。

小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型通所介護については新たな整備は見込んでいません。

夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、地域密着型特定施設入居者生活介護については、本計画では事業量を見込みませんが、今後の動向について調査・研究を行い、必要に応じて柔軟に対応していきます。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 制度の周知・啓発

市広報、ホームページ、パンフレット、介護保険に関するガイドブック等を活用しながら、各種情報の提供に努め、制度の趣旨普及を図ります。

### 2. 計画の達成状況の点検

計画の円滑な推進を図るため、八幡浜市高齢者保健福祉計画等検討委員会で計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を講じていきます。

### 3. 高齢者保健福祉に関する行政等の体制

#### (1) 保険財政の健全運営

介護保険制度の定着とともに、介護サービスを利用される方も増えており、給付費の伸びに見合った介護保険料の設定を行います。

#### (2) 適正な要介護認定

介護保険制度の安定運営のため、要介護認定の公平・公正さが確保され、迅速な判定が行えるように、介護認定審査会委員や認定調査員の研修などにより、資質の向上に努めます。

また、より効率的で適正な要介護認定システムの充実に努めます。

#### (3) 介護保険料の適正納付の充実

保険料収納率向上のため、普通徴収者に対してより一層の口座振替の促進を図るとともに、保険料についての情報提供あるいは介護保険制度の趣旨の周知徹底を行うことで、適正な収納に努めます。

#### (4) 低所得者に対する負担軽減

低所得者には、社会福祉法人等による軽減制度を実施していきます。

#### (5) 介護サービス事業者への指導・育成

##### ①居宅介護支援事業者への指導・育成

介護支援専門員は、要介護高齢者の在宅での生活を支援する重要な役割を担っており、今後とも、居宅介護支援事業所には公正・中立な働きがより一層期待されることから、引き続き指導・育成を行います。

##### ②その他サービス事業者への指導・育成

利用者に質の高いサービスが提供されるように、介護サービス事業者に対して各種研修会の受講を促進し、実地指導も行います。

また、利用者が適切に介護サービスを選択することが可能となるよう、すべての介護サービス事業者に介護サービスの内容や運営状況に関する情報の公開を促すなど、適正な事業運営の推進を支援します。

## 4. 計画推進における人材育成

高齢者の増加に伴い、今後とも高齢者の保健福祉サービスに対するニーズは多様化することが見込まれます。

国、県、事業者、その他関係団体と連携し、保健・医療・福祉に関連する人材の確保・育成と質の向上を図ります。

また、地域ぐるみで元気な高齢者を増やし、いつまでも健やかに過ごせるよう、地域福祉を担う市民のボランティア等の養成に努めます。

## 第7章 第6期介護保険事業の数量的見込み

### 1. 総給付費等

#### (1) 介護給付費

※数値には小数点が含まれているため、合計が合わないことがあります。

#### ■居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス給付費推計

単位：千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>■居宅サービス</b>			
訪問介護	274,558	294,788	308,297
訪問入浴介護	23,392	23,596	23,832
訪問看護	44,395	46,936	48,895
訪問リハビリテーション	15,007	16,002	16,738
居宅療養管理指導	18,613	19,538	20,423
通所介護	311,581	319,607	326,504
通所リハビリテーション	238,932	251,148	259,717
短期入所生活介護	125,531	131,193	134,553
短期入所療養介護	30,463	31,130	31,986
特定施設入居者生活介護	262,709	282,022	302,066
福祉用具貸与	81,373	82,687	83,054
特定福祉用具購入費	5,179	5,370	5,443
<b>■地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	102,737	105,298	108,469
小規模多機能型居宅介護	99,014	102,278	110,664
認知症対応型共同生活介護	342,343	393,861	393,861
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	82,367	83,306	83,306
地域密着型通所介護	0	1,606	1,641
複合型サービス	0	0	0
<b>■住宅改修</b>	12,139	12,481	12,829
<b>■居宅介護支援</b>	141,490	147,413	152,956
<b>■介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	460,300	534,545	534,545
介護老人保健施設	685,945	685,945	685,945
介護療養型医療施設	122,128	122,128	122,128
<b>■介護給付費計(小計)</b>	<b>3,480,196</b>	<b>3,692,878</b>	<b>3,767,852</b>

資料：第6期介護保険事業計画ワークシート

## (2) 予防給付費

## ■介護予防・地域密着型サービス給付費推計

単位:千円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>■介護予防サービス</b>			
介護予防訪問介護	51,358	52,990	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	4,753	5,702	6,466
介護予防訪問リハビリテーション	2,999	3,283	3,648
介護予防居宅療養管理指導	1,243	1,366	1,509
介護予防通所介護	52,320	52,466	0
介護予防通所リハビリテーション	29,907	30,599	31,710
介護予防短期入所生活介護	1,763	2,060	2,416
介護予防短期入所療養介護	221	216	216
介護予防特定施設入居者生活介護	11,732	11,841	12,058
介護予防福祉用具貸与	11,422	12,655	14,091
特定介護予防福祉用具購入費	2,255	2,298	2,356
<b>■地域密着型介護予防サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	1,823	1,839	2,378
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,805	1,965	2,165
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
<b>■住宅改修</b>	10,397	10,692	10,916
<b>■介護予防支援</b>	23,515	23,500	2,809
<b>■予防給付費計(小計)</b>	207,513	213,472	92,738

資料:第6期介護保険事業計画ワークシート



## (3) 総給付費等

## ■総給付費

単位:円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総給付費	3,687,709,000	3,906,350,000	3,860,590,000
特定入所者介護サービス費等給付額	158,496,000	160,368,000	164,112,000
高額介護サービス費等給付額	73,080,000	74,040,000	75,720,000
高額医療合算介護サービス費等給付費	15,300,000	15,300,000	15,900,000
算定対象審査支払手数料	4,752,960	4,811,520	4,920,000
標準給付費	3,939,337,960	4,160,869,520	4,121,242,000

資料:第6期介護保険事業計画ワークシート

## (4) 地域支援事業費

## ■地域支援事業費

単位:円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域支援事業費	89,315,000	94,343,000	196,017,000

資料:第6期介護保険事業計画ワークシート

## 2. 給付費の推移の比較

■平成 23～25 年度、平成 27～29 年度平均上昇額

単位：千円

	予防給付		介護給付	
	平成 23～25 年度平均上昇額	平成 27～29 年度平均上昇額	平成 23～25 年度平均上昇額	平成 27～29 年度平均上昇額
<b>■居宅サービス</b>				
訪問介護	▲1,126	1,632	▲4,531	16,870
訪問入浴介護	0	0	1,235	220
訪問看護	903	857	7,339	2,250
訪問リハビリテーション	▲434	325	▲2,849	866
居宅療養管理指導	▲52	133	2,176	905
通所介護	4,939	146	21,590	7,462
通所リハビリテーション	▲2,617	902	▲4,455	10,393
短期入所生活介護	437	327	14,443	4,511
短期入所療養介護	▲5	▲3	▲703	762
特定施設入居者生活介護	▲2,915	163	12,961	19,679
福祉用具貸与	1,160	1,335	4,192	841
特定福祉用具購入費	267	51	680	132
<b>■地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介			0	0
夜間対応型訪問介護			0	0
認知症対応型通所介護	▲85	278	▲3,468	2,866
小規模多機能型居宅介護	▲46	180	20,966	5,825
認知症対応型共同生活介護	1,202	0	415	25,759
地域密着型特定施設入居者生活介護			0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			40,304	470
地域密着型通所介護				821
複合型サービス			0	0
<b>■住宅改修</b>	1,993	260	1,007	345
<b>■予防介護支援・居宅介護支援</b>	837	▲10,353	1,230	5,733
<b>■介護保険施設サービス</b>				
介護老人福祉施設			▲1,997	37,123
介護老人保健施設			27,817	0
介護療養型医療施設			▲31,597	0
<b>■総給付費</b>	4,458	▲57,388	106,756	143,828

※平成 23～24 年度及び平成 24～25 年度の各サービスの給付費上昇額の平均

資料：八幡浜市

※平成 27～28 年度及び平成 28～29 年度の各サービスの給付費上昇額の平均

### 3. 介護保険料の算出

介護保険料の算出にあたっては、下記の費用額を踏まえて計算を行い、算出しています。

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{標準給付費見込額}} \\
 = & \boxed{\text{介護給付費}} + \boxed{\text{介護予防給付費}} + \boxed{\text{高額医療合算介護サービス費等給付額}} + \boxed{\text{高額介護サービス費等給付額}} + \boxed{\text{特定入所者介護サービス費等}} + \boxed{\text{算定対象審査支払手数料}} \\
 \\
 & \boxed{\text{保険料収納必要額}} \\
 = & \left( \boxed{\text{平成27年度～29年度までのサービス給付に必要な費用(給付費+地域支援事業費)}} \times \boxed{\text{第1号被保険者の負担分(22\%)}} \right) \\
 + & \boxed{\text{調整交付金相当額}} - \boxed{\text{調整交付金見込額}} + \boxed{\text{財政安定化基金拠出金}} - \boxed{\text{準備基金取崩額}} - \boxed{\text{財政安定化基金取崩額}} \\
 \\
 & \boxed{\text{保険料基準月額}} \\
 = & \boxed{\text{保険料収納必要額}} \div \boxed{\text{保険料収納率の見込み}} \div \boxed{\text{所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数(3年間)}} \div 12
 \end{aligned}$$

